

平成 2 9 年 6 月 7 日 (水)

(第 1 日目)

平成29年第14回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

平成29年第14回荅北町議会定例会は、平成29年6月7日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	松本 良人	2番	廣田 幸英
3番	高戸 幸雄	4番	松野 重幸
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	11番	錦戸 俊春（副議長）
12番	山本 政人（議長）		

3. 不応招議員（1名）

10番 山下 時義

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	宮崎 裕 昭	企画政策課長	荒木 広 之
教 育 課 長	汐崎 正 喜	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長	野田 尚 之	商工観光課長	尾脇 宣 宏
水道環境課長	小林 和 文	福祉保健課長	山崎 敬 一
健康増進室長	坂元 俊 司	会 計 課 長	立山 清 剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第14回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、野崎幸洋君、8番、浜口雅英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月8日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月8日までの2日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4月29日、長崎市で開催されました長崎苓北会に田嶋議員、松野議員、山下議員とともに出席し、出席者の皆さん方にふるさとの情報を発信するとともに、親睦を深めてまいりました。

5月9日、天草市で開催されました島原・天草・長島架橋建設促進期成会総会に出席をいたしました。

5月17日、天草広域連合事務所で開催されました天草広域連合議会運営委員会に出席をいたしました。

5月26日、県町村議会議長会から、県・県議会・自民党県連に対し要望活動を行いました。天草郡として熊本天草幹線道路の早期整備についてを要望いたしました。

5月31日、東京都中野サンプラザホールで開催された全国町村議長会主催の議長・副議長研修会に錦戸副議長とともに出席をいたしました。福島大学今井照教授や新潟県立大学田口一博准教授による講演などがありました。

翌6月1日、全国町村会館での県関係国会議員への要望活動に錦戸副議長とともに出席をし、先ほど県にも要望いたしました天草幹線道路の早期整備、早期完成に向けて頑張ってくださいように要望をいたしました。これに対しては、園田議員より極力努力をすると、そういう旨の答弁がありました。なお、本渡の第二瀬戸橋の竣工については、平成34年度を目標として完成の予定である旨、報告がなされました。

6月5日、県市町村自治会館で開催されました県町村議会議長会臨時総会に出席をいたしました。

これらの資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、4月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

平成29年度の町内小中学校の入学式が4月11日にそれぞれ開催されました。今年度の入学者数は小学校が坂瀬川小学校12名、志岐小学校31名、富岡小学校14名、都呂々小学校3名の計60名でありました。苓北中学校の入学者数は57名でありました。

次に、4月20日には苓北町体育センターにおいて、ご遺族の方々をはじめ、町内各機関、団体の代表者のご出席をいただき、苓北町戦没者追悼式を開催いたしました。

次に、4月29日から5月7日までのゴールデンウィーク期間中、苓北町5窯元、天草町4窯元が参加をいたしまして、恒例の天草西海岸春の窯元めぐりが開催されました。

次に、5月3日、4日の両日、町内3会場におきまして、日本サッカー協会会長杯苓北町長杯サッカー大会を開催し、県内の中学校並びにクラブチームから9チームが出場し、熱戦を繰り広げました。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。まず、6月10日土曜日に苓北町体育センターにおきまして、第39回福祉スポーツ大会を開催いたします。町内の老人クラブ、老人ホーム、身体障がい者施設、保育園などの参加を得て実施いたします。

次に、6月18日に大阪リバーサイドホテルにおきまして、関西ふるさと苓北会総会が開催されます。苓北町からは私と錦戸副議長並びに議員の皆さま、町職員を合わせて総勢5名が出席の予定でございます。

次に、平成29年度苓北さわやかクリーン作戦を7月の9日日曜日午前7時から実施いたします。なお、当日悪天候の場合は、翌週の7月16日日曜日に順延いたします。順延の場合は、防災行政無線並びに各家庭に配備しているIP告知端末にてお知らせをいたします。又、家庭用粗大ごみの回収につきましては、27年度からクリーン作戦の日とは別に実施しておりまして、今年度は9月10日日曜日に実施する予定にしております。

次に、苓北町避難訓練をクリーン作戦と同じ日の7月9日午前10時から行います。苓北町に震度7の地震が発生したとの想定により指定避難場所等への避難訓練を町内全域で実施いたします。なお、避難訓練につきましては、7月9日雨天決行の予定でございます。

次に、苓北じゃつと祭を7月22日土曜日、23日日曜日に開催いたします。1日目は花火大会やステージイベント等を、2日目はペーロン大会を開催いたしますので、議員皆さま方におかれましては、ぜひ応援のほどをお願い申し上げます。

次に、苓北町青少年国際交流研修派遣事業を今年度も7月28日から8月10日までの14日間、オーストラリアマジー市へ中学生6名、引率2名の計8名を派遣する予定であります。

以上が、諸行事についてのお知らせでございます。

次に、修繕工事に伴う施設の休館についてのお知らせでございます。苓北町斎場におきまして、2号炉のレンガ積み替え修繕工事のため、6月12日月曜日から6月21日までの10日間施設の使用ができなくなります。この期間は天草市等の他の施設をご使用いただくこととなりますのでお知らせをいたします。

最後に、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム、Jアラートと言いますが、による情報伝達についてのお知らせでございます。北朝鮮は過去に類を見ない頻度で弾道ミサイルを発射し、平成28年8月以降弾道ミサイルの弾頭部分が日本の排他的経済水域内に落下する事案も起こっております。このような中、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性、又は日本の領土、領海を通過する可能性がある場合には、日本政府としては24時間いつでも全国臨時警報システム、Jアラートを使用し、緊急情報を伝達することにしており、市町村の防災行政無線が自動的に起動し、警報が流れることになっております。警報では、屋外にいる場合は、近くのなるだけ頑丈な建物や地下街は苓北町にはございません。建物などの施設に避難するよう避難の呼びかけが行われます。詳しい事項につきましては、町ホームページ並びに広報れいほく6月号で町民の方々へお知らせすることにいたしております。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（山本政人君） これで行政報告を終わります。

ここで、山下時義議員より今定例会に欠席する旨の届が出されておりますので、皆さんにお知らせをいたしています。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

ここで議長からお願いをいたします。現在、議会活性化等検討特別委員会において、議会の状況を録音し、広く公開していこうという検討がなされております。そのことを踏まえ、質問者も答弁者も簡便かつ明瞭な発言に心がけていただきますようお願いをいたします。

それでは、これより一般質問を行います。

通告1番、松本良人君。

○1番（松本良人君） おはようございます。通告1番、1番議員、松本良人でございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

内容につきましては、苓北町の財政状況に合わせた今後の施策についてお尋ねをいたします。

過疎化が進み、少子高齢化の標本と言えるような、又、消滅自治体の話がちらほらとささやかれる中で、町民の方々に安心安全の町として、この町を維持していかなければならない使命があります。特に、子どもや孫たちに将来、負担のかからないような行政を執行していかなければならないということは言うまでもございません。私は、5月21日苓北中学校第3回体育大会が盛大に開催され、来賓として、又、孫がおりましたので出席をさせていただきました。この大会のテーマ「積小為大～築け100年の礎～」校長先生の挨拶の中に、10年後の礎を、100年後の礎を築いていきましょうという子どもたちへのメッセージがあり、真剣に聞き入れている生徒の姿にハッとさせられました。このとき、私はこの言葉を知りませんでした。もしかして、この大会のテーマ、積小為大は小さいことの積み上げが大きいためになる、そういう言葉ではないかと私なりに解釈をいたしました。そして、我が町の状況が頭の中に浮かび上がりました。この言葉を後日知人にお尋ねをしました。さっそくインターネットで回答をいただきました。この言葉は、二宮尊徳先生の言葉で、小さい努力の積み重ねがやがて大きな収穫や発展に結びつく。小事を疎かにしていて大事をなすことはできないという言葉でした。先の3月議会において大型投資に伴う借入金の返済や維持管理費が多額な施設、経済効果が望めない事業や施設がある一方で、中には町民の不安を与えながら推し進められている事業があり、町財政を圧迫しているということで質問をいたしました。29年度予算においても、町民に直接関係する防災、インフラの整備ほか、数々の問題が取り残さ

れ、町民へのサービスは年々悪化しているように感じられる行政は、まさに積小為大の言葉に逆行している。町民の方々に不安、不便、不備、そして危険さえも与えられるような思いがいたします。安心安全のまち、いきいきと暮らせる荅北、財政状況に合わせた今後の政策、施策、計画等についてお尋ねをいたします。

以上でございますけれども、答弁次第では自席で再質問をさせていただきます。終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

荅北町の財政状況についてのご質問でありました。私どもは平成27年度の決算での財政の健全性を示す4つの健全化判断比率を検討いたしまして、いずれも早期健全化判断基準を下回っている。財政構造の弾性力を示す経常収支比率は改善がみられていると。この要因としまして、歳入面では、平成26年度の消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金が平年度化され、経常一般財源が増加したこと、歳出面では、人件費が減少したこと等によると考え分析をしております。しかしながら、町民の皆さま方にとりましては、一番必要な下水道の普及に加え、今までどうしてもやらなければならなかった案件で、手の届かなかった事業、これは財政面で手の届かなかったという意味ですね、国の経済対策を活用することで、一般財源からの支出を抑えるよう事業実施してまいりました。例えば、光ファイバー事業。このことによって家庭へ直接伝わる告知端末等が活用でき、そして併せてインターネット等の普及につながるような利便性が高まったわけでございます。この事業費が9億3,899万2,000円。このうち国庫支出金は7億5,710万8,000円でございます。通常この事業でありますと、3分の1しか国は補助をしていただけません。その折の経済対策で、この光ファイバーが候補になっておりましたので、あえてこれを使わせていただいたところでございます。このときの起債額が1億2,650万円でございます。一般財源が5,538万4,000円でございます。また、もう1つ申し上げますと、笹尾の浄水場の更新事業がございました。これは事業費が3億4,851万1,000円で、国庫支出金が3億2,625万円、起債額が1,800万円、一般財源が356万1,000円であったわけでございます。これも通常だと2億ぐらいは、あと町が負担をしなければならない事業でありましたが、この件につきましても、ライフラインをしっかりと守っていくという意味で、この事業を採用させていただいたところでございます。又、東日本大震災発生を機に、町民の安心と安全を守るべく早急に取り組んでまいりました緊急防災減災事業等に加え、本来、国が交付税で賄うべきものであり、100パーセント元利とも交付税措置される臨時財政対策債、これにつきましては、自治体によっては借金として考えない自治体もございません。このことがあるために、この現在高が平成28年度末で30億8,000万円あま

りになっております。しかしこれは国が約束をしていただいたようにですね、後年度に元利とも100パーセント補てんをしていただいておりますので、やはり私どもはこれは借入金として一応入れておりますが、国を信頼することによって30億の借入金はないと私は判断をしているところでございます。これで合わせまして70数億円の借金の中から30億円あまりが減ると。そして併せてですね、我々は元利にですね、交付税がつかない借入金はお借りしないということで基本的にそれを守ってきております。そういう意味でですね、基本的には元利に交付税が20パーセントつくもの、あるいは緊急防災対策債は70パーセントがついてまいりますので、実質的な借入というのは額面よりも相当小さくなると考えております。ただし、借金は借金でございますので、今ご指摘になられたように将来に負担を残さないような形でしっかりとこれを返済をしていかなければならないと考えておりますし、そして、又、借金をしないために何もかにも事業を減らしていくということになりますと、いろんな分野でいろんな方たちの活力をそぐことになってまいります。そこは財政との見合わせの中でしっかりとやっていけるものはやっていく。そういう考え方で今後進めていきたいと考えているところでございます。なお、国保税につきましては、負担が非常に増えたということでございます。昨今ですね、医療費がずっと減りかかっておりました。減りかかっておりましたのが、平成27年度からですね、急激に増えてきたということで、11年ぶりです。通常自治体は大体3年から5年に一遍は値上げをしておられますが、11年ぶりに上げざるを得なくなってきたということで、国保税を上げさせていただきまして、大変心苦しくは思いますが、その中で所得の低い方々には7割軽減というのを使っております。この7割軽減を用いますと、大体年間5,100円の値上げになるわけでございますが、1ヶ月に換算しますと425円ということです。値上げをしたことについては、大変心苦しく思いますが、医療費が県下でもですね、非常に高い方なんですよ。5番目ぐらいに入るぐらい。そして今度は国保税はですね、県下でも下から5、6番目の位置にあるところです。医療費が高くて、国保税が安いということは、経済的に成り立つわけがないわけですね。ですから、今後我々も一般財源からどの程度これをですね、つぎ込んだ中で町民の皆さま方が安心して医療を受けられることができるように研究をしていかなければならないと思っておりますが、やはりある程度使った分については、国保の会員の方も、あるいは町も負担をしていかなければなりません。なお、年間1億円程度はですね、国保には町が一般財源から投入をしているところでございます。そういった意味で、松本議員の質問は今ある我が町の状況に対して警鐘を鳴らしていただいたと。我々は財政の健全化の中でやってると思っておりますが、しかし、借金は借金でございますので、このことにつきましては、やるべき仕事、そしてやめる仕事も踏まえながらですね、しっかり検証しながら今後財政健全化が更に進むように頑張りたいと考えているところでござ

ざいます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ありがとうございます。確かに、いるべきところにはかなり金をかけていただいているなどというようにことで解釈をいたしておるところでございますけれども、実は収入の面です、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、町税でございます。この件については、先ほど申しましたとおり、人口は減っていく。少子高齢化によって、お年寄りがかなり増えていくと。かなり税収が減額になっていくと。税収が減額になるということは、苓北町の基盤がないということですね。基盤がなければどれだけ起債を借り入れようと思っても入れられないところがあるわけですね。そういったことでございますので、ちょっとお尋ねしますけれども、本年度の予算がですね、町税として14億8,189万円ですね。それが、昨年からおよそ3,500万ぐらい減額となっておりますね。それから、このことで公債費、借金ですけれども、借金といろいろ事業の云々の、あるいは有利な起債ということを目からタコの出るようにどこでも聞くわけですが、そこら辺私たちは内容が詳細についてはわかりませんので、借りた金を払う分をまず税収で比較を私なりにしてみました。借金を払う分はですね、町税で割ってみたんですけれども45.6パーセントです。このいろいろ振興計画については、こういった長期な財政をあるいは町の状況を勘案しながら長期の計画は立てていくと。そして、資本の投資もやっていくと。そういったことだろうと思いますけれども、この件について10年後あたりの借入金の返済とですよ、借入金額じゃなくて、返済と町税がどのくらいぐらいになっているのかお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 振興計画の中でですね、税収と返済については10年間のを作っております。詳細については企画政策課長からお答えさせますが、苓北町においてはですね、九州電力の償却資産が以前は非常に多かったんですが。

○1番（松本良人君） 私の尋ねる分だけで結構ですので、いつも時間を超過いたしますので、そこら辺よろしくをお願いします。

○議長（山本政人君） 関連をしてると思いますから、続けてください。どうぞ。

○町長（田嶋章二君） 苓北町についてはですね、九州電力の償却資産があるわけですが、これについては大体年々計算ができます。要するに、充てにできるんですね。減りはしますが。そういった面での強みはございます。そういうことで、そういうことを核にですね、税収をしっかり捉えながら、そして又、今年予算の柱ではですね、少しでも税収につながるものを事業化していこうということで立てておまして、少しずつそういう芽が出てきております。ですから、まずは税収を増やす。そして、使

うものをしっかりと見定めながらですね、やっていくということで、今年は返すお金が借りたお金よりも2億円多かったわけですね。だから、要するに2億円借金が減ったということです。そういうことで、基本的な予算の立て方につきましては、借りる金よりも返す金を多くしていくという基本的な考え方の中でやっていきたいと考えております。目標としましては、10年間で毎年2億ずつ、20億円減らしていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 29年度の予算編成が終わりまして、一応31年度までの財政計画を作っております。まだ30年度で長期計画を作成いたしますので、また洗い直しをやる予定でございます。それで31年度の税収の見込みが13億4,400万円、それと公債費が7億5,000万円というふうに計画をしておるところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私なりにですね、これは当初予算の委員会の中でいただいた資料でございます。この資料でですね、計算をいたしてみました。実は町税とそれから固定資産だけ、今町長さん、九電の償却資産が上がったからということでお話ありましたけれども、この分を固定資産だけの分でございますけれども、その分ですね、計算をしてみました。公債費がですね、本年度が6億7,570万2,000円。それで固定資産で割ってみますと57.7パーセント。それから37年度の資料しかございませんでしたので、そのときの公債費が5億7,994万1,000円。そのときのこの資料の中の固定資産税ですよ。固定資産が8億3,018万9,000円。それで比較しますとですね、29年度は57.7パーセント。それから37年度、おおよそ10年後に満たないわけですが、69.9パーセントですね。これは固定資産だけですよ。固定資産は案外変動しない税なんです。このほかに町税としてみればたばこ消費税、これも下がりますね。たばこ消費税、軽自動車税、それから町民税の個人、あるいは法人。法人も段々会社等がなくなってきたならば下がるとは思いますけれども、かなり固定資産税が借金に対する率が段々増えてきておりますけれども、それに上積みして町税も下がってくるならば、ますます一般財源に占める借金のウェイトが多くなるんじゃないかな。これは役場の企画からいただいた分です。これには違算がございます、この中には。それはなんかと言いますと、家屋です。家屋がですね、単純に、この前これは委員会のときにしましたので、ただ違算で大きく見積もってあるほうで計算したんですけども、これがまともな計算の方法でやっていくと、まだまだ町税が起債の償還に対する率が増えてくるんじゃないかなということでございますけれども、そこら辺どういった形でなっとるか。企画課長。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 国の制度で、私どもは九州電力発電所ができたときは、しばらくの間は不交付団体になりました。そのときは非常に不平に思っておりました。がんばったところになんでもうちょっとちゃんとして交付税をくれらっさんとかという思いがありました。ところがですね、減ってきてみると、この交付税のありがたさが非常にわかるんですね。税収が減ると、それに見合った分の交付税を増やしてくれるということでございますので、そうめっちゃくちゃにですね、財政がですね、傾くようなことにはならない、そういう仕掛けを国がやっぱりつくっておられる。最初、私も浅はかながら相当うるさく国にも申し上げましたが、やはりうまくつくっておられるなという思いでございまして、交付税が入ってきますので、その分。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） そこら辺の交付税の補てんについては、私も行政におりましたのでわかっておりますけれども、交付税がですね、今後ですよ、今までのままで続くか続かないかというのは今のような国会の混乱の中では到底望めないんじゃないかなろうかと。望めない、あるいは望められるにしても、やはり我々の自主財源が起債を返していくだけのどのくらいあるかというのは、常にやっぱり把握しながら行政はしていかなければいかんんじゃないかな。人からもらうとか頼りにしとってですね、行政なんかっちゃうのはそれこそ将来が危ぶまれる情勢じゃないかなろうかと思えます。

以上、収入については、以上で終わりますが、そういったですね、町の緊迫した情勢の中で何点かですね、今気になっている施策がございまして、そこら辺をお尋ねをしたいと思えます。

実は、防災計画からまずいきたいと思えますけど、今、町では防災の充実、あるいは施設の整備、これは第12期の基本計画の中に上げられておりますので、それから拾って調整をしてみました。まずは、30から31、企画課長お持ちでございますので、の中の防災から見ますと、消防、防災の充実が掲げられ、施設、装備の計画的な更新を図るとなっております。町内では確かに津波対策として数十億円の予算が投入され、避難所としてサッカー場の整備や広場等の整備がされたにも関わらずですね、最優先として取り組まなければならない消防施設、これは富岡地区の消防倉庫の件でございますけれども、ほとんどの消防倉庫がですね、もう2mか3m以内のところに建つととじゃないかなと思います。それあたりは全然手をつけられずに、今のままで放置されて、27、8mのところの高台に安心安全のために避難所を作りますよと。ちょっと私は話が違うんじゃないかなろうかなと。本来はそういった有事のときに出していただく。あるいはそういった設備が置いてある。そっちのほうから先に整えた上で、徐々にぼちぼちでもいいですからやっていく。そういったほうが本当じゃないかなろうかと思えますけれど

も、消防倉庫何軒かありますけれども、全く手はつけられていない。

それからもう一点。その消防倉庫これ一班そうでございますけれども、お城の下にあります。この出入口にですね、危険で、上からですね、石垣が崩れますと、消防倉庫に入ると消防自動車は大きな石が1個こけてきても出られない状況でございますけれども、これはもう10年ぐらいなるそうですが、そういった崩壊にさらされているにも関わらず全く手はつけられていない。これ私たちから見ると、応急処置。少しでも建て、スギの木の丸太でも横にせろば60万円ぐらい程度でもできるようなそういった簡単にできるやつでさえも先送りされ、違う方向につくられている。そういった問題について1点。

それから、これは治山治水対策でございますけれども、これは32ページにあります。が、海岸保全施設の整備や河川の改修、急傾斜地崩壊対策防止など治水対策を促進するということですね、計画が押し進められております。これ振興計画ですので、それにそって進められる問題ですのでですね。ところが、都呂々の涼松地区、これは広域林道でございますけれども、かなりのひび割れがっております。それから、同じく都呂々の木場の善亀の地区、これも危険度を年々地滑りがあっているように思われます。この状況はですね、町においても調査検討されているということでございますので、今後これからですね、雨季に入って危険度はますます増すばかりでございます。特に近年は何十mmという雨が集中的に降りますけれども、そういった集中豪雨によって被災した場合は急傾斜面のために土石流が発生して、下流部の人家、人命、これ人命の危機に瀕する恐れがあります。十分にあります。早急な対策が必要ではないかと思いますが、これにはどういったことを対策を考えておられるか。また、消火栓におきまして、豪雨で被災したままになっている。そして、町民の生命の財産を守るための行政のサービスはしてないところがいっぱいあります。特に、地滑り地区の2世帯の分については防災面で地域の方々に危険度であるとか、そういった話合い、あるいは危険がですよとか、あるいは雨が降ったときに避難してくださいとか、そういったことは行われているのかどうか。そこら辺、お尋ねをしたいと思います。この工事に対する地滑りの対策とか体制はいつも聞いておりますので、防災上の人命を守るための措置についての対策はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、私のほうから消防倉庫の改修の件、それから消火栓の不備箇所についてお答えをいたしたいと思います。

消防倉庫につきましては、町内消防団17班ございます。各班ですね、それぞれ交付金を使いまして、これまで消防倉庫を建築してまいりました。その中で、古い施設があります。本年度につきましては、坂瀬川の西川内の分団の倉庫の改修を計画を当初予算

でしております。

それから今松本議員がおっしゃいましたけれども、平成27年度の水害におきまして、富岡3分団の元袋、尾越、春の迫の地区になりますけれども、この分団の倉庫前です、崖が崩れました。一応ですね、応急的なことで土砂の除去等を行っておりますけれども、確かに先ほど松本議員がおっしゃったように、消防の車が出入りするにはですね、危険が伴います。そういったところを踏まえましてですね、現在、緊急防災減災事業債のほうで追加をできないかということで県のほうにご相談をしているところでございます、県のほうの許可をいただきましたならば、今年度の補正で早めに対応したいということで考えているところでございます。

それから、消火栓の不備箇所につきましてですけども、これも度々議会の中でご質問をいただいております。そのような中で、今年3月にですね、全消火栓の設置箇所です、点検を職員自ら行いました。そういった中で、いくらかですね、固いでありますとか、消火栓の蓋がないと、標識がないという箇所が出てまいりましたので、随時ですね、早急に改修をするようにということで、現在改修を行っているところでございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 都呂々の木場地区で発生をいたしております地滑りと思われる2ヶ所の件につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、広域のですね、基幹林道については、又、農林水産課のほうで。

○1番（松本良人君） 工事についての計画については、今までずっと聞いておりますので必要ございません。もし、滑ろうとしているところを今後どのようなことで人命を守るための措置を聞いておりますので、そこら辺の分についてはもういりません。

○議長（山本政人君） わかりました。そういうことで答弁を。

○土木管理課長（山口仁人君） そういうことですね、今、平成28年度から町内の全区域を対象にしたところでですね、急傾斜地等の危険箇所の指定がなされております。そういう状況の中で、今、松本議員のほうからご指摘がありましたように、住民の方にはいち早く避難をしていただくというようなことの指示をですね、町の防災のほうで出しますけども、それに向けた中で今後の対応等につきましては、地元において説明会等を開催して、住民の皆さんに周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本政人君） いいですか。松本君。

○1番（松本良人君） 今、消防の消火栓についての説明がありましたけれども、私、消火栓については、私、口の言い方が悪かったと思いますが、消防倉庫が海のすぐ近くにある。その消防倉庫が被災した場合どうなるとかということで質問はしたわけですが

れども、ちょっと今消火栓になっておりますので、私、消火栓は言うておりませんので、そこら辺を。

それから、今、土木管理課長からご説明がありましたけれども、私はああいった危険度があるところがあるのに、下流域の方々が逃げる場所、あるいは連絡体系、そこら辺をどう町としてやっておられますかと、あるいはおられませんかと。今後どうしますかということをお尋ねしたつもりでございます。今、津波に対しては、津波が来たときに逃げなさいということでタワー等も設置してありますけれども、土砂災害、山津波に関しては、もうすぐ崩れるんじゃないだろうか、明日でも崩れるんじゃないだろうかという場所が、この町においても把握しておられると思いますけれども、その把握した内容を下の危険がある方の救済するためにどういうシステムをつくりましたかと。これはもう地滑りしかけてから、もう何年もなりますのでね、善亀地区なんか特に。本当はもう動いているところを私は説明を受けたかったんですけども。お願いします。

○議長（山本政人君） それありますか。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 消防倉庫の海拔の件をおっしゃるんだと思いますけども、先ほど言いましたように、消防倉庫につきましては、これまで年次的にですね、古い建物から順に改築を行ってまいりました。そのような中では、まだ震災前ということですね、確かに倉庫自体をですね、海拔が高いところという考えはなかったように思います。そういった中で、今後古い部分につきましてはですね、それぞれ消防団とも協議をしながら、場所はどこがいいのかということで、適地をですね、探した中で建て替えをしていく計画にしております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 善亀線の地滑り箇所等につきましてのご指摘をいただいておりますが、この地滑りにつきましてもですね、県のほうでまず地滑り地域としての区域の指定をお願いに上がりましたが、住宅等がないというようなことの中で、県営の事業等での対応ができないというようなことでもございました。そういう中で、今現在、災害といたしましてですね、発注をするようなことで考えております。今後、町民の皆さま方にですね、心配をされている方もいらっしゃるかと思いますので、早い時期に説明をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） この木場地区の地滑り、土砂災害防止については、万全な施策をとっていただきたい。もう今梅雨に今日から入ったということでもございますので、大きな地滑りがあって、下の下流域の方に人命とかに影響があるとならば大変なことでもございます。ぜひともやっていただきたいと思います。

それから、次に、農業の振興についてお尋ねをします。ページの41ページでござい

ます。これ小さいことがですね、遅れてるんじゃないかろうかということでお尋ねしますが、特産品の振興とブランド化という欄でございますけれども、地域の特性や消費者のニーズにそくした新作物や新品種の導入を促進し、レタスや袋かけみかんに続く新たな特産品の開発を進めることになっていきますということになっております。このことは農業の振興の冒頭ですね、この基本計画の中でですね、現状の課題の中で農業政策の分析により、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、これに伴う遊休地、耕作放棄地の増加といった問題が深刻化しているというような提言もあっております。又、24年度にはですね、人・農地プラン、これは作成されたと思いますけれども、今後はこれと併せて関係機関や団体の協力のもと、移住、定住や特産品の開発、地産地消、地域間交流など他の施設と連携し、幅広い視点から有効な施策を確立し、維持可能な力強い農業の実現を目指す必要がありますとなっております。ここに掲げてあるとおり遊休地、耕作放棄地はかなり問題じゃないかろうかと思えます。この遊休農地、耕作放棄地の、実は、これも何回も言いますが、農業振興だけじゃなかつと思うとですよ。荒地。これは水害、先ほど申しましたけれども、地滑り急傾斜地の崩壊、それからそういった国土の保全についての相当なやはり関係があるんじゃないかろうかと思えます。それから、近年言われておりますイノシシ、それからタヌキ等の鳥獣のですね、対策にも関係すると思えますけれども、この耕作放棄地等についてはどのような施策が報じられて、あるいは計画されているかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 農業の振興についてお尋ねの件ですが、まず、農地の保全でございます。農地の保全はすなわち集落の保全につながっていくものと私も確信をしております。もっとも留意すべきは優良農地での新たな耕作放棄地の発生が一番危惧しているところでございます。そのためには優良農地を補助整備を済んだところの農地ですね、こういったところを中心に後継者や地域の担い手に確実に引き継いでいく。そして、農地の集積、集約を進めていくということでございます。

それと、もう1点。耕作放棄地対策といたしまして、新規有効作物の導入を考えておりますが、なかなか町が奨励できるような作物がなかなか現状では見つからない状況でございます。ただ、その中でも29年度から町が創設いたしました6次産業化の推進補助金ですね、このような助成の制度を活用していただきましてですね、新しい作物、例えばオリーブの絞り機を導入するとか、あるいは食品としての製品化を勧めるとか、そういった対策などに農家の方々に取り組んでいただきたいということで、補助金制度を創設したところでございます。そして又、どうしても奨励作物ということになりますと、初期投資とか販売高のリスクが高なりますので、今後小規模農家が取り組みやすい作物と助成制度を考えてまいりたいと思えます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私はこの問題を先の議会においてもお話をしたと思います。今ですね、健康づくりの1つで食についての関心が相当高まっております。そんな中でですね、食油についての問題が今かなり見直されていると思いますが、この中でオリーブ油の評価が相当高いんですね。荅北町でもですね、オリーブの栽培がもうすでに行われております。これはもう何度となくここで言うておりますが、私このオリーブ栽培がもう数名の方々でですね、すでになんか会をも発足されたという噂も耳にしておりますけれども、町として農家の方々が率先してですね、会をつくるまで今まとまっておいでですね。確かにいろいろメリット・デメリットあると思います。この件については、先にも申し上げましたけれども、レタスについても私まだ若いころですね、当時は荅北は、キュウリと秋キュウリ、それからサヤエンドウ、そこら辺が主力の生産でございましたけれども、そんなときにレタスが入ってきて、なんやこがんと作りきるやということとで相当やはり農家の方はもう最初投げ出された方が多いんじゃないかと思っておりますけれども、それをやはり栽培する方々が試行錯誤の上で今のこの荅北レタスの栽培に成功したという経緯がございます。ポンカンあたりもそうじゃなかったかと思っておりますが、今、行政でこのオリーブがですね、地域でそういった形ができてきよるにも関わらずですね、やはり行政が取り上げないというのはなかなか問題があるかと思っておりますので、この件についてはぜひともですね、取り上げていただいて町の健康づくりと併せた、1つ栽培に従事していただく方々になんかのあればということで思っておりますので、ぜひ取り上げていただきたい、そう思っております。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） オリーブの件についてでございますが、現在、取り組んでおられる農家も承知しております。オリーブにつきましては、近隣の市が大規模に取り組んだ状況がございます。どうしても現在のところ収量が少ない状況がございます。そのためにはまず品種改良が必要になってくるかと思っております。まずは、収量を増やすということで、今後とも取り組んでおられる農家に何が必要か。こういった対策が一番有効なのか。一緒になって考えてまいりたいと思っております。

済みません、先ほども申し上げましたが、そのためのですね、オリーブの農家の対策といたしまして、先ほど申しましたが、29年度から6次産業化推進補助金ということでですね、オリーブの絞る機械ですね、そういったのを導入する。あるいは製品化についての助成というのを進めているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ぜひですね、町がそれで起き上がれば相当いいことだと思いますので、遊休地とかですね、荒地がそういった形で活用されて、国土の保全にまでつな

がるということになれば大変いいことだと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたい、そう思っております。

それから、イノシシ等の駆除でございますけれども、これはもう今農作物ばかりじゃなくて人への害がかなり出ております。ダニとかですね、それからペット、ダニがですね、ペットや人に感染するというふうな被害も出ております。今はですね、電気柵、くくり罠、それから箱罠とあるいはハンターによってとっていただくと。もうそれしかないということで検討をされておりますけれども、新しいなんか施策を講じていただいて、例えば、集落をまとめてですね、いくらか電柵を張っていただいて、この集落にきたら電柵があるから、ここには来ませんよというようなイノシシに教えるというようなことですね、かなり金はかからんと思いますよ。何十万も何百万もかからんと思います。そこら辺ですね、なんか特区というようなところあたりをつくっていただいて、ぜひですね、検討をしていただきたい。そして、できればそれが良かったならば、地域全体に広げていただきたいと思っております。それはもうお願いでもいいです。

それから、道路交通網の整理でございますけれども、これは63ページあたりに詳しく書いております。時間の都合上、もう読みませんが、町内の一部をですね、私、林道、町道見てまいりました。もう周囲がですね、草で覆われたり、あるいは山が木が多いところは葉とか、それから枝ですね、枝あたりが散乱して通られるような状況じゃないというようなところがあります。それから、これイノシシによる被害だと思っておりますけれども、路肩からですね、こっちの崖からですね、石が転んで大きな石が動かさないような石もそれはもう動かそうと思ってしまったけれども、動ききらんような石も真ん中付近に落石して通行の害になっているところもあります。これは私思いますけれども、やはり今土木管理課、あるいは農林課ですね、これは公園も私見て回ったですよ。公園も山陽公園なんかはですね、草がボーボーしとる。それから、あそこの四季咲館のある駐車場のところあたりも路面がですね、2ヶ所か3ヶ所、ボコボコしとるとこあつとですね。あれ引っかけるとおれば、ひよっとすればそこで発生したならば町が補償しなければならんとなかなかろうかと。そういったところがそのまま放置されております。それから、そこの公園においては街灯がですね、あそこの遊水地のところにホテルの前のほうに水たまりがありますけれども、あそこ遊歩道として利用されておりますけれども、8基ある街灯が4基はもう壊れとつとですよ。壊れたまま放置されたままになっております。いずれにしてもですね、この維持管理が行き届かないということは、職員さんが相当な少数制でやっておられますので、かなり負担があっても回りきらんとかなかろうかなと思います。

それから、もう1つの欠点は、案外、外注外注ということで、外注に外に頼んでいっちょって、職員さんの考え等にならんとそういった問題もあろうかと思いますが、ぜひ

ですね、そこら辺を考えていただいて、適切な管理ができるような体制をつくっていただきたい。あとで申し上げようと思っておりましたが、職員さんの数が20年度から24年度まで実績を見ましたけれども、7名ほど減っておりますね。それから、今年度はいくらか減とっとじゃなかろうかと思いますが、いつも町長さん、職員を減らしてから、一生懸命頑張ってもらおうということで、言っておられますが、この職員を減らすだけが私は能じゃない、私は思います。そういったことで、職員を減らしてですね、もし引っかけって四季咲館の前のホテルの駐車場ですね、お年寄りが引っかけってケガして、ほっで動きよらんごたなったということになったら、どこが賠償しますかね。町道にしても、そうですよ。大きな石が落ちとっところに知らずにバイクでずっと走とって引っかけって倒れたとき誰が補償しますか。町でしょ。この中で、ついでに申し上げますけれども、4分しかございませんので申し上げますが、職員の管理体制も95、96ページにですね、職員の研修などを通じて、職員の意識改革の向上に努めるということで、職員の研修させてちゅうことになってる。意識向上します。そして、その能力ごとにいろいろやりましょうというようなことが掲げてあります。私は職員の意欲とか能力を引き出すのは研修じゃないと思うとですよ。町長、副町長、教育長、主体として、それから管理職の皆さん、職員が働きやすい環境づくりをやるのが一番の元じゃなかろうかと思います。今、その環境づくりがなされずに研修をやらせて、行ってこいと、お前勉強してこいと、それでは意欲もなんもあつたもんじゃなかつと思いますね。そこら辺を1つお尋ねしますけれども、併せて。それで、要するに手が足らんとじゃなかろうかということですよ。時間がないので。どうのこうのはいらんというか、それだけ言ってもらえば結構です。

○議長（山本政人君） 残り時間が少なくなりました。答弁者、簡潔明瞭に。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 職員の管理につきましては、行革の中で昨年等もありましたけれども、今はですね、98名という定員の中で確実な町政の運営ができるように頑張っております。現在は適正な人員とこちらのほうは考えております。

○議長（山本政人君） もう残り少なかけんな。松本君。

○1番（松本良人君） 今、おっしゃとったとおりでございますが、私は職員の意欲をどう引き出すかということです。そこらを言うんですよ。町民の方々はですね、質の良い町民サービスを求めておらとですよ。私は先ほど申しましたとおりで、町長、副町長、教育長をはじめとしてですね、管理職の方々、我々の議会議員も一緒です。議会議員も含めて、町の職員の方々が働きやすくて、本当に町民の方々と一緒になって仕事をつくる職場をここでつくらにゃいかんのじゃなかろうかと思っております。私はこの財政難を切り抜けるためには、職員数を減らす町民サービスは反対です。ぜひですね、職

員数を減らす前に事業見直し、無駄、無理、事業の再チェックを行って、町民の方々と苦楽を共にすることが、この小さな町が進むべき道だと思っております。苓北町には大事業よりもまだまだ小さなことで不便、危機感などなど、町民の方々が求められている諸々の案件がいっぱいございます。以上、終わります。

○議長（山本政人君） 答弁はいいですね。はい。これで松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告2番、6番議員の石田みどりでございます。

私は2つの点で町長に質問をさせていただきます。

まず、1つ目でございますけども、小中学校の各教室へエアコンを設置をしてほしいということで質問をさせていただきます。27年の3月議会でも質問をいたしました。今までにもほかの議員さんからも質問をされております。前回の私の質問に対して、町長は苓北中学校は3校が統合をして新たな中学校として開校するので、今後国への空調設備の要望及び申請を行う予定でいるとの答弁をいただきました。私の質問から2年が経過しましたが、国への要望や申請はもちろんしていただいているとは思いますが、その結果はどうだったのでしょうか。お尋ねをします。今年は5月から夏日と言われる25℃以上、真夏日と言われる30℃以上の日が全国的にも何日も記録をされていて、異常な気温上昇になっております。異常気象と言われる中で、年々気温が高くなっている現状で、このままいくと真夏はどうなるのか心配でございます。昨年、苓北中学校の授業参観にも行かせていただきましたが、雨も降っていて、とても蒸し暑い日でした。扇風機は前のほうで回っていましたが、教室全体に風が届く様子でもなく、生徒たちは蒸し暑さの中で勉強していました。苓北中学校は特に田んぼの真ん中にあります。臭いか又虫が入ってくるということもお聞きをいたしました。暑くても窓を閉めざるを得ないこともあるということでございます。今はどの家庭でも又、公共の場や商店などどこでもエアコンは当たり前の時代です。子どもたちの健康面も気になります。体育のあとの給食時など特に喉を通らないということもあるようでございます。室内でも熱中症になる確率も高くなってきているのではないのでしょうか。将来を背負っていく大切な子どもたちに快適で授業に集中できる環境を整えてあげることは、大人の責任であり行政の責任ではないのでしょうか。太陽光発電のパネルが各学校には設置してあります。電気代だってエアコンをつけても、べらぼうに高くはならないというふうに思います。ぜひ小中学校の各教室にエアコンを設置していただいて、早急に子どもたちの学習環境を整えていただきますように。エアコン設置にかかる予算はどれぐらいでしょうか。お尋ねをいたします。

2つ目でございます。町民の健康の向上に対する町の取り組みについて質問をいたし

ます。今年度から国保税が上がり、町民の負担は大変重くなってきています。今までも、議会の度に町民の健康の向上の取り組みについては質問も出されております。今年度から保健師も複数になり、町民の健康面により細かく対応できると町長はおっしゃっていましたが、今年度新たな取り組みや計画などありますでしょうか。お尋ねをします。町民からも地域での健康の向上に対する取り組みをしてほしいとの声も出ております。健康で長生きをする、健康寿命を延ばすことで、国保の負担も減らすことができる。これは言うまでもありません。又、町民健診も実施しておられますが、その状況についても教えていただきと思います。

以上で、2つ質問を終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、小中学校のエアコン設置についてのご質問でございました。議員ご指摘のとおり、これまでの議会でも複数の議員の方々から一般質問が出されてきたところでもあります。現在、各小中学校のエアコン設置状況は保健室や職員室のほか、図書室や音楽室、パソコン室などの特別教室に設置してあります。このほか普通教室につきましては、生徒の疾病の関係から苓北中学校の1教室に設置しております。本年度、更に2教室に設置予定でございます。小中学校の全教室にエアコンを設置するというご意見には我々も賛同しておりますし、なるだけ早くやりたいということでございますが、概算で総事業費は8,100万円程度になる見込みでございますので、質問の中にもございましたように、国等にですね、交付金、あるいは補助金等のお願いをしているところがございます。ところがですね、国のほうは未だにまだエアコンの補助はあるんですが、比重をですね、耐震の工事に置いておられまして、耐震工事に比重を置いてる関係で、エアコンに回ってくる金が全国的に少ないという状況であります。苓北町は耐震はもうすでにですね、全校に行きわたっております。そういった意味でですね、より要望を強く申し上げることによりまして、一台でも多くエアコンの補助をしていただけるようお願いをし、その交付金、補助金等がですね、確保できたならば、随時エアコン設置をしてみたいと考えているところでございます。

次に、町民の健康向上に対するご質問でありました。町民の健康はやはり何をさておいてもやっぱり健康ですね。健康をしっかり保つ町民、そしてその地域であるということが、やはり町の活性化に大きくつながってくると考えますし、ご家庭の健康状態でこのご家庭が幸福になられたり、憂鬱感いっぱいの家庭になられたりすることは皆さん方も十分お考えだと思っております。1つ目の町の健診の現状はとのご質問でございますが、町が実施しております健診は大きくわけて地域健診、公民館健診と委託しております医療機関での施設健診がございます。本年度の計画は、公民館健診につきまして

は、6月10日土曜日から14日水曜日までとなっております。又、委託する医療機関での健診は5月からすでに始まっております。現状といたしましては、近年の町民の方々の死亡原因を見てもとみると、ガン、心臓疾患、脳血管疾患が死亡全体の6割を占めておられます。そこで町といたしましては、年に1回自分の健康のチェックをしていただき、ガンの早期発見、治療に努め、又、特定健康診査では心臓疾患や脳血管疾患などの生活習慣病の危険リスクはないかを健診結果から確認をいたし、病気の発症予防、重症化予防につながるよう危険リスクをお持ちの方につきましては、健診結果の見方や生活改善の必要性、方法について保健指導でご提案させていただいているところでございます。しかしながら、ここ数年健康をチェックする健診受診率が伸び悩んでいるのが現状でございますので、一人でもたくさんですね、健診をしていただけるような体制を町もつくって頑張っていかなければならないと考えているところでございます。

2つ目の町としての新たな取り組みはとのご質問でありました。本年度、健康づくり及び介護予防を目的に健康運動指導士の採用を行う予定にしておりますが、未だ採用に至っておりません。このことはこの資格を持っておられる方々が茶北町での仕事についてあまり興味を持っておられないのかなというようなことでもございます。しかし、引き続き採用に向けての募集を行って、一日でも早く採用ができるように努力をしてみたいと思います。採用までの間はですね、6月から毎月、後期高齢者の75歳到達説明会時に非常勤講師による健康運動指導を行う予定にしております。7月からは健康運動指導士に限定することなく採用の幅を広げ、類似した資格をお持ちの方を募集したいと考えているところでございます。又、今年度は医療費、介護費、健診データ等を分析して、疾病等の重症化予防にかかるデータヘルス計画の第2期、及び特定健診等実施計画の第3期、新たに糖尿病性腎症予防プログラムの策定を計画しているところでございます。

3つ目の健康寿命を伸ばすことで医療費の削減に本腰を入れて考えるべきではないかとのご質問でございます。これまでも健康寿命を伸ばし、医療費の削減に向けては様々な取り組みをしてきているところでございますが、28年度で明確になりました高額薬剤の登場等で医療費の削減には至っておりませんが、これからも健康に関する様々な情報を町民の方々にわかりやすくお伝えをし、健診等受診率を上げ、特定保健指導を強化し、疾病等の重症化を防ぐよう取り組みを強化してまいります。又、本年度から国保連合会の保険者データヘルス支援システムが充実をいたします。どこの医療機関を受診しているか、長期入院の方、高額医療費の方、心血管疾患患者リスト、重複受診者リスト、頻回受診者リスト、治療中断者リスト、あらゆるリストが抽出できるようになりました。このようなリストを活用いたしまして、対象者の方の集中的な保健指導、重症化予防に取り組んでまいります。非常に大事な質問でありましたし、町ももっと努力をす

べきだと考えておりますが、もっと努力していただきたいのは町民の方々、特定健診などがまだ50パーセントを超えておりません。やはり自分の健康は自分で守る。その場所は町がしっかり作ります。足りないところは、又ご指摘の中でしっかり支援していきたいと考えておりますが、ぜひ受けられる健康診断を必ず受けていただきたい。そういうご努力をですね、町民の方々にもしていただけるような、そういう呼びかけを町もがんばってまいりたいと思っております。

以上で、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） はい、ここで一般質問の途中であります、11時10分まで休憩をいたします。

-----○-----
休憩 午前10時55分
再開 午前11時10分
-----○-----

○議長（山本政人君） はい、それでは休憩前に引き続き、本会議を開きます。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町長は中学校の部屋にエアコンが2ヶ所つくとおっしゃいましたけども、どの教室でしょうか。教えてください。

それからですね、熊本県下のある市では市長が学校現場に足を運んでおり、あまりにも暑い教室を目の当たりにして、エアコン設置を決意されたということもお聞きいたしました。その学校は設置にかかった費用が4億2,000万円。全ての小中学校に585台のエアコンを設置したと。国からの補助金や交付税措置で、市の予算は3,000万円弱で済んだということをお聞きしました。太陽光パネルも設置をしてエアコン設置によって増加した電気代は約120万円。市長自ら文部科学省に足を運び、予算の確保等に奔走されたと聞いております。苓北中学校は統合した学校なのに建て替えることもない古い校舎のままでございます。もしこれを建て替えたとすれば、エアコン設置どころの金額ではないと思います。町長は中央との太いパイプをお持ちだとも聞きましたので、未来の担う大事な大事な子どもたちのため、又、子育て支援に全力を投球しますという町長の公約をこの面からも実現していただくようお願い申し上げます。それから私の資料では、大規模改造、冷暖房設備事業についてということの資料をちょっと持っておりますが、公立の小学校、中学校、対象施設として児童生徒及び教職員等が使用する全ての部屋。交付金の算定割合も出ておりますけども、対象工事費が400万円から上限が2億円ということになっております。先ほど町長もおっしゃいましたけども、耐震化と一緒にということをおっしゃいましたけども、「一緒にじゃなくても」と呼ぶ者あり）一緒にじゃなくても、ということですが、大規模改造、冷暖房設備の事業というの

がございますので、その交付金を使っていただければいいんじゃないかなというふうに思います。冷暖房設備の設置、工事を伴う新設、更新に要する経費及びその関連事業ということで、交付金事業があるように資料を持っておりますので、そこら辺も使っていただいて、ぜひ早い時期にエアコンの設置をお願いしたい。小中学校の教室につけるとしても、苓北町の5校、小学校4校と中学校1校で50台で済むということを知りました。だから、そうべらぼうに高い金額ではない。先ほども町長からお答えいただきましたけども、8,100万ですか。ということなんでございますので、ぜひ子どもたちのことを考えて早急にエアコンの設置をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 苓北中学校のエアコンに設置、普通教室ですね、2年1組を1つすでにつけてございまして、図書室、音楽室、コンピューター室ですね、職員室でございます。今年度つける予定は3年1組と3年2組でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） なんで3年生だけ2部屋ということでお決めになったんでしょうか。少なく、それこそ2台ぐらいつけるんだったら、補助は出ないと思うんですね。だから、みんなまとめてつけたら国からの補助も出ると思いますけども、どうしてそういうことをなさらなかったのかということをお答え願いたい。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 中学校のですね、補助金は何度となく要望をですね、出してありますが予算がつかせませんでした。3年1組、2組につけたのは、その学年に疾病に関わる生徒がいらっしゃいますので、1教室、1組だけつけるということですね、できませんので、2クラス、3学年でということにつけさせていただいております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 病気の子どもさんがいらっしゃるということで、2年生のときの教室にもエアコンがついてますね。だから、そのエアコンがついてるけれども、その教室に入って、今勉強している子どもさんがいらっしゃいますが、そのエアコンを使えないと。せっかくエアコンがついているのに、ほかの皆さんとの不平等になるから、その教室だけのエアコンがついてるけども使えないということも聞きました。だから、全体につければですね、そんな気兼ねなく使えると思いますので、そこら辺を本当にこの暑さの中です。考えていただきたい。国にも本当に町長、要望をしていただいて考えていただきたいというふうに思っておりますが。

○議長（山本政人君） 町長ありますか。町長

○町長（田嶋章二君） この後はですね、更に私もこのつかない理由も含めて、よく深く掘り下げまして、補助金をなるべく早くつけていただくように頑張りますが、せっか

くつけたのにつかないというのは、私もよく理解、今日初めて聞きましたけども、どういことなのかおっしゃっていただきたいぐらい。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 議員おっしゃいますように、今までがですね、普通教室が8、3の6ですので、それと特別支援学級が8クラスの中の1つしかついてないということで、おっしゃるように1つ教室だけつけるのはほかのクラスに申し訳ないということで自主的にですね、使っていないということでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） せっかくエアコンをね、ついているのに、ほかの子どもさんとのね、不平等さがあると思いますけども、本当にもったいないなというふうに思います。それで、中学3年生の2部屋だけつけるというのもですね、ほかの子どもさんからしたらなんでやということになるんじゃないかなと思うんですね。だから、どうせ3年生に上がる、あなたたちも3年生に上がったら、その教室に入れるよということでは済まないんじゃないかというふうに思いますので、全教室につけてもらうよう本当に努力をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 努力をするというようなことでよろしいですか。はい、石田君。

○6番（石田みどり君） はい。それから2つ目でございますけども、運動をしたらですね、健康になるように運動をしたらポイント制にして、そのポイントを可採していくという取り組みをしているところがたくさん全国的にはあると聞いております。そのポイントを町内の商店で買い物ができるということも聞いております。隣の天草市でもポイント制をやっているようでございますけども、天草市では買い物はできなくて、又、健康教室に通うときに使えるというのを聞いておりますが、ポイント制にしたらポイントがたまることで励みにもなり、楽しみにもなり、そして続けることができると。そして町の商店もポイントで買い物をしたら活性化をするということで、本当にいいポイント制じゃないかなというふうに思います。そういうところがたくさんあってですね、ある町では歩数計を希望者に渡して、それで歩いた歩数でポイントを決めると。ポイントの上限を決めておくというようなこともやっているところがあるようでございます。ぜひ町としても健康づくりのために、このポイント制を導入してみられてはどうでしょうか。ポイント加算で楽しみながら健康づくりができる。医療費も減らすことができる。ポイントで買い物ができれば、町の商店も潤う。一石二鳥どころか一石何鳥にもなるのではないかと思います。いいところは取り入れたらどうかなというふうに提案をさせていただきます。又、都呂々のほうでは公民館でストレッチ体操をしておりますが、中学校の空き教室を使うこともできるんじゃないかなと。元気なお年寄りに集まってもら

って、介護保険を使ってないお年寄りですね。そういう人たちに体操をしてもらったりとか、カラオケをしてもらったりとか、いろいろな手遊びをしてもらったりとかいうふうにして、元気に老後を過ごしていただきたいというふうにも思っておりますので、そこら辺はどうお考えかお聞かせください。今のところでちょっとお願いします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 只今の議員のご指摘のとおり、天草市でもそういうふうなポイント制をしているということは承知しております。課内でもそういうふうなことで話はしているところがございますけれども、うちの町の特徴等を生かしながら、どういうふうな形にすれば一番効果が上がるのか。その辺は今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ぜひ、そのポイント制も考えていただいて、本当に皆さんが元気になる。ほんで楽しみにもなる。又、それが町の商店で使えたら、本当に町の商店も活性化するんじゃないかなと思いますので、本気で考えていただきたいというふうに思います。

又、栄養面もですね、この前、テレビでもやっておりましたけども、年をとったらタンパク質がとれないということをやっておりました。私が知ってる人でも、一人暮らしの人で栄養不足で入院されたというのも聞いておりますので、そこら辺も考えてですね、人生の後半は栄養失調との闘いだらうということでございました。低栄養を考えようということで、この前、10品目群チェックシートというのをですね、各町民に配って、それをチェックしてもらおうということもできるんじゃないかなというふうに思います。秋田県の仙北市で始まってですね、今は全国各地で行われているそうです。だから、ぜひそれもこの町でも取り入れていただきたいというふうに思いますので、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 確かに健康づくりに関しましては、食生活と適度な運動が一番大事だというふうには考えております。只今もおっしゃいましたような、そういうチェックシートですか、先進の秋田のその辺のあたりも確認をいたしまして、食生活の改善に向けても、食生活改善推進委員さんの地域活動あたりもですね、取り入れていただくような形で検討したいというふうに考えます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 私もテレビを見てからですね、10品目の食品群のチェックシートをつくりました。これで私も6月から丸をつけていってるんですけども、10品目あって7つ以上が合格点ということでございます。タンパク質をずっとですね。だか

ら、なかなかね、7つ以上というのは。6つぐらいとかいうのが私もつけて、「わ、今日は6つだったから明日は7つにしよう」とかいうて、やっぱりチェックしたら自分の食生活がわかってくるので、こういうのもぜひ活用をしていただいて、皆さんが町民の方が健康になれるような方策を考えていただきたいというふうに思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（山本政人君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 第14回荅北町議会定例会、一般質問、質問者、3番、8番議員、浜口雅英、質問の相手、町長、質問の方式、一問一答。

私は、5月22日に提出しました一般質問通告書の原稿に基づき質問をいたします。

質問事項1、いきいきと暮らせるまちづくり。

質問の要旨（1）農業の振興。農業従事者の高齢化や後継者不足、このことに大きく影響されていると思われる遊休農地の増大という現状は、そして、限界集落、消滅自治体という言葉も叫ばれている中、イノシシの被害は深刻であり、これへの対策は農業等関係団体や国、県、町等の行政関係機関で、慎重に協議されていると考えます。議会でも幾度となくこれへの対策を提起し協議もしてきましたが、これといった具体的な解決策は見い出せない状況です。本当にこのことへの対策はないのでしょうか。町はもちろん、国の、県の基幹産業である農業を守る立場で、そして、国土の保全のためにもイノシシの撲滅へ思い切った対策が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

又、ナルトサワギクの繁殖も関係者の頭を悩ませる事柄の1つではないでしょうか。農業の中でも畜産の科目は、今、最もやりがいのある種目だと聞き及んでおります。これに水を差すような事案は避けるべきです。毎年同じことを繰り返してはなりません。このナルトサワギクに対する根本的な原因の究明とこれへの対策が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

質問の要旨（2）企業の誘致。荅北町における人口減少は歯止めが利かない状況が続いております。この原因はいくつか考えられますが、全国的な少子化傾向や大都市一極集中の国の施策のあり様も要因の1つではないでしょうか。しかし、なんと言っても、町内に働く場所が今以上に必要なのではないのでしょうか。これの解決には言い尽くされていることですが、企業の誘致により働く場所を提供することが最も効果的な手段だろうと考えます。そして、企業を誘致するには良好な交通アクセスの確保が必要です。そのための大きな課題の1つが、熊本天草間幹線道路の全線完成です。一刻も早い完成が絶対要件です。更に、国の地方創生施策への対応も重要だと考えます。町もこの企業誘致に取り組んでおられますが、取り組みの現状、状況をお尋ねします。

質問の要旨（3）観光客の誘致策と宿泊希望者への対応。本町の富岡港と長崎市茂木

港間の航路振興や、都市再生計画による宿泊観光客の増大を視野に入れ取り組んでおられますが、これらの事業の成果として、宿泊希望者の見込み数は現状に比べ何人増えるか把握しておられるのかお尋ねします。そして、この宿泊希望者の要求に対応できる宿泊場所の確保は課題とされていましたが解決したのか。併せてお尋ねをします。

質問事項2、町民にやさしいまちづくり。

質問の要旨（1）児童生徒の通学路の安全確保。人口の減少、少子化、そして高齢化が進む中で、児童や生徒が元気いっぱいに登校し、勉学に運動に励み、充実した学校生活を終え、下校する子どもたちの姿には、町民一人一人が元気づけられているのではないのでしょうか。ところでこの子どもたちの通学路の安全性は確保されているのでしょうか。歩道が整備されていない道路が数多くあります。そのため、車道の端っこの路側帯を通行することになるわけですが、この路側帯に土砂が積もり、そこに草木が密生し通行できない状況があります。あるいは、道路支障木が道路を歩く子どもらの頭上から覆いかぶさって通行できない。山間部では通行部分への土砂流入と雑木の差し掛かりが重複している箇所もあり、車道を通行せざるを得ない状況もあります。これは県道の志岐本渡線は、先日なんか手が入って、一部分だけでも通りやすくなったというふうにして保護者の方が喜んでおられましたことを報告とききます。ほかにも消えかかっている、あるいは消えてしまっている横断歩道等の路面の表示、街灯がなく、冬の部活終了後の下校では暗い道を通らざるを得ない箇所もあります。このことは交通事故や犯罪を誘発する可能性を秘めています。これらの事案は、これまでも議会の中で何回となく問題提起された事項ですが、町はこのような現状を把握しておられるのでしょうか。把握しておられるとすれば、これの懸案事項を一刻も早く解消し、安心して通行できる通学路にすべきと考えますがいかがでしょうか。

質問の要旨（2）高齢者の交通手段の確保。高齢者の自動車運転による交通事故が連日のように報道されています。運転されている当人は、最善の注意をされていることとは思いますが、事故の原因の多くがペダルの踏み間違いを指摘されています。このようなことから、運転免許を返納したいと思っておられる高齢者もあるようです。しかし、電車、バス等の公共交通網が整備されている都市部に比べ、本町では公共交通網の整備が不十分です。町では、高齢者のそして町民の移動手段として、町有バス1台で町内運行を実施しておられますが、先の平成29年度予算審査、特別委員会の折、スクールバスの利活用拡大が可能であるとの町の見解が出されました。ぜひ、このスクールバスを含めた町有バスを最大限活用し、高齢者の、そして町民の交通手段、移動手段を確保すべきだと考えますが、いかがでしょうか。更に、町内ではいろんな団体がその団体の業務を利用する人に限り、送迎等に自動車を運行しておられるようです。このような関係団体が利用者の更なる有効活用のため、例えば、町を含めた町内バス等、運行団体によ

り協議会などを組織され、安全で効率的な運用と運行実施業者の経費節減に向けて協議されたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

質問の要旨（３）道路等公共施設の維持と管理、そして利用者等の安全確保。富岡東海岸の町道は、大雨のために路面が冠水し、通行する車両、人、そして町道に隣接する近隣住民を悩ませています。本来、道路の左側を通るべき車両が水たまりを避けて右側を通行するなど危険な状況もあります。この原因の１つには、植栽されている松の木の落ち葉が側溝蓋、グレーチングに引っかかり、雨水の処理ができないと考えられます。これへの対応についていかがお考えでしょうか。ほかにも、道路山側からの崩壊土砂がそのまま放置され、道路幅員を狭めている箇所、ガードレールが必要な箇所、アスファルト舗装路面が凹凸している箇所、側溝が老朽化し、これに被さっている蓋が車両の通行によって踏みつけられ、その度に大きな音を立てている箇所は多数あるのではありませんか。又、旧郷土資料館の右側外柵は倒れ、放置されたままになっています。そして、富岡ふるさと海岸の防風ネットは破れたまま、釜海岸に植栽してある１０年生程度の若い松の木は１００本ぐらいが枯れたままです。このような状況を把握しておられますか。早急に確認の上、適切な対応をすべきと考えますがいかがでしょうか。

質問事項３、町民の安全対策。

質問の要旨（１）防災計画。町の防災計画の中に原子力発電所の事故を想定した対応が示されています。このことについて先の議会定例会議で、原子力発電所の事故を想定した具体的な避難の方法を町防災計画の中に示すべきと問題提起しました。町は事故があった場合の具体的な避難体制は、県とも連携しながら進めるということでした。私たちにとって直近の原子力発電所は鹿児島県薩摩川内市と佐賀県玄海町に立地していますが、これらの原子力発電所の事故に対して、我が町が単独でこれに対する避難計画、及びこれへの具体的な対応には厳しいものがあるでしょう。福島原発の事例からしても、九州８県での合同計画、いや、本件については国が主導した取り組みが求められると考えるのは私一人ではないでしょう。ところで、近年、日本の近隣諸国で国同士の関係が緊張しており、マスコミ等の報道によれば、攻撃用ミサイルの試射が次々に行われているようです。このような中で、日本の原子力発電所が標的にされている可能性は否定できません。万が一の事件に備えて、私たちも緊張感を持ち、具体的な避難の対応策等を樹立し、これに沿った行動が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問の要旨（２）地滑り対策。近年の雨の降り方は異常ともいえる状況があります。集中的な降雨状況はゲリラ豪雨と呼ばれ、山地の崩壊等を引き起こしています。２８年１２月の１１回定例会議で、都呂々善亀地区の町道のひび割れは、地域の大規模な地滑り災害を引き起こす恐れがあるのではないかと問題提起しました。これに対して、町は現場を再調査し、観測をしていくということでしたが、その後の具体的な取り組みはど

うなったのかお尋ねします。又、都呂々木場地区では広域基幹林道も崩壊しています。現状を注視し、地域住民の安寧を図る必要があると考えます。これに対する具体的な取り組みをお知らせください。

質問事項4、教育の振興。

質問の要旨(1) IT社会への対応。一部の小学校に限られていたICT教育に関連する事業が、平成29年度一般会計予算では、教育費として町内全ての小学校の授業に予算計上されました。今日、国内あるいは国際社会では高度で、かつ急激にIT社会が進んでおり、このような中での本町の取り組みは大いに歓迎します。しかし、中学校の教育費にはこのICT教育に関連する予算の計上はありません。せっかく小学校でこのICTに関連する先進的な教育、授業を受けた子どもたちが、学習内容が高度化する中学校でこれへの取り組みがなされないのでは小学校での授業が無駄になると思われ、町の対応は理解に苦しみます。町づくりは人づくりから、このことはそっくり国づくりも人づくりからです。子どもたちに夢と希望と目標をもって、社会へ羽ばたいてもらう。そのための学習体制を構築することは、我々大人の責務ではないでしょうか。そのためにも中学校でのICT教育の推進のため、補正により必要額を予算計上し、このことへ対応すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長(山本政人君) 町長。

○町長(田嶋章二君) 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、農業の振興。農業の振興に関し、イノシシの撲滅に思い切った対策はないのかという質問でございます。現在、町内でのイノシシの捕獲数は年々増加しているものの、撲滅にはいたらない状況であります。県外の自治体におきましては、地元猟友会に捕獲業務を全面委託しているところや、市街地に出没するイノシシからの住民保護を警備会社に委託するなどの対応をしている自治体がございます。しかし、根本的な解消にはいたっていないようでございます。しかしながら、これも県外の自治体ではありますが、年間の捕獲数が5,000頭を超えている自治体があります。捕獲の強化もさることながら、1,000km以上の防護柵の整備、これに伴う人とイノシシの生活領域をはっきりわかる住み分け対策などで大きな成果を上げている自治体があります。今後これらを参考に、対策は苓北町単独ではできないと考えますので、天草全体での対策として、県の対策協議会や近隣の市と共に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、ナルトサワギクの発生の原因と対策についての質問ですが、平成23年11月に町内の牧場1ヶ所から確認され、その後は国が指定する特定外来生物であるため、駆除作業を継続しているところであります。町も除草剤の購入費補助を実施し、作業もい

たしておりますが、駆除の成果は生育の拡大を何とか防いでいる状況で、完全駆除にはいたっておりません。議員ご指摘のとおり、畜産振興からも更なる駆除対策が必要であると考えております。現在、県や町、牧場主と対策協議の上、除草作業のみの方法ではなく除草剤での駆除ののち、牧草の播種と施肥をとおして、牧草の生育でナルトサワギクの生育を抑制させる方法を試みております。数種類の牧草のうち、効果のある牧草を特定し、今後の駆除に生かしてまいりたいと考えておりますが、いずれにせよですね、これが100パーセント、このナルトサワギクもですが、イノシシ、効果があるという結論がまだ出ておりません。ですから、模索しながらですね、なるだけイノシシの撲滅を一頭でも多くとにかくやっつけていかなければならないと。ナルトサワギクは風で飛びますから、又、余計厄介でございますので、その辺のところ、今、考えている方法と更に、それよりもいい方法がございましたならば試していきたいと考えているところでございます。

次に、企業誘致についてであります。質問の趣旨でおっしゃったとおり、やはり企業誘致があつて、そこで働き場所があれば、とにかくそこで生活する人が、あるいは、適齢者は結婚をし、そして子どもさんを産んでいただけるという状況がいい状況に回転するということがもう重々わかっておりますが、難しいのはそういう状況を作り出せるような企業を誘致できるかどうかということでございまして、諸々努力をしております。今、誘致を進めておりますマグロ養殖基地の実現につきましては、事業の展開に欠かせない基盤整備である志岐漁港臨港道路の整備を進めているところでございます。又、昨年、すでに荅北町の沖合の調査を行っておられる会社を議会の代表の方々と一緒に訪問し、社長ほか役員の方々と情報交換を行ってまいりました。相手先の社長の説明では、つまり、完全養殖しか、今、いけすの許可が下りていないと。完全養殖するためには、卵の孵化状況は90パーセント成功しているが、その卵から稚魚、そしてヨコワにいたるまでがですね、まだ要するに商売が成り立つ段階までいっていない。そういうことでありますので、我々に対しましても、国、県、そういった公共の機関にですね、なるだけそういう育成技術が進められるように努力をしてくれということは、私も行く度に言われておりまして、そういう状況が出てきますと、その業者さんは企業進出をしたいと考えておられるようでございますので、努力をしてまいりたいと考えているところでございます。更に、第一次産業である漁業も近年の漁獲高の推移から考えますと、今後は養殖事業に活路を見出していかなければならないと考えているところでございます。本年4月水産庁に新たな養殖事業についての相談に行つてまいりました。その中では、リスクも少なく安定的な貝類や海藻類を検討してみてもどうかという提案をいただきましたので、現在、漁協等との関係機関と可能性の打ち合わせをしている状況でございます。加えまして、製造業のほうでございますが、旧坂瀬川公民館跡に、福井県に本社が

ある衣類製造業の関連会社を新しく立ち上げられて創業開始をされる予定で、現在、準備を進めておられるところであります。この会社は、衣類製造を手掛ける会社で、今後5名程度の新規雇用が見込めると聞いているところでございます。今後は議員ご指摘の企業誘致の条件向上につながる熊本天草幹線道路の早期完成に向けて、働きかけなどを行っていきながら、地方創生の課題の中で、若い人の働く場の創設という意味合いでも企業誘致活動を行ってまいりたいと考えておりますし、この働き場所の確保ということもございますが、やはり企業から出てくる税金があります。やはり、先ほど松本議員の質問がありましたように、やはり税収をですね、更に確保していくということも大事でありますし、予算の大きな柱として、少しでも税収が見込める事業を展開していくということを我々も考えているところでございます。なお、この幹線道路の早期完成につきましては、今、ようやくと計画通りに進み始めまして、来年、今年度中とは言っておりますが、やはり熊本の大地震があった関係で、来年のゴールデンウィークまでちょっと延びてしまうのではないかとということで、1号橋と大矢野バイパスの開通、これが見込まれております。又、それに合わせまして、今年の10月29日に島民の決起集会を行うということで、今、決めているところであります。その間、我々も来年度の予算編成に向けまして、県、国に要望活動をこの7月、8月で行う予定にしているところでございます。

次に、観光客の誘致策と宿泊希望者への対応ということで、都市再生整備計画事業の成果指標といたしましては、歴史資料館の来館者数について、平成26年度647人を平成32年度に6,700人。長崎天草航路の利用者数につきましては、平成26年度1万4,285人を平成32年度には1万5,000人としており、宿泊者の見込み数としてはおりません。しかし、航路の利用促進や富岡城から始まる志岐城までの歴史的街道である富岡往還沿線にある文化財や歴史的観光交流施設等を一体的に整備することにより、交流人口の拡大をはかることで、より多くの方々に苓北町にきていただき、宿泊をしていただきたいと考えているところでもありますが、それと併せまして、来年度の7月には崎津集落が世界遺産に認定される予想であります。崎津と長崎市は、直接、週に3日ほど誘客をするようでございますが、それだけでは足りないと考えて、より安定的にお客を運べるような状況を、富岡茂木航路間でですね、しっかりと支えていきたいと考えているところであります。又、これに伴う宿泊施設につきましては、町内には現在、ホテル、民宿、旅館等で合計6施設、約200名の宿泊しかできませんので、少しでも多くの方に宿泊していただけるよう、宿泊施設の誘致について交渉をしておりました。おりましたが、今、しておりました交渉相手からはよい回答はいただけませんでした。宿泊希望者の要求に対応できる宿泊場所の確保ということでございますが、そこは事業者の方に、宿泊希望者の要求につきましては、例えば料金であるとか料理であると

か、様々であると思われます。そこは事業者の方々にお任せしております。町内の施設におきましては、個人の小グループの旅行、ビジネス客、及び定修等には収容能力は少し足りませんが、対応をいただいているものと認識をしております。しかしながら、大手旅行業者がツアーを組みにあたって、大手旅行業者の方に聞きましたところ、苓北町にはその業者さんたちが指定できるような宿泊施設がないということでございます。これは今後、世界遺産も併せまして、天草全体の旅行を考えると、これは大変な大きな痛手になるのではないかと。やはりそういった意味ではですね、それに耐えられる宿泊施設を誘致するということが、やっぱり努力の大きな目標になってくると考えているところでございます。

次に、子どもたちの通学路の安全性の問題であります。近年、全国各地で登下校中の児童生徒が巻き込まれる事故等が相次いで発生している状況を考えますと、苓北町では通学路の安全確保に向けた取り組みを更に進めていかなければならないと考えております。平成28年3月に、苓北町通学路交通安全プログラムを策定をいたしました。その中で各学校から提出された改善要望書をもとに、関係機関と合同点検を実施し、点検結果から明らかになった対応が必要な箇所につきましては、関係機関を交えた中で検討をいたし、対応可能な箇所から順次改善を図っていくこととしております。議員ご指摘の箇所等につきましても、本年度点検時に状況を把握し、関係機関と協議の上、通学路の安全確保のため対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の交通手段の確保についてでございます。現在、拓心高校生の通学支援も兼ねた下田便と、町内を坂瀬川方面、富岡方面、都呂々方面にわけまして、役場を発着点として、温泉センターを経由する便の計6便を運航しております。平成28年度の利用者数は、延べ8,500人で、1日平均24人の利用がございました。各便ごとの平均利用者数は、朝の下田富岡便が1人、夕方の富岡からの下田行の便が0.3人。各地区は10時に温泉センターに到着する便で、坂瀬川方面が17.8人、富岡方面が3人、都呂々方面が2.1人であります。巡回バス運行計画につきましては、各区長さんに区民の皆さま方からの意見要望等の集約をお願いをいたしているところでございますが、これにより寄せられた意見要望等をもとに、昨年度は中通区の路線追加や鶴区の折り返し箇所の延伸などの見直しを行い、町道上津深江線の路線追加、併せて、利用のない路線については運行の中止を行いました。なお、運行計画策定にあたりましては、利用者の利便性向上を第一に考え、各地区の運行時間を配分し、1日の運行ロスが極力少なくなるよう検討してまいります。スクールバスにつきましては、教育委員会で苓北中学校の坂瀬川地区、都呂々地区、生徒用の33人乗りバス2台、都呂々小学校の木場地区児童用の14人乗りバス1台を運行しておりますが、都呂々小学校スクールバスにつきましても、一般の利用も可能となっております。都呂々小学校スクールバスは巡回バ

スの折り返し箇所であります旧木場小学校より上の方まで周り、都呂々小学校までの区間を1日平均3便運航しております。しかしながら、28年度の一般の利用者は1便あたり0.13人という状況でございました。巡回バスの利用者は高齢者がほとんどで決まった曜日に決まった時間、決まった路線を走ることによって混乱なく利用されております。なお、スクールバスは、学校の時間帯に合わせて運行することが大前提であり、朝夕の通学だけではなく、昼間の時間帯も臨時的に学校外活動等に利用されております。このようなことから時間的な制約と合わせ、車両の大きさもあり、比較的広い道路の運行に限定されることから、巡回バスとスクールバスを連携したところでの定時定路線の運行計画については、いろいろな課題があり、これらの要件を解決するにはどのような方法がよいのか現在検討をしているところでございます。町におきましては、高齢者等の交通対策として、タクシー乗車料金の一部を助成する苓北町在宅高齢者等移送サービス事業を実施しております。在宅高齢者等移送サービス事業の充実と合わせて、巡回バスの更なる利便性向上を図り、交通弱者対策に努めてまいります。町内業者による送迎につきましては、商店、病院、斎場など民間事業者により運行されております。苓北町巡回バスの有効活用を検討する際、これらの事業者との調整等が必要であると考えられますので、今後、利用状況等の把握を行い、有効な方法を検討してまいります。

次の質問は、道路等公共施設の維持と管理、そして利用者等の安全確保についてであります。議員から、富岡東海岸に位置しております富岡港線の排水についてご指摘をいただいております。グレーチングに松葉が詰まることで排水がうまくできていない状況がたまにあっておりますことにつきましては承知をいたしております。この東海岸に植栽されております松の木は、防風、防潮の機能を果たしております。このことは、地元の皆様方もよく承知をいただいているようでございまして、落ち葉の清掃等に積極的にご協力をいただいているところであります。松の葉につきましては、特に、春先に落ちるようでございます。現場を確認いたしましたところ、地元の皆様方の奉仕作業によるものと思われませんが、きれいに清掃が行われておりまして、現時点では、特に問題がないように判断をいたしました。しかしながら、このことで路面に水溜まりができています状況がありますと、車や人の通行に影響がございましたので、降雨時に排水施設の改修が必要かどうか担当課に確認をいたさせるようにいたします。

次に、町道の維持管理についてでございます。ご指摘をいただいている件でございます。崩土や落ち葉の堆積があつている箇所等で必要と判断した場所につきましては、業者をお願いをいたしまして、重機で押しいただく等の対応をいたしております。又、舗装の痛みや側溝蓋の破損箇所、カタカタと音がしている箇所、ガードレールが必要な箇所等につきましても、区長さんからの要望もいただいているところでございますが、優先順位をつけまして修繕等の対応をしまいたいと考えているところでござい

す。

次に、旧郷土資料館南側の外柵が倒れたまま放置されているとのご指摘がっております。これにつきましては、隣接する民地への対応という目的で設置されたものと思われれます。倒れた外柵につきましては撤去を行いました。今後、再設置が必要かどうか検討をいたさせたいと考えております。

又、富岡東海岸の防風ネットにつきましても、ご指摘をいただいておりますが、この防風ネットが破れている件を熊本県に連絡をしたことがございますが、松やウバメ樫等の植栽直後にこれを守るために設置したもので、大きく育っていることから防風ネットは必要ないとのことでございました。そういうことでございますので、状況を見ながらその防風ネットをどうするか、熊本県ともよく打ち合わせをしていきたいと考えております。

次に、浜之町海岸の松の苗が枯れているとのご指摘をいただいております。枯れた松につきましては、一昨年植樹祭で植えたものがほとんどでございましたが、昨年の猛暑で枯れてしまったようでございます。今後、補植をしてまいりたいと考えております。

次に、町の防災計画の中に、原子力発電所の事故を想定した具体的な避難の方法を示すべきではないかというようご質問であります。原子力災害対策につきましては、防災計画の一部を追加し、修正し、屋内退避等に係る体制の整備として、町民の屋内退避あるいは避難所への避難等に関する指示のあり方、避難方法を記載するとともに、国の原子力災害対策指針の改定等により、国から避難等の必要性が示された場合においては、県をはじめ関係機関と連携して、より具体的な避難体制の構築を図ることを記載することとしております。福島第一原子力発電所の爆発のときには、約200km以上も、静岡県あたりまで放射性物質が飛んでいったということでございます。それを考えますと、荅北町はちょうど80kmから90km、薩摩川内、玄海からちょうど中間地点ぐらいにあたるところでございまして、風向き次第では非常な灰が降ってくる可能性もあります。このことにつきましては、もっと更に進んだ国等の指導をいただきながらですね、町民の安全をいざというときに確保できるような状況をつくってまいらなければならぬと考えております。

又、行政報告でもお知らせしましたように北朝鮮の動きが活発化し、過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射しております。このような中、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来し、日本の領土、領海に落下する可能性がある場合、又、日本の領土、領海を通過する可能性がある場合にはあ、日本政府としては24時間いつでも全国瞬時警報システムを使用し、緊急情報を伝達することにしており、市町村の防災行政無線が自動的に起動し、警報が流れることになっております。この政府が出す警報で

は、屋外にいる場合は、コンクリート造り等の近くのできるだけ頑丈な建物や地下街、地下、駅舎、これは全く国から言われたのを丸写しにしてるようでございますが、荅北町にはそれに該当する施設がありません。なんとかあるのはコンクリート造りの学校ぐらいかなと思いますが、こういうことからしてですね、やっぱり国がもうちょっと全国の状況を把握した中でも対策をとっていただきたい。例えば、防空壕をつくってくれるとかですね、いや、そこまでしないと逃げられませんですよ。しかし、注意をしながらですね、ぜひ一人でもしっかりと、一人でも犠牲にならないように逃げ延びていただけるように、やっぱりこのことについても念頭に置いた訓練も必要じゃないかなと考えておるところでございます。このような国民保護事案を含めた危機管理のため、原子力災害対策においては、避難実施要領のパターンの事前作成にも努めております。

次に、町道善亀線の地滑り対策であります。町道における地滑り対応についての考えについては説明をさせていただきます。平成27年6月に発生しました町道上唐津丸線の災害でも、県の助言を受けまして、地滑りの兆候があるとしてボーリング調査等を行い、国土交通省との事前協議に臨みました。しかし、迂回路の有無や経済性についての説明に加え、災害発生のメカニズムや降雨との関係等々の説明がつくように調査の継続とボーリングの追加指示がございました。そのようなことから、結果といたしましては、地滑り災害での復旧を断念いたしまして、表層の崩壊であるとして、単年災害として採択をいただき復旧工事を行ったところでございます。そのときの経験から、地滑り災害として採択されることがいかに難しいかある程度理解をしておりましたので、当面は通行止めを行い、迂回路の利用をお願いをして様子を見ることといたしておりました。しかし、本年1月26日に県担当者に善亀線の現場を見ていただき、町道の災害復旧事業として、申請するための助言をいただいております。当面、被災箇所から雨水が侵入しないよう対応すること。採択基準以上の降雨量があった場合に、被害報告を行い、地滑りとしての調査を開始することになる。動きが止まらないと申請はできないわけ でありますので、調査が長期化することも考えられるとのこととございました。今回の善亀線の地滑りに係る調査等、一連の費用につきましては、業者からの概算見積もりをいただいておりますが、約2,100万円ほどの費用がかかるこのこととございます。この分は、災害に採択された場合、最大で50パーセントの補助となりますが、起債の対象にもなりませんので、全額単独費での対応になるところであります。善亀線の現在の状況であります。上部の被災箇所につきましては、1年半前の舗装修繕後におきましても亀裂が生じ、最大で15cmほどの段差が生じております。徐々にではございますが、少しずつ少しずつ動いていることにつきまして確認をいたしております。現在、この亀裂面から水が入らないようにブルーシートで路面を覆っている状況でございますが、今後の予定につきましては、県からの助言に添いまして、今年の梅雨以降の

降雨状況を見て、災害申請に向けた測量やボーリング調査等を開始してまいりたいと考えているところでございます。同じく地滑り対策で林道苓北天草線、現在は苓北町管理になっております。この地滑り災害につきましては、昨年4月の発生から注意深く観測を続けております。現在は、まだ地盤が動いている現象が治まらない状況でございます。林野庁には県を通じて、発生からこれまでの観測業務の結果と合わせて、状況報告をいたしました。今後も災害査定に向け、引き続き、地滑り面の特定と発生要因について観測を継続してまいります。又、地滑りで崩落した土砂や流木が集中豪雨等により、更に下流へ流れ落ちる二次災害にも警戒をしております。特にですね、両方ともなんです、地滑りが伴わない限り災害対策の実施事業ができないという、ちょっと私みたいな素人は理解ができない状況なんです、これも県としっかり担当課がですね、打ち合わせをしまして、とにかく早くですね、安心安全が確保できるようにもっていきたいと考えているところであります。

次に、教育委員会でICT教育に関する質問、ご指摘でありました。教育の振興で、現在は富岡小学校をモデルケースとして、ICT教育研究校としてタブレット端末等の機材整備及び支援員派遣事業を実施してまいっておりますが、昨年度までの富岡小学校で実施した授業実践研究発表会等の成果をもとに、本年度、全小学校へのICT教育関連予算につきまして予算計上をしたところでございます。今後、タブレット端末を活用した授業づくりについて、教員を対象とした町内研修会、各学校での校内研修会、富岡小学校での研究発表会等を通じ、教員の授業力向上、学力向上を図っていきたいと考えております。本年度は中学校の教育費に、ICT教育に関する予算は計上しておりませんが、全小学校での導入成果や教員への研修状況等の検証を行うとともに、ICT機器を活用することで、児童生徒のやはり思考能力と言いますか、そこまで至る答えを出せるような子どもにもなってほしいと思います。そういった意味で、そういう傾向は強まっていると判断をしておりますので、この小学校のICT教育の状況を見ながら、教育的にその確認ができればですね、なるべく早く中学校にも導入する方向で検討していきたいと考えているところでございます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため、1時15分まで休憩をいたします。

-----○-----
休憩 午後0時11分
再開 午後1時15分
-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで、皆さま方におつなぎをいたしておきます。松野重幸君が午後から早退をするということで届けが出ておりますので、皆さまにお知らせをいたしております。

それでは、一般質問を続けます。浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） IT社会への対応ということで、中学校の教育費の中にも、ICT教育に関する予算の補正をすべきではないかと、これに対して町のほうでは小学校の全校に広めたと、だからそういう状況を見ながら進めていくということでしたけども、これはもうすでに富小でその成果は出たんじゃないですか。富小の成果がよかったから、小学校4校にも波及させるんだということであればですね、先ほども申し上げましたように、これからのIT社会の中に一番早く巣立っていく子どもたちなんです、中学生はですね。義務教育の中では。ぜひ、私は、ここでですね、今年度中になんとか補正で対応すると、そういう回答がほしいわけですがいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 富岡小学校ではある程度の成果をみておりますので、これを全小学校に広げたいということでありまして、小学生全体の中で、本当に効果はあるんですよ。全体的に例えば思考能力等々に影響がしてきますので、やはりそこら辺もちょっと見極めたいと。そがん時間はかからんと思います、見極めには。そういうことであります。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ぜひ繰り返しになりますけども、社会に進出する、義務教育の中ではですね、一番最初に社会に巣立っていく子どもたちですので、今の社会にあったような学力をつけさせてもらいたいというふうに思います。

それから地滑りの件についてですが、これは町の1万分の1をコピーしたものです。これは現場ですね。現場の一番山側に柱だけが517.65mであります、これ善亀町道の部分ですけども、これに起因した地滑りは考えられないのか。例えば、現場から上部にかけて、そういう地割れの箇所があったとか、下のほうにあったとか。そのことで場合によってはですね、この中村橋から石出橋、それから蔭平橋、それから中村地区のこの尾根の部分が全体的に滑る、最悪ですね、そういうことも想定できるわけですよ。そういう前兆は、この前問題提起したあとに、そういう調査はされなかったのかどうかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まだ、正式な形での調査は行ってないわけですが、今、林道のほうで調査を行っていただいております旭技研さんのほうにですね、現地の調査をしていただいております。そういう中で、先ほどの見積もり額等の提示をですね、お願いをしたところでございますが、この調査の中では、今、動いており

ます被災をしております町道のところからは離れたところにそういう場所はないということでした。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 先ほど松本議員に対して、地元での説明会も、住民への説明会もやるんだということをお話されたというふうに思いますが、その対象はどういう方々なんでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） この地元説明会につきましてはですね、本来、防災の担当であります総務課、それから農林水産、私どもで共同で地元住民という形の中で、木場地区全体に呼びかけをいたしまして、参加を希望される方にはですね、ぜひ話を聞いていただくように、又、うちのほうといたしましても、二次的災害の発生を防ぐ意味からもですね、多くの方に聞いていただきたいということで対応してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは新聞の情報ですが、大分県の豊後大野市ですか、に地割れが複数発見されたということですね、この地割れの原因は地滑りなんだということでした。ただちには崩壊しないんだということをお報道してありますけども、そういうこともありますので、この周辺の地割れについてはですね、十分に調査をしていただきたいと思っております。

それから、防災計画の中のミサイルによる被害が懸念されるということで、内閣官房のホームページでですね、武力攻撃やテロなどから身を守るためにという資料が出ています。それで、これはなかなかミサイル打ち込まれてからどうするかこうするかということを書いてありますけども、私が問題提起したのは原発がやられたときにどうするかということで質問しました。この内閣府が出しているミサイルに対する攻撃から身を守るためにという部分もですね、今度の防災計画の中には見直しが予定されているようですので、この部分を全てでなくても国が出しているわけですし、新聞の投書なんか見ると、不安でたまらないということがですね、複数、度々挙げられています。その当該国もやめようとしません。そういう状況もありますので、町民の皆さんの意識を高める、そういう意味からでも参考資料としてでもですね、内閣官房のホームページの資料を出すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。簡単をお願いします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） その点につきましてはですね、国のほうからも啓発をするようにということになっておりますので出したいと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 高齢者の交通手段の確保ということで、スクールバスがこれまでは補助対象になっていたのに、一般の混乗にはなかなか利用できないというふうなことでしたけども、先ほど申し上げましたように新年度予算、29年度予算の予算委員会の中で、実はそうでなかったと、もうちょっと幅広く使えるよという町の見解が出されました。そのことについて、もう少し有効、利活用を考えることはできないかという話をしましたけども、先ほどの説明にもうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） その利活用できるかできんかということじゃなくて、今、検討条項でよかですかね。

○議長（山本政人君） どうです。浜口君。質問の内容は。もう一回、確かめて。

○企画政策課長（荒木広之君） 先ほどの町長の答弁にあったように、時間的制約と車両の大きさの問題とかございまして、いろいろな課題があります。1つですね、今、都呂々小学校のスクールバスを活用できないかというところで検討をしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） よく聞いとってください。同じような返事はしないでください。

それから、児童生徒の通学路の安全確保の中でですね、先ほどは横断歩道が消えているということも先の質問で問題提起しました。これはですね、町長にちょっと若干報告しますけども、これは従来の県事務所に国道と県道がありましたので、振興局にそういうことで横断歩道が消えているけんという話したところが、警察に言うてくださいって、天草ですね、たらい回しにおうたっですよ。ほって、そういう話を役場でしょったところが、知事への直行便というのがあるということでしたので、ちょっと読みます。知事への直行便をご承知のことと、これは町長に言うんですけど、町のほう、ご承知のことと存じますが、国道、県道、町道に関係のある志岐中通り交差点横断歩道の標示が消えかかっている件で、熊本県へ知事への直行便を郵送しました。内容は、国道県道交差点横断歩道道路標示の対応としてという見出しで、「本交差点は児童生徒約90人が通学に利用する。又、通勤用車両の通行量も多い。児童生徒の通学時間とこれらの車両の通行が重なっている。このような中で、横断歩道の白線が消えかかっている。児童生徒の交通事故の未然防止、地域住民の安全確保のため早急な対策をお願いいたします」として現場写真7枚を添付して、平成29年4月17日に郵送しました。これに対する県の回答は、「本件は熊本県警の所管です。県警に伝えるので詳細はそちらにお尋ねください。今後ともご理解ご協力をお願いいたします。平成29年5月12日、県知事広報室広報グループ」とありました。私はですね、この県知事広報室広報グループからの返事を見てですね、何が知事への直行便かというふうに思いました。知事への直

行便っていうかですね、まさに笑止千万ですよ。それで、これは知事への直行便とうたいながら、典型的な行政のたらい回しですよ。直行便ってあるわけやけん、すぐできるきんは別にして、こういう対応をしますと、町長がいつも町の行政通信に対してはそういう返事をされますけども、そういう形でくっとかというふうに思うておりましたが、そういうことでたらい回しにあいました。町は県のこの笑止千万な事務手続き等の窓口になっている。要するに受け付けと言いますか、その用紙の配付の窓口、役場が預かっていますのでですね。言うならば、片棒を担いでいることになるわけです。このような県の取り組みについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長、時間がありませんので、簡便に。

○町長（田嶋章二君） このことについては、知事の直行便というのはすぐ解決していただけるものだと私は。ただ解決できない問題もあると思いますので、できるかできないかを言ってほしかったなと思います。

○議長（山本政人君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告4番、倉田です。通告しておりましたエネルギー政策について質問をさせていただきます。

1点目の九州電力荅北火力発電所3号機増設の可能性についてでございますが、ご承知のとおり、2011年3月11日に発生しました東日本大震災、この震災で東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、2012年5月には国内全ての原子力発電は停止され、この事故により当時6割程度を占めていた火力発電が一気に9割程度まで上がったと経済産業省より発表されております。しかし、ご承知のとおり、2016年、昨年11月に地球温暖化対策の新しい国際ルール、いわゆるパリ協定が発効され、国際公約達成に向け、その危機感から山本公一環境大臣は石炭火力の抑制は世界の流れ、環境リスクは極めて高いと語られ、今年3月、中国電力などが千葉市で進める石炭火力計画の環境影響調査で、事業再建等も選択肢とするよう世耕弘成経済産業大臣に求められ、その意見書では事業者側に対し自覚を促されました。又、環境省は削減目標が達成できなくなる恐れとして、2015年電源開発、いわゆるJパワーなどが進める山口県宇部市の計画など5件のアセスで「是認できない」とする意見書を出されております。そして又、関西電力でも今年1月、兵庫県赤穂発電所で、燃料を石油から石炭に転換する計画を断念され、そして又、3月には、2015年より東燃ゼネラル石油と合同で事業化に向け検討を進めていた千葉県市原市での石炭火力発電所建設を断念したと報じられております。石炭火力新增設計画は、福島第一原発事故後に増加し、原発停止や電力自由化など背景にあるものと思われませんが、ただ二酸化炭素排出については最新設備を導入しても液化天然ガス、いわゆるLNGの2倍程度あり、計画中の約40基ほどが稼働す

れば、政府が2030年度目標とする国内全体の排出量7パーセント、約7,000万tを上回ろうとされており。ちなみに経済産業省エネルギー白書2016の発電供給量割合によると、2013年には液化天然ガスが46.1パーセント、石炭31.0パーセント、石油等10.6パーセント、水力等9パーセント、風力・太陽光発電等、新エネルギーが3.2パーセントとなり、前年より石炭火力がやや減少し、風力・太陽光発電が若干増えております。なお、原子力発電については0パーセントでしたが、ご承知のとおり、現在4基が再稼働され、再び稼働の動きがみられております。このような状況の中、苓北火力発電所増設計画等については事業者に属するところであり、飛躍した論ではあります。火力発電所立地町として予測見通しについて町長にお伺いいたします。

次に、再生可能エネルギーへの取り組みについてでございますが、現在地球温暖化が進み、温暖化を放置した場合、今世紀末には気温が5℃ないし6℃ほど高くなり、気候や生態系に大きく影響を及ぼすと言われ、二酸化炭素など温室効果ガスの排出規制が大きな課題となってきました。このため、近年石油や石炭など化石燃料の主要を抑え、太陽光発電や風力発電等、自然エネルギーが重要されつつあります。本町においても、先般、風力発電事業へ2件の申し入れがっております。1件は大分県の株式会社ウェル企画が、富岡京の坪付近に9.8kW2基の計19.6kW。あと1件は、東京の日本風力エネルギー株式会社が志岐水の元観音付近の財産区の土地に、出力2,500kW3基、概算で発電量1,300万kWh、約4,000世帯分の計画がなされております。そして、近年、海流発電、潮流発電が注目されつつあります。新聞報道等によりますと、これらは風力や太陽光のように天候に左右されることなく、2017年、今年秋でございますが、鹿児島県十島村口之島というところで実験が行われ、実証にはIHI、新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）、それと東京大学、又、三井物産戦略機構が参画します。時速3ないし4ノットの黒潮が流れる海域でございます。実用基は1,000kWの2基、2,000kWで1kWhの発電コスト20円を目指され、施設稼働率は高く、太陽光発電で10ないし15パーセント、風力発電で20ないし30パーセント、海流発電は60ないし70パーセントと言われ、安定稼働ができると期待され、2020年代の実用化に向け進められております。今後、再生可能エネルギー発電事業は、地球温暖化抑制や環境問題の観点からも進展し続けるものと思われ。これらの事業、特に海域利用に関しましては、漁業関係者や地元住民の十分なるご理解が前提であり、又、町においては事務が及ばない分野、部分でもあると思われ。諸条件が伴う苓北近海での海流発電の可能性について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、苓北火力発電所3号機の可能性はということですが、これは九州電力ご本体がお考えになられることであるので、あくまでもこれは私見だということ聞いていただければと思っております。

現在、石炭火力発電所には制約がかかっております。環境省では、2030年の国全体の温室効果ガス削減目標を2015年7月に国際公約として掲げています。その目標達成に向けて、CO₂の排出量が多い石炭火力発電を縮小するよう経済産業省と電力業界に再三にわたって要請しているようであります。そのことから質問の中にもございましたように、福島第一原発が事故を起こしまして、しばらくは原子力発電が皆無の状態でありました。その中で、福島県のずっと沿岸にありました新地町から原町市、そして東京までの間、しばらくは石炭火力専焼を認めて、今、つくっているところであります。九州電力も千葉県に200万kWの石炭火力を申請をしておられたようでございますが、あんまりいいような状況には向かってないと。これも1つは原子力発電が立ち上がってきたんで、国の考え方がお変わりになられたんじゃないかなと。これは私の推測でありますので。国は温暖化対策で石炭火力を抑制したいと言っておられます。私は原子力が動き出したからだと思っております。そういった意味です、原子力発電については、ベストミックスを発表なさいましたけれど、もうつくらないという意見が多かったんですが、又、なんかまずは再稼働をさした中で動かしていきたいと。そして新たに作るのかつくらないのかの計画もまだ出てきてないと。私はある程度の期間はですね、原子力発電は動かしていただいた中で、もうある程度一定期間がきたら絶対もうやめるんだということと言われて、それに代わる発電を考えていかれたらよろしいのではないかなと思っております。それに代わる発電というのは、石炭火力もですね、石炭専焼じゃなくて、複合発電が非常に有望化されております。そういった意味です、原子力発電を国が今後どういうふうな形で計画を立てていかれるか。あるいは50年たった全部もうやめてしまう、新設は認めないとかになったらですね、たぶんほかの代替の安定供給ができる火力発電所が必要になってきますので、そのときには苓北火力発電所も又、増えてくるのではないかな。そのときは私の想像ですが、石炭専焼じゃなくて石炭と天然ガスの複合かどうかになってくると思います。又、我々が考えていかなければならないのは、自然エネルギーをどう確保していくかということでありまして、今のところ太陽光が主流でありましたが、これも発電に非常に安定性がない。これが非常にネックになっております。そこで風力発電等がですね、今、国が進めておられるわけでございますが、海流発電も非常に理論的には自然エネルギーの塊ですから、いいように思いますが、今、和歌山県の沖でですね、実証をやっておられますので、やっぱりそういう成果も見ながら、次のところを国も前向きな状況が出てくればやっぴりこうとお考えになられると思います。これは我々だけではとてもできる話ではございませんので、で

できればそういう成果の中で、もし九州にでもということであればですね、ぜひ我が苓北の周辺で実証をやっていただければと思っていますところでもあります。ただし、苓北3号機というのは、我々もですね、今度、形を変えた中で、燃焼効率の高い新たな複合発電をですね、進めていただくように、これは九州電力にお勧めしていきたいと。九州電力もやはり玄海がまず動いて、しばらくたって経営的な方向性がたたないと、なかなか次の段階までというわけにはいかないと思います。そういった意味でですね、我々もお国のエネルギー政策にですね、しっかりと協力できるように、今のところはそういうことで風力が随分出てきておりますし、あとで又協議のときにお話をいたしますが、もっと大きな風力もくるかもしれません。そういう意味でですね、まずは、自然エネルギー、海流発電も大きな可能性を秘めていると思いますが、まだ我々の範囲の中で、実用ということには至っていないというのが現状だと考えているところでございます。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 只今、町長から見解、感想等を伺いましたが、ご承知のとおりですね、温室効果ガス、4、5日前、アメリカの大統領がパリ協定から離脱するような旨の発言をなされております。中国あるいはアメリカが2位、日本はちなみに5位という状況でございますが、今、正式には日本全国で火力発電所は49基計画なされており、そのうち正式に2基が断念され、2基が検討中、正式には44基が各10の電力事業者のほうで把握されているということ資料等で見させていただきましたが、苓北火力発電所、ご承知のとおり1号機が平成7年、もう22年経過し、また、2号機が平成15年、14年経過し、老朽化というわけではございませんが、この火力発電所いろんな形あるんでしょうけども、四、五十年使うても問題ないということで、メンテナンスを結構行えば、ある程度長く使えるということ資料等で見させていただきました。そういう中で、町長が現在のところ、そういった火力発電所の増設はないだろうという予測の中で、もしあるとするならば、効率のいい発電火力をとということでございますが、確かに町長が言われるように、最近の火力発電所の内容というのは非常に性能がよくなって、名前も超々という非常に驚異的なレベルが施されているのでございます。ちなみに九州電力におきましてはですね、町長がよく言われる松浦火力発電所、これは九州電力の100万キロ、これは13年に着工されたんですけども、電力の需要の低迷等々によりまして中断しておりましたが、昨年1月再開し、平成31年12月を目途に、今、工事を急ピッチで進められているようでございます。こういうことを考えるならば、苓北のも若干無理かなという感がありますが、そして、九州電力は東京電力等々とも協力して、200万キロ、出光興産、3社等々進められて実用に向け、動いているようであります。電力需要がどうかということになれば、非常に先行き、私もわかりませんが不

透明と言いましょか、経済需要等によりまして増加減があるんでしょけども、ちなみに九州電力が、これは会社の概要の資料でございますが、九州電力自社の発電所、水力、火力、地熱、内燃、原子力、風力、太陽光等々があるんですけども、197ヶ所で2,013万8,000kWを生むと言いましょか、発電できる施設を備えておられます。先ほど繰り返しのようになりますが、そういう中で、将来の見通しがどうなるか非常に不透明ではありますが、一応結論としては、町長が当分無理だろうということでございます。そういう町長の見解を求めたわけですから、それはそれでいいんですが、2点目のいわゆる自然エネルギー再生可能、いわゆる海流、潮流、これについて、苓北近海でそういう条件が整った箇所があるのかなのかということでもございましたが、ちなみに九州電力もですね、長崎県の五島のほうで、実証と言いましょか、計画がなされております。新しい会社は九州未来エナジー株式会社、これには新日鉄、住金、エンジニアリング株など4社が参加しておられるわけですけども、これはいわゆる海流、潮流発電でございます。これも31年度実証に向けてですね、対応されるということでもございますが、なかなかですね、海流については世界でもまだまだ実施されると言いましょか、実用化される例は少ないようでもございます。鹿児島の方でもノットがいわゆる3ないし4ノットぐらいで発電可能だということでもございました。私もふと思いで、苓北近海で一番海流が早いどこかなと、白岩崎の沖のほうとか、あるいは早崎海峡、ちなみに早崎海峡は7ノット最大であるそうですね。深さが100から150m、これ百科事典で調べさせていただきましたが、もちろんですね、先ほども言いましたけども、漁業関係者や地域の方、あるいは船の航行の方々や非常に難しい問題もありますが、やはり今後はですね、そういう部分もですね、やっぱり会社のほうもやはり積極的にですね、取り組んでいただければ、やはり原子力に頼るような九電、あるいは日本の会議等でもやはりベースが当分原子力だと40年後、何十年後に完全ゼロという話もありますけども、それも曖昧で不透明なところが相当あります。いずれにいたしましてもですね、もっともっと積極的にですね、取り組んでいかなければと思うわけですけども、質問が前後いたしますが、先ほど町長が又、新しいなんか風力かあるいは海上か知りませんが、発電計画があるということでもございましたが、そのまず1点を伺いたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、考え方を整理しときます。私も3号機をつくってほしいと思っておりますが、今の状況で国が原子力を復活させている段階では、九州電力も財政的にも非常に厳しい状況でありますので、なかなか難しい。そして、全体的に原子力が復活したならばですね、電力供給の面でも過剰供給になる可能性があるということですね。ですから、3号機の可能性としては国の施策が原子力をやめて、石炭複合とか自

然エネルギーとかというふうな舵を切ったらですね、3号機の可能性大きくなるんで、今から声を上げといっても早くはないんじゃないかと思っております。その条件として、九州電力は送電線50万ボルトを使っておりますから、非常にその点はですね、まだまだ余裕があるということでもあります。それと、高効率発電をやりますと、今、もう燃焼効率が60パーセントにきてるということでもあります。それで、世の中の自動車をですね、電気に変えてしまえば、今のCO2排出量はですね、当然クリアできると考えております。それと合わせてですね、その原子力施策をしっかり、もうやめるということをおっしゃらないのはですね、1つは経営の問題、電力会社の。1つは立地地域の問題。立地地域には数十億の金もやっておられるわけですね。我々も熊本県の8割方、電力供給ここでさせていただいております。それなのに、三法交付金、これは1銭もきません、今。これは不公平だと思っております。国はですね、CO2を余計出すからと言うんですが、原子力はどうですか。福島第一原発、あれが爆発して死の灰を降らせてるじゃないですか。昨日だってなんか茨城県の大洗で研究所の中で被爆したっていう話もありましたし、やはりそういった面ですね、この石炭火力をですね、低く見てみるなら我々もそれなりの抗議をしていかなきゃいけないと。電力供給についてはなんの損傷もないほど、きちっとしっかり役目を果たしておられるわけですから、やはり国もですね、その点はしっかり考えていただきたい。もっと言ってしまえば、福島には20数兆円かかる。それが、どうして安いコストでできるのかって。それで石炭火力には安いコストでできる。CO2を余計出すから1銭もやらないんだと。なんでそんなことを言えるのかってというのが私の今の考え方でありまして、我々が国の施策を動かせるような状況にはあるとは思いませんが、これは訴えていかなければならないと思えますし、九州電力にも1回爆発してしまうと会社がどうなるかわからないような状況、今、あの東電でさえも国営ですよ。全部、国営になってしまってる。だから、そういった意味でですね、もう一考えしていただいて、まず国の施策をですね、変えていただく。その中で、高効率の石炭火力複合発電をやってもらおうと、そして又、もう1つは、今現在の発電に対する三法交付金も以前のように出していただきたいと。このお願いもしていかなければならないと考えているところであります。それで風力発電のことですが、これも説明すれば長くなりますので、あとの全員協議会の折に話させていただきます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 町長が原子力政策の動向によって、苓北火力発電所設置の可能性等々があるんじゃないかなろうかということで、基本的には3号機ができればというような趣旨の話でございます。町長もたぶんおっしゃってたと思いますが、国もですね、いわゆる原子力事業等についてはですね、平成25年12月に国の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において提示されたエネルギー基本計画に対する意見では、原子力

発電をエネルギー利用構造の安定性を支える基礎となる重要なベース電源と位置づけ、新規制基準のことで安全性が確認された原子力発電所については再稼働を進める。こういう方向を示されています。そういう中でですね、非常に原子力は当分続くと思いますし、今、町長が言われたように東京電力の福島第一原発の事故等もあり、今後、廃炉までいくらかかるかわかりませんし、廃炉途中万が一そういう事故があるかもわかりませんし、せっかく帰還された住民の方も万が一の場合では、再度、避難しなければという、私は個人的な危惧をもっているところでございます。そういうことで原子力についてはですね、先ほど浜口議員のほうからも話が出ておりましたように、やはり前回、又、薩摩川内等々に原発が設置されております。玄海の1号機については、28年に廃炉に向けた対応が進められておりますけども、2、3、4、いわゆる合計5基、佐賀と鹿児島にあるわけでございます。そういったこともやはり含めながらですね、やはりなるべく自然エネルギーを取り入れていくような方向でいけたらと思っております。ちなみにですね、前回、九州電力が太陽光、風力発電の状況でございまして、一番最近300万kW、たぶんこれは1、2年前、はっきりわかりませんが、数字が300万kW、32年に700万kW、そういうことで400万kWプラスするような方向性が示されています。しかしですね、もっともっとやはり取り組んでいただければと思うし、又、九州電力自身もCO2削減に向けた、そういった国際的な流れ、又、日本の立場も重々・・・いくようなことも・・・掲げています。いずれにいたしましてもですね、私たちに欠かすことのできない毎日のエネルギーももっともっとですね、苓北町が火力発電所の設置町でもありますが、もっともっとクリーンエネルギーを誘致するような方向にですね、考えていただければと思っております。もちろん風力にしても、海流潮流にしてもですね、地元の十分な説明等を必要といたしますが、1件だけ最後にお尋ねをいたしますが、いわゆる志岐の水の元観音様付近のいわゆる財産区の土地、あれは坂瀬川の財産区の土地、これは地元説明会等々はどういった状況になっているのでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現在、風況調査を行っている部分は坂瀬川財産区の土地でございまして、地元説明会につきましては風況調査の件でですね、すでに1月に志岐山区のほうの説明を行ったところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） その説明会の折に、なんか特に、特段と言いまししょうか、住民の方から心配になると言いまししょうか。なんかあれがありましたか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 志岐山区の説明の中では、1件だけですね、ご質問がござ

いました。と言いますのが、あそこに水の元観音様がある関係でですね、毎年お祭りをしていると。そういった風況調査等の工事をする段階で、水の元観音様から水が出ないようになっては困るというようなことをごさいますね、現在の風況調査につきましては、その心配はないということで、ご承諾をいただいて風況調査をしていただいているところをごさいます。ただ今後風況調査の結果がよくて実際に設置をする段階になればですね、その地点はですね、外して設置をするような考えで業者のほうも考えておるようをごさいます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） エネルギー政策、国を中心に県、町もあるわけをごさいます、いずれにいたしましてもですね、やはり個人的な見解ですけども、原子力に頼ることなくやはり自然エネルギーを中心とした未来の構築にご尽力いただければと思います。終わります。

○議長（山本政人君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 通告5番、3番議員、高戸幸雄です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

6月に入り、梅雨本番の時期となりました。一昨年には200mmを超える記録的な大雨に見舞われ、未曾有の被害をもたらした原因となったことは記憶に新しいところをごさいます。どうか今年は平穏なことをお祈りをいたすところです。さて、私は今回は次の3項目について一般質問することといたしました。第1点として、災害発生時における職員の参集訓練の結果について。第2点として、補正予算と財政の健全化について。第3点目に、都呂々、木場地区における地滑りの現状と今後の対策について。以上の3項目にわたり質問を行います。

まず最初に、私は先の3月定例会において、災害発生時における職員の初動対応確認のため、梅雨に入る前に、その行動を要望いたしました。結果、万難を排するため、実施を行うと答弁を得たわけであります。このような経過をもとに、さっそく4月18日午前6時30分、訓練災害を発生を想定し、抜き打ちによる職員参集訓練が実施されたとのことです。改めて、職員の防災意識の高揚と迅速な対応に対し敬意を表するとともに、研修で得た成果と今後の取り組みについて考えをお伺いいたします。

次に、補正予算と財政の健全化について。私は過去の質問において、何回となく一般会計において、平成25、26、27年度、過去3年間、いずれも単年度実質収支赤字となっており、財政の状況は大変厳しいのではないかと意見を述べてきたところをごさいます。平成28年度会計においても、出納閉鎖を終えたばかりであります、現時点における単年度実質収支の見込みについていかがですか。答弁を求めます。又、私は本

町における財政の健全化を目指す上で、一番大きな要因は定例議会ごとの補正予算に端を発するのではないかと考えています。ご承知のように本来当初予算において、年間基本となる予算を編成し、補正にあっては緊急かつ法的な改正による金額の変更がなされるのが通常のあり方ではなかったかと解しています。しかし、最近では、当初において、経常の予定を補正にて対応した事業があるのではないのでしょうか。あるいは今後、平成29年度において、計画はないか見解を求めます。又、議会ごとに問題化されている起債について、確かに当初予算にあっては借入額より元金償還額を多く計上されておりますが、26、27年度決算において、いずれも当初は確かにそのとおりです。しかしながら、終わってみるといずれの年度においても当初計画に反した状況となっております。各種事業の成り立ちによる結果ではありますが、再考を要するのではないかと解します。いかがですか。見解を求めます。

最後に、先の議会予算委員会でも、大きな問題として要望された都呂々木場地区の地滑りについてお尋ねをいたします。この問題については、先の2人の議員の方から同様な質問がっておりますけれども、お許しをいただきたいと思います。この件について、私なりに現地を確認いたしました。想像している以上の大きな被災状況ではないかと思えます。森林広域基幹林道荅北天草線杉の迫地区では、法面の崩壊は無論のごとく、被災周辺においては未だ被災そのものが続いているようです。道路の斜面の崩壊が進み、道路本体にも今後多大な影響があるのではないかと懸念を持っているところでございます。又、もう一方の藤の本地区、町道善亀線において、上部被災箇所路面にシートを被覆し、今以上に状況が悪化しないように対策をなされていますが、見た目以上に被災状況が進んでいるのではないかと考えております。この地滑り箇所については、一から考えますと、今すぐには付近の住宅には影響を及ぼさないとと思いますが、今後増波次第では影響はないとは言えないと解しているところでございます。それぞれの箇所の現状と今後の復旧計画をお尋ねをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。答弁を得たあと、一問一答方式により、自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、災害発生時における職員の参集訓練の結果についてであります。これは抜き打ち参集訓練でありました。それで、私も大変心配をしておりました。皆さん、集まってもらえるかなというようなことでしたが、ご質問の中にありましたように、4月18日火曜日早朝に実施をしました。抜き打ちによる職員参集訓練は職員数99名の中、訓練実施のための担当課待機者、私傷病休暇、育児休業者等を除く88名の職員を対象に実施いたしました。訓練では、全職員を配置する非常体制を想定し、緊急の連

絡、参集指示を行い、参集までの時間把握を行いました。結果は、15分未満までの参集者が52名の59.09パーセント、20分未満までの参集者が81名の92.05パーセント、30分未満までの参集者が87名の98.86パーセントで、最後の1名につきましても、35分までに参集を完了したところでございます。この結果から、全職員が迅速に対応でき、防災意識の高揚がみられると判断をいたしたところでございます。参集後は、私から日頃からの防災意識の徹底と迅速な対応、的確な行動について再度訓示を行うとともに、改めて非常時における緊急連絡体制、配置体制、並びに災害対策本部の組織体制、及び分掌事務等について再確認を行いました。今後におきましては、いつ何時、どのような災害が発生するかわからない状況の中で、迅速かつ的確な行動がとれるよう、いろいろな場面を想定した訓練の取り組みを継続して実施していくことといたしております。

次に、補正予算と財政の健全化であります。この件につきましては、私はこの補正はですね、経済対策のときが2回、そして災害がありました。そのとき、やっぱり赤字になったわけでありまして、この経済対策のときにとった行動はですね、1つには、いろいろなことがありました。例えば、都呂々漁港が老朽化して、あれが壊れたら農協付近の住まいになられる方の災害が心配されると。ただし、5億ぐらいかかるということでございました。それと合わせて、先ほども申し上げたように、笹尾の水道。これももう20数年経っております、すでに20年経つ以前から、老朽化が目立つので変えてくれということですが、大体機械類は15年となっておりますが、いろいろ皆さん工夫をなさって、20年、25年もたせておられます。経済対策があった折にやろうと。それはどうしてかということ、今度そのときの経済対策は持ち出し分が少ない。そして、借入も少ない。そういう状況でありました。それと、光ファイバー等はですね、必ずやりたいけど3分の1の補助しかなくて、あとは起債と自主財源に関わるわけですから、なかなかできませんでした。そのときも金額のわりには起債額が少なかったということでもあります。そういう意味でですね、がんばる交付金が出たときと元気づけの交付金が出たときと分けなければなりません、がんばる交付金が出たときには国からの事業に対する交付金が少なく、そのときには9億近くの交付金をいただきました。これは条件はつきませんが、町が考え方でつかっていいということで、例えば、温泉センターがもう老朽化しつつありましたので、8千数百万かけてやりましたが、全部そのお金を使わせていただいたところでございます。そういった意味でですね、年がら年中、補正を念頭に置いた財政運営をしているわけではなくて、その大きなのは元気交付金とがんばる交付金が出たときと、災害が2年続いたとき、これで赤字になったということでございます。併せまして、基金を取り崩すときには大体、実質収支は赤字になるということでございますので、今度も精査してみなければわかりませんが、基金を少し取り崩しております。

す。そういった意味で28年度の場合は、それに近い数字が出てくるのではないかなと
考えているところでございます。そういう意味ですすね、何にでも毎年、毎年、補正予
算を念頭に置いてやってるわけではなくて、補正予算っていうのは、例えば、あそこ
にがけ崩れがあった。はよなおさんばいかんと。せいぜい1,000万、2,000万の単
位での補正ですよ。そういうのがちょっと重なって、合わせて1億円ぐらいになった
というようなことだと思います。そういう面で財政的に補正予算を念頭に置いた財政計
画はですね、本当のものじゃありません。ただ、景気対策のため、国がこれを行うとい
う情報が数年前から入っておりましたので、我々はそれを待ち構えてやった部分もござ
います。今後は、たぶんこういった非常に我々にとって助かるような経済対策は国もで
きないような状況だと思っております。今の高戸議員の補正というのに頼った財政は健
全ではないというのは、当然のことです。それは肝に銘じて、どうしても今
すぐやらなければならない状況の場合のみ、補正を使っていくと。ただし、国の経済対
策があったりして、これが本当に将来に見たら、町に有利な施策になるんだというとき
には使わせていただきたいと思えますし、災害の場合も今後、又、今、善亀線と前の広
域林道がですね、非常な状況になっておりますので、この件については、それなりのお
金があると覚悟をしておりますので、そのときには議会にもご理解を求めたいと思っ
ております。そういう意味ですすね、広域林道、そして善亀線のことにつきましては、先
ほど浜口議員のとき詳しく申し上げましたが、あえて申し上げるならば、私はこれはや
っぱり地震の影響もあるんだと。地震の影響もあって、今までよりも傷口が大きくなっ
てきてると。それと又、特に広域林道はあれだけもう道路を防ぐような状況になってい
るにも関わらず、まだ動いておりますので、なかなか具体的な対策がとれない。善亀線
においてもまだまだはつきり追いついてないという状況であります。しかし、善亀線は
ですね、これはこの梅雨の状況が終わりましたときに、今、土木管理課で相当打ち合わ
せを進めておりますので、しっかり調査を行って、これが災害に認められる。災害に認
められた中で、しっかりやっていかなければならないと考えているところでもあります
が、どうも見てみますと、広域基幹林道やった周辺がみんな崩れかけておりますね。だ
から、その辺どうなのかも県ともよく打ち合わせをしていきたいと考えておりますし、
先ほど質問の冒頭で高戸議員が申された、今年は平穏な年であってほしいと、私もそう
思いながら、今日の議会にも出てまいったところでもあります。

高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） それではさっそく再質問を行いたいと思えます。

まず、職員の参集訓練でございますけれども、災害発生時の対応について、自分たち
がその訓練といえども実際にその場に参加して初めて、自分の体で体験したこの経験と

いうのは、いつの日か必ず生かされるだろうと私は思っているところでございます。今後もですね、継続した取り組みを願うところでございます。

又、関連ということで、質問をお許しいただきたいと思います。町では、先に荅北町防災マップが全戸に配付をされました。その中で、指定避難所が各地区に示されております。その施設の管理者に対し、災害警報等が出た場合にはですね、前もって協力の依頼等の連絡をされたほうがいいと思うんですけど、今の現状についてお答えを願いたいと思います。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 避難所を開設するにあたりましては、刻々と変化する気象情報、防災情報を注視しながら発表される予報、警報等の的確な把握に努めて、事前にですね、避難所となる各施設の連絡、備蓄品の再確認、待機者の確保等、避難所開設に備えた準備態勢を現在もとっております。今後も予想される災害に備えまして、例えば、学校や指定管理者の施設、こういった施設への避難の必要が想定される場合におきましても、事前に管理者へ連絡をしておくなど、迅速な開設ができるように対応をしまいたいと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） せっかくの指定避難でございますので、有効かつ利用していただきたいと思います。そのためには前もっての連絡等々が必要だと思いますけれど、お願いにしていきたいと願っているところでございます。

次に、順番は異なりますけれども、地滑りについて再質問を行いたいと思います。広域基幹林道、確かに大きな被災状況でございます。もうすでに、道路に収縮形ですかね、傾斜計か設置をしております。山の法面にはボーリング調査がそれぞれ施されているようでございます。今回の梅雨が1つの分岐点と言いますか、大きな目安になると思います。どうかですね、観測中の事故がないように、とにかく注意して観測業務にわたっていただきたいと思います。被災箇所を管理する上部団体、それぞれ国交省なり農水省ですよね、広域管理は農水省でしょうけれども、町道となると国交省管轄となると思います。上部機関はそれぞれ違うし、工法等についてもそれぞれ異なった工法で査定と言いますか、それが行われると思いますけれども、今の現状、2ヶ所とも都呂々の木場地区でございます。先ほどの浜口議員の質問の中でも、地元説明会を開催するよという要望が出されていたようでございます。今のですね、とにかく現状について、できるならば木場地区に相談されて、住民座談会なり行っていただきたいと思っておりますけれどもいかがですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 先ほども答弁をさせていただいたところでございます

が、まず、都呂々の木場地区にはですね、土砂災害が起きそうな区域というのが相当ございます。その区域の中には、今回は住宅が隣接をいたしておりませんので、県の指定には入っていないわけですが、もしここでご指摘があつておりますように、大規模な災害があつた場合にですね、下流域にどのような影響があるのかということについては、航空写真等を確認した上で、今、現在確認をいたしております。そういう中で、当然、避難を優先させたいというふうに考えておりますので、土砂災害、もしくは豪雨の災害等々ですね、警報が出そうな状況のときには、どちらに避難をしてくださいというようなことまで説明できるような体制をですね、総務課、それから農林水産とともに検討いたしまして、又、地元のほうでも住民の方にお知らせをしてまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 一刻も早くですね、住民座談会だけでも開いていただきたいと思います。そして、現状を説明して、そうすることによって木場のほかの方々もあの道路と言いますか、特に善亀線は利用される方が何軒かあるようでございますので、注意喚起を再度行う意味でも、早急に住民座談会等は行ってほしいと思います。

次に、補正予算と財政の健全化でございますけれども、先ほど申しましたとおり、いずれの年度においてもですね、ここにちょっと決算書をもとに書いておりますけれども、ただし28年度についてはまだ決算がはっきりした金額が出ておりませんので、想定をするわけにはいきませんので、26、27だけ申し上げたいと思います。確かに26年度は当初、起債は7億程度でございましたけれども、補正予算とか継続、繰越事業等々含めて14億、借入額で10億程度の借入れがあつております。対する公債費の元金償還は5億2,800万ということで、単に計算してもですね、5億4,200万程度の赤字だと。それから27年度にいたっては、当初が5億5,700万で最終的に借り入れたのは8億1,100万だと。それで、元金については5億6,100万、2億4,900万程度の同じく赤字となっております。ちなみに、平成29年度の予算の主な内容ということで、当初予算のときに資料をいただきました。財政健全化の取り組みとして、地方債残高を今後10年間で20億圧縮することを目標とし、今年度は元金償還額6億169万1,000円に対し、地方債発行額を4億170万。うちに臨対債が2億6,000万とすることができたことは評価できる点だと。確かに町長がいつも言われる臨時財政対策債2億6,000万、これは100パーセント交付税で入ってくるんだからということで、これを起債として上げてないところがありますよということを何回も言われますけれども、数字の中ではですね、私たちは一応そういった業務にもついておりますしわかるんですけども、一般の方々にそれを説明するのは私たちの仕事かもしれないけれども、なかなか説明が行き届かない点でこれがそのまま起債の残高として

残るとするのは仕方がないことではないかなと思っております。そこで確かに当初では半分近くですよ、66パーセントぐらいが当初予算で発行額よりも元金償還が多いわけでございますけども、明日出されます28年度から29年度に対する繰越明許、この中で1億2,640万の繰越残金の起債がございます。当然、この1億2,600万はプラスになってくるわけでございます。そうすると、又、今回の補正で80万程度の補正があるようです。これ私が数字が間違っていたなら訂正をされて結構ですけども、合計いたしますと5億2,890万。平成29年度の元金の償還金が6億100万691円ということで、当初は1億9,999万1,000円の借り入れよりも返す金額が多かったわけでございますけども、単に繰越明許を加えると、これは7,200万程度にしかありません。そうしますと、先ほどから町長が言われたように、このあと言い方が悪いかもしれませんが、当然のごとく災害が毎回発生してまいります。それに対する起債が増えてまいります。そうすると、29年度も今の状況からするとクエスチョンマークがつくのではないかなと思ったからこそ、こういった質問をさせていただきました。この数字を見て、どう思われますか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 繰越明許費につきましては、当初予算の中から繰り越していくということでございます。あと、26、27の事業につきましては、26年度は非常に大きな災害があったということで、防災関係の事業に取り組んだということで補正という形で計上させていただいて、結果的には議員おっしゃるとおりの数字になっております。今後ですね、そういった意見もいただきましたし、町長の答弁にもありましたが、補正ありきということではなくてですね、これまで以上にそういった認識をもちながら予算執行に努めていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） その点についてよろしくお願ひしたいと思います。それか特にですね、起債の中の臨時財政対策債について、もう少し町民の方々にアピールと言いますか、広報活動を行うべきだと思います。どんなにですね、交付税算入100パーセントなんですと、元利償還金なんです、言われても、先ほど申しましたとおり私たちはわかるわけですけども、その業務にあたった経験からですね、しかし、なかなか理解をしていただくのは難しい面もあるのではないかなと思います。ですから、その点についても、いつも新年度予算が組まれますと、今年度の予算の編成はこうですよと円グラフの中で書いて、構成比率と言いますか、それを書いて、少しだけ臨時財政対策債については、交付税100パーセント行われますという文言を書いておられますけれども、機会あるごとにですね、そのことについて、やはりなされたほうがいいと思います。そして、先ほども申しましたとおり、当初計画からいずれも反した結果にはなっておりま

す。繰り返して申しますけれども、事業の成り立ちによる結果だとはある程度理解はできますけれども、事業そのものの何と言いますか、再考を要する事業については再考を要してほしいと思います。又、私たちも議員という立場上、町民の方々から要望があったときには反対に私も経験、この前さしていただきましたけども、この河川改修にはこの起債を使ったらどうですかという質問をさせていただきました。そういった経過もございましてけれども、できるだけ町民の方々にはわかるような啓発活動と言いますか、それをしてほしいと思います。もちろん私たちも機会あるごとに住民の方々とお話し合いを持ちながら、そのような予算の成り立ちと言いますか、それを説明したいと思っておりますけども、最後に今後の方針と言いますか、それについて総括的な意見がありましたら答弁方お願いいたします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 臨時財政対策債の周知につきましては、ご意見ありがとうございました。毎年4月の広報ですね、新年度予算の周知の中で、起債額についてもお知らせをしているところがございますけども、その辺もちょっとわかりやすい形で内容を検討させていただきたいと思っております。繰り返しになりますけども、おっしゃられました当初予算から補正をして結局返済額と逆転するということです。それは、もう先ほどから申しておりますが、今年度2億ぐらいの返済が多い予算を組んでおりますが、そういった中でですね、若干補正も今度も出させていただきますがあります。金額的には、あとで又、今回はあんまり大きくないですけども、そういった1年間の中でですね、最終的に目指している起債額を減らしていくと、その目標は変わりませんので、そういったことで執行していきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず説明がですね、交付税と言っても一般町民はおわかりにならないんじゃないかと思うんですね。そういうところから、よくおわかりになるような説明書きが必要じゃないか。起債って言ってもわからないと思います。借金って言わないとね。やっぱりだからそういうことも含めて、自分たちがわかってるから当然相手もおわかりになるだろうと言うような説明はやっぱりあんまり芳しくないんで、その点は直しながらですね、よく周知を図っていきたくて。そして改めて総括いたしますと、補正というのは補正を最初に考えてやる補正というのはそうはないと思うんですね。やっぱり例えば災害があったから、これは早くやらなきゃいかんから補正を組むと。だから、そういう基本的にはそういうことと国の経済対策の中で町にとってやるべき仕事であり、しかも有利になるようなことがありましたら、これは又、補正を起案して、議会にも理解を求めたいと思っております。そういうことで財政健全化というのは、やっぱり先ほど松本議員の話にありましたように、毎年毎年、小さなことから積み上がって

った中で、健全化が成り立つと思っております。ただし、必要な予算は予算として、これはしっかりつくって議会にもご審議をいただくという形で頑張りたいと思います。

○議長（山本政人君） よろしいですか。これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問の全てを終わります。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会をします。

明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後2時39分

平成 2 9 年 6 月 8 日 (木)

(第 2 日 目)

平成29年第14回荅北町議会定例会会議録（第2日目）

平成29年第14回荅北町議会定例会は、平成29年6月8日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	5 番	倉田 明
6 番	石田 みどり	7 番	野崎 幸洋
8 番	浜口 雅英	9 番	田嶋 豊昭
1 1 番	錦戸 俊春（副議長）	1 2 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員（2名）

4 番	松野 重幸	1 0 番	山下 時義
-----	-------	-------	-------

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会計課長	立山 清剛

8. 議事日程

- 日程第 1 報告第 2 号 例月現金出納検査の結果報告について（平成28年度
2月分・3月分・4月分、平成29年度4月分）
- 日程第 2 報告第 3 号 平成28年度荅北町繰越明許費繰越計算書（荅北町一
般会計）の報告について
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について
専決第 1 号 荅北町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認について
専決第 2 号 荅北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認について
専決第 3 号 平成28年度荅北町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認について
専決第 4 号 平成28年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第 7 承認第 5 号 専決処分の承認について
専決第 5 号 平成28年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第4
号）
- 日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認について
専決第 6 号 平成28年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第4号）
- 日程第 9 承認第 7 号 専決処分の承認について
専決第 7 号 平成28年度荅北町水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 承認第 8 号 専決処分の承認について
専決第 8 号 平成28年度荅北町下水道特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第11 承認第 9 号 専決処分の承認について
専決第 9 号 平成28年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第12 議案第34号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第13 議案第35号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第36号 平成29年度荅北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第37号 平成29年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第16 議案第38号 平成29年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

- 日程第 17 同意第 2 号 荅北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 18 同意第 3 号 荅北町固定資産評価員の選任について
- 日程第 19 請願第 1 号 熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書の提出を求
める請願書
- 追加日程第 1 発議第 1 号 熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書
- 日程第 20 閉会中の継続審査調査の件
- 日程第 21 議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

携帯電話お持ちの方は、音が出ないように設定をお願いいたします。

それでは只今から会議を開きます。

只今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第2号 例月現金出納検査の結果報告について（平成28年度2月分・3月分・4月分、平成29年度4月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第2号、例月現金出納検査の結果報告書、平成28年度の2月分・3月分・4月分、それに平成29年度の4月分が提出されましたので、お手元に写しを配付いたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終わります。

それから本日は昨日申しましたように、山下議員とそれから本日、松野議員から欠席届が出ております。

-----○-----

日程第2 報告第3号 平成28年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について

○議長（山本政人君） それでは、日程第2、報告第3号、平成28年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 報告第3号、平成28年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

平成28年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。

平成29年6月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。平成28年度苓北町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。これは、それぞれ3月議会で議決をいただきました繰越明許費の額の確定によるものと、専決処分で追加、変更したものを翌年度繰越額として報告するものです。

款2総務費から款10災害復旧費まで12の事業で繰り越しを行っております。事業費合計で3億5,103万2,000円で、29年度に繰り越した額は3億4,773万9,000円でございます。財源内訳で、国県支出金が1億6,608万4,000円、地方債が1億2,640万円、その他財源が41万5,000円、一般財源が5,484万円でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 繰越額3億5,000万のうちに工事関係に関する分の額はいくらぐらいになりますか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 3億3,260万3,000円でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 総額でなくて、この12項目のうちにどれとどれとどれとどれぐらいは教えてください。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 款の5農林水産業費から款の10災害復旧費までが工事関係でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、なかなか資材が上がったりとか苓北町の場合はそういうことがないんでしょうけども、入札がなかなか成立しないというふうな話がありますけども、ずっと繰り伸ばすことによって資材が高騰していく。要するに、地震とかなんとか、そういう地震の復旧とかそういうものがずっと市場に反映されて資材が高くなってくるとか人手が足りないとかそういう課題が出されておるようですけども、繰り越しすることによってそういうことの影響は出てこないんでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 一応、全般的なことでお答えをいたしますが、今、現在、苓北町におきましては、工事の発注において、入札不調というようなことも起きておりません。そういう中で、繰り越しにつきましては、どうしても国のほうからの内示

が遅れたり、年度内の工事発注がどうしても例えば、災害復旧で申しますと、稲の耕作等々の関係で年度をまたぐようなことでの発注しかまらずできなかったというような事情もございますので、やむを得ない措置というふうに理解をいたしております。

以上です。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、ないようです。質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認について

専決第1号 荅北町税条例の一部を改正する条例

○議長（山本政人君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認について。専決第1号、荅北町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第1号、専決処分の承認について。荅北町税条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、荅北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告をし承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が平成29年3月31日付けでそれぞれ公布されたことにより、荅北町税条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長からご説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 承認第1号、荅北町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

次の次のページをお願いいたします。改正分の1ページでございます。平成29年荅北町条例第14号、荅北町税条例の一部を改正する条例。

荅北町税条例（昭和40年荅北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

今回の主な改正事項は、平成29年度税制改正のうち、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額にかかる所得について提出された申告書に記載された事項及びその他の事情を勘案して、課税方式を決定できること。法人町民税の延滞金の計算の期間の規定整備、肉用牛の売却にかかる町民税の課税の特例の3年間の延長、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者の申告書の規定、軽自動車税のグリーン化特例の2年間の適用期限の延長等に関する法の改正に合わせ、税条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で棒線の部分が今回改正されたものでございます。今回の改正での条文の整備、条項等の変更につきましては、説明を省略させていただき、主な改正事項についてご説明いたします。

1ページの第33条は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額にかかる所得について提出された申告書に記載された事項及びその他の事情を勘案して、課税方式を決定できることを明確化されたものでございます。

2ページをお願いします。第34条の9は只今の第33条の改正に伴う規定の整備でございます。2ページから4ページまでの第48条は法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間にかかる規定の整備でございます。

4ページをお願いします。4ページの第50条は、法人の町民税にかかる不足税額の申告納付について、延滞金の計算の基礎となる期間にかかる規定の整備でございます。

5ページをお願いします。第61条は、震災等により滅失等した償却資産にかわって所得した償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定したものです。第61条の2は、固定資産税の課税標準の特例を町の条例で定めることができるいわゆる我が町特例の割合を定める規定であります。

6ページをお願いします。第63条の2は、居住用超高層建築物にかかる税額の按分方法について、現行の区分所有にかかる家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定したものです。第63条の3は、被災市街地復興促進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共用土地にかかる税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

7ページをお願いします。第74条の2は、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、住宅用地の特例を適用する規定でございます。

8ページをお願いします。附則第5条は、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備であります。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

9ページをお願いします。附則第10条の改正は、先ほどの第61条8項の法律改正に合わせ制定をしたものでございます。附則第10条の2の改正は、我が町特例の条項ずれの整備でございます。附則第10条の3は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとするものが、提出する申告書についての規定でございます。

12ページをお願いします。附則第16条の改正は、第5項から第7項を新たに加えて、軽自動車税のグリーン化特例について基準を厳しくした上で、適用期限を2年延長するものでございます。

13ページをお願いします。附則第16条の2の規定は、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定をしたものでございます。これにつきましては、平成28年中に発覚した一部の自動車メーカーが燃費性能を偽った不正行為がエコカー減税等の制度の根幹を揺るがす問題でもあったため、燃費不正対策を強化するため道路運送車両法を改正するとともに、税制においても燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例等の措置を規定したものであります。

14ページをお願いします。附則第16条の3、第2項の規定は、本則第33条と同様に特例配当等にかかる所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

15ページをお願いします。附則第17条の2の規定は、優良住宅の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。附則第20条の2の第4項は、特例適用配当等にかかる所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

16ページをお願いします。附則第20条の3第4項は、条約適用配当等にかかる所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものです。同じく第6項は只今の第4項の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

17ページをお願いします。附則第5条による改正につきましては、附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

18ページをお願いします。附則第6条による改正につきましても、軽自動車税を規定する附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

恐れ入りますが、条例本文の8ページにお戻りください。附則といたしまして、第1条で、この条例は原則として平成29年4月1日から施行するものでございます。ただし、第1号から第3号に掲げる規定につきましては、各号に定める日から施行することとしております。第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経

過措置を、第4条以降、軽自動車税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います、質疑はありますか。松本君。

○1番（松本良人君） 幼稚なことをお尋ねをいたしますけれども、例えば、軽自動車税は町で定めるようになっておりますけれども、これは全国的に同じ額で決定されるような形になっとつとですかね。例えば、苓北町だけ安くするとか、あるいは高くするとか。そういった形になっておるわけですかね。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） これは町単独ではございませんで、統一した額でされております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） この場合、私何回か申し上げましたけれども、例えば、軽自動車税あたりの場合が、今、農作業用あたり田植え機あたりにも税金がかかっておりますね。これは2、3年前ぐらいからですが、天草市が天草でやり始めて、それ大分私は天草市のほうに文句言ったことがあったのですが、その後、それを多分苓北町は真似されたんじゃないかなと思っています。私は当然自動車税ということになれば、道路を走る車にかけるものじゃないかなということで、大分申し出をしましたけれども、それが受け入れられなかった。ゴルフ場あたりのカートあたり見てみますと、あれも全く農業用と同じようなタイプじゃないかなと思っておりますけれども、それにはナンバープレートはかかっておらないというような形でいろいろなされておると思いますけれども、今、天草市あたりを調べてみますと、もうすでに天草市は当初は、農作業用あたりにはかけ始めたが、今は減免措置をとっておられるということでございます。そこら辺、町はどうお考えになるか。お尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 只今の件につきましては、平成29年度予算の予算審査特別委員会の中でも話が出ておりました。当時の課長のほうからもですね、他町の事例等も踏まえながら検討していきたいというようなことであっております、現在29年度でですね、検討を行っているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、承認第1号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

専決第2号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、承認第2号、専決処分の承認について。専決第2号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第2号、専決処分の承認について。苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告をし承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が平成29年3月31日付けでそれぞれ公布されたことにより、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長からご説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 承認第2号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

次の次のページをお願いいたします。平成29年苓北町条例第15号。苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきまして、新旧対照表により説明いたしますので、次のページをお願い

します。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、棒線の部分が今回改正されたものでございます。今回の改正事項は、5割軽減、2割軽減額の算定基準を見直し、軽減の対象者の拡大するものでございます。

第15条が減額についての規定でございます。第1項第1号は7割軽減についての規定でございます。今回は改正は行われておりません。第1項第2号が5割軽減の額の算定についての規定でございます。対象となる基準額の算定において、基礎控除となる33万円に加える額として、被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に、同様に、第1項第3号において、2割軽減の対象となる基準額の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行48万円から49万円に引き上げるよう改めるものでございます。

補足説明をいたします。減額基準の引き上げは国の社会保障制度改革国民会議による報告書において、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るべきであるとされたことから、今回の拡充となったものでございます。

前のページの改正文に戻っていただきたいと思います。附則といたしまして、第1条でこの条例は平成29年4月1日から施行する。第2条で、適用区分といたしまして、この条例による改正後の苓北町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 2号、15条の2、3でございますね、いくらか変わっておるわけですが、実績として該当される方は何名ぐらいおいでですかね。

○議長（山本政人君） わかりますか。

○1番（松本良人君） あとでも結構です。

○議長（山本政人君） 今すぐわかります。税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 5割軽減のほうは28年の数字と29年の数字で試算をしたところでの差がですね、5割軽減のほうはプラス4世帯になっております。4世帯が対象が増えたということです。2割軽減のほうはそれまで2割軽減になった分が今申しました5割のほうに4世帯いっておりますので、その分4件マイナスになりました。あと軽減がなかったところから2割軽減となられた世帯が3世帯あっております。トータルでプラス3世帯の増ということになります。以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認について

専決第3号 平成28年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、承認第3号、専決処分の承認について。専決第3号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第3号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度苓北町一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告をし承認をお願いするものでございます。

これは3月31日までに確定いたしました地方譲与税、交付金、交付税、国庫支出金、町債等の最終確定が終わりまして、調整の必要があったもの、及び事業確定による補正でございます。

なお、承認第3号以下、承認第9号まで同様の提案をしております。特別会計では、事業費の確定及びそれに伴う会計間の繰り入れ、繰り出し等もございましたので、各特別会計につきましても補正予算の専決処分をいたしております。

なお、内容につきましては、企画政策課長及びそれぞれの担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 平成28年度苓北町一般会計補正予算（第6号）の内容について説明をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。歳入歳出それぞれ4,890万7,000円を減額し、総額を54億8,053万8,000円とするものでございます。今回の補正は、

28年度における交付税、補助金と収入の確定及び各種事業の精算が主なものでございます。

主な点について説明をさせていただきます。

6ページをお願いします。第2表、地方債補正。1、変更ですが、各事業費の確定による起債限度額の変更です。

9ページをお願いします。歳入です。款2、地方譲与税、項1、地方揮発油譲与税から、17ページ、款10、交通安全対策特別交付金までは、交付金、交付税の確定によるものでございます。

18ページをお願いします。款11、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金、節2、児童福祉費負担金は、保育所入所児童保護者負担金1,069万円の減額です。

19ページから20ページの使用料及び手数料ですが、それぞれ確定による補正で、使用料が48万8,000円の減額。20ページ、手数料が31万円の減額です。

21ページをお願いします。款13、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、それぞれ精算に伴い、国の負担する割合分を計上しております。目1は合計で416万3,000円の減額、目3、災害復旧費国庫負担金は423万7,000円の増額です。

22ページをお願いします。項2の国庫補助金ですが、目1、総務費国庫補助金から目4、教育費国庫補助金は、事業費の確定により合計で168万1,000円の減額です。

23ページをお願いします。項3、委託金は精算によるもので、合計で33万1,000円の減額です。

24ページをお願いします。款14、県支出金、項1、県負担金、目1、民生費県負担金は、国の負担金と同様、県の負担割合を計上し、県負担金合計で169万7,000円の減額です。

25ページをお願いします。項2、県補助金、目1、総務費県補助金から、次のページの目7の災害復旧費県補助金までは、それぞれ事業費の確定、精算によるもので、県補助金合計で131万8,000円の減額です。

27ページをお願いします。項3、県委託金につきましても精算によるもので、合計で4,000円の増額です。

28ページをお願いします。款15、財産収入、項1、財産運用収入は、実績により合計で26万1,000円の増額です。

29ページをお願いします。項2、財産売払収入も実績によるもので13万9,000円の増額です。

30ページをお願いします。款16、寄附金ですが、目1、総務費寄附金は、ふるさとづくり寄附金の実績で59万5,000円の増額です。

31ページをお願いします。款17、繰入金ですが、目3、宅地造成事業特別会計繰入金は、事業費の確定に伴い、112万3,000円の増額です。

32ページをお願いします。項2、基金繰入金ですが、各事業の実績に伴い3,715万8,000円の減額です。

33ページをお願いします。款19、諸収入、項3、貸付金元利収入は、奨学金償還金、実績により1万6,000円の増額です。

34ページをお願いします。項4、受託事業収入、目1、農林水産業費受託事業収入は、実績により89万6,000円の減額です。

35ページをお願いします。項5、雑入、目1、雑入は、それぞれ実績に伴い148万3,000円の増額、目2、過年度収入も実績により、合計で17万4,000円の増額です。

36ページをお願いします。款20、町債は、それぞれ事業費の確定によるもので合計で840万円の減額です。

37ページをお願いします。歳出です。款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、25、積立金は、基金利子積立、並びにふるさとづくり応援基金、土地開発基金積立合わせて240万6,000円の増額。目5、財産管理費、節13、委託料は、地積管理データ更新委託料、実績により45万8,000円の減額。

次のページ、節28、繰出金、宅地造成事業特別会計繰出金、16万5,000円の減額。目6、企画費、節19、負担金補助及び交付金は、事業費の確定により、都呂々ダム防災行政無線更新整備負担金、結婚新生活補助金合わせて163万4,000円の減額。目8、諸費及び目10、交通安全対策費は、財源区分の変更です。

39ページ。項2、徴税費、目2、賦課徴収費は、財源区分の変更です。

40ページ。項3、戸籍住民基本台帳費も財源区分の変更です。

41ページをお願いします。款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費、節11、需用費は、年金生活者等支援臨時給付金事業事務費分3万2,000円の増額。節12、役務費から節20、扶助費は、簡素な給付措置及び臨時給付金事業の精算による減額。節28、繰出金は、次のページまでそれぞれ特別会計の精算により、合計で386万1,000円の減額です。

42ページ。目2、老人福祉費は、精算により節20扶助費300万円の減額、目4介護保険事業費は、介護保険事業の精算に伴い介護保険特別会計への繰出金66万円の減額。目5、後期高齢者医療費も節28、繰出金1万4,000円の減額。目6、障害福祉費は、次のページにかけて節20、扶助費で、事業の精算等により合計で1,13

6万4,000円の減額です。

43ページの節23、償還金利子及び割引料は、福祉事業県負担返還金2万5,000円の増額です。

44ページをお願いします。項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費、節19、負担金補助及び交付金は、延長保育事業補助金、障害児保育事業補助金の精算で199万2,000円の減額。節20、扶助費についても、児童手当の精算で117万5,000円の減額です。

45ページをお願いします。項4、国民年金事務取扱費は、財源区分の変更です。

46ページをお願いします。款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費は、それぞれ妊婦健診委託料、不妊治療医療費助成精算により196万4,000円の減額、目2、予防費は、財源区分の変更、目3、環境衛生費は、下水道特別会計繰出金1,087万8,000円の減額です。

47ページをお願いします。項2、清掃費、目2、塵芥処理費は、財源区分の変更です。

48ページをお願いします。款5、農林水産業費、項1、農業費、目3、農業振興費、節4共済費から節12役務費まで、農地中間管理機構受託事業の精算でそれぞれ減額、節19負担金補助及び交付金は実績により、193万3,000円の減額。目4、畜産業費も実績により、節19、負担金補助及び交付23万円の減額。

次のページ、目5、農地費、節19、負担金補助及び交付金も、実績により30万円の減額。

目6、農業経営基盤強化促進対策事業費と、目7、堆肥センター管理費は、財源区分の変更です。

50ページをお願いします。項2、林業費、目1、林業振興費もそれぞれ事業費の精算、実績により、節13委託料、節19負担金補助及び交付金、合わせて262万7,000円の減額です。

51ページをお願いします。項3、水産業費、目2、漁港管理費は、財源区分の変更です。

52ページをお願いします。款6、商工費、項1、商工費、目2は、財源区分の変更。目3、観光費、節13、委託料は、志岐城記念広場整備事業の委託料45万5,000円の減額。目5、富岡城公園管理費、節11、需用費は、歴史資料館光熱水費、歴史資料館並びにビジターセンター修繕料合わせて56万2,000円の減額です。

53ページをお願いします。款7、土木費、項1、土木管理費、目2、やまびこ活動費、節16、原材料費は、実績により36万円の減額です。

54ページをお願いします。項2、道路橋梁費、目3、道路新設改良費は、鑑定評価

委託料 21 万円の減額です。

55 ページをお願いします。項 3、河川費、目 1、河川総務費、節 19、負担金補助及び交付金は、鶴地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金 200 万円の増額です。

56 ページをお願いします。款 8、消防費、目 2、非常備消防費は、事業費の精算により 166 万円の減額。目 3、消防施設費も事業実績により 306 万円の減額。目 4、災害対策費は、自主防災会の備品購入費 90 万円の減額です。

57 ページをお願いします。款 9、教育費、項 1、教育総務費、目 2、事務局費は、財源区分の変更です。

58 ページをお願いします。項 2、小学校費、目 1、学校管理費は財源区分の変更。目 2、教育振興費、節 20 扶助費は、要・準要保護児童就学援助費 66 万円の減額です。

59 ページをお願いします。項 3、中学校費、目 1、学校管理費、及び目 2 教育振興費は、財源区分の変更です。

60 ページをお願いします。項 4、社会教育費、目 1、社会教育総務費と目 2、公民館費、目 3、社会教育施設費、目 5、志岐集会所管理費は、財源区分の変更です。

61 ページをお願いします。項 5、保健体育費、目 1、保健体育総務費は、各種事業の精算により 71 万円の減額です。

62 ページをお願いします。款 10、災害復旧費、項 1、農林水産業施設災害復旧費、目 2、林道施設災害復旧費は、事業実績により 44 万 1,000 円の減額です。

63 ページをお願いします。項 2、公共土木施設災害復旧費、目 1、河川等災害復旧費は、財源区分の変更です。

64 ページをお願いします。款 11、公債費、目 1、元金は、財源区分の変更です。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑をされる場合はページを言ってから質問をしてください。なお、回答される課長さん方もページ数を見て、そして説明をしてください。

はい、それでは、質疑を受け付けます。質疑ありませんか。松本君。

○1 番（松本良人君） 38 ページですね、企画費の都呂々ダム防災無線更新整備負担金、これ全体的にどのようにどのくらいぐらいかということと、それからダムの防災行政無線というのは、これは町も当然払うべきかなと思うとですけども、これはダムがあってダムの危険性がある、無線をつけたらいいんじゃないか。うちの近所にピーピー鳴つとがあつとですが。その分については、当然、企業局が負担すべきじゃなからうかなと思うとですが、そこら辺のニュアンスを教えてくださいと思います。これ

当然、予算のときにしなければならなかったと思いますけれども、すみません、私の手落ちですね、すみません。

それから、48ページ。これも私の予算のときの聞き間違いで申し訳ございませんが、農業振興費の19ですね、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金でございますが、これのおよその概略とそれから全体的にどのくらいぐらいかかって、どういった形に支払いなされていくのかということをお簡単にいいです。教えてください。

それから、52ページ。5の富岡城公園管理費でございますけれども、その他の分が減っております。そして、一般財源が増えております。そして、光熱費と修繕料は減額になって全体的に減っておるわけですが、その他の財源区分がなんであるか教えていただきたいなど。そして、おおよその公園管理費の内容もついでに教えていただければなと思います。

以上でございます。

○議長（山本政人君） それぞれ課長さん方は答弁のほう。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 38ページです。都呂々ダムの防災行政無線の更新整備負担金の減額ですけども、熊本県の防災行政無線の一斉更新がありまして、都呂々ダムの防災行政無線の施設も更新を迎えました。都呂々ダムの経費につきましては、一部農業用水と水道事業の関係で町のほうも負担金を支払っております。その関係で町のほうに当初376万円負担金がきとったわけですけども、工事が終わりました事業費の精算ができたということで返還金をという形になって減額となっております。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 48ページですね、耕作放棄地解消事業補助金でございます。これは、耕作放棄地を解消した場合に、県からの補助として交付されてくるものでございますが、当初予定しておりました175aですね、1.75haですけども、これが実績によりまして42.5a、0.425haに事業がとどまったということでございます。これは耕作放棄地のこの事業は個人の農家さんが取り組んで、それに対して町が補助金を受け入れて、農家に交付するというものでございます。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） ページ、52ページです。富岡城公園管理費の財源区分の変更で、その他で90万1,000円の減額につきましては、収入の部の19ページになります。使用料及び手数料、項1、使用料、4、商工使用料の中で、歴史資料館入館料を90万1,000円減額と上げております。このことにつきましては、歴史資料館入館料が予算に届きませんでしたので減額をさせていただきました。その分です。

それと、富岡城公園管理費の内容についてということでございましたけれども、富岡城公園管理費につきましては、富岡ビジターセンター、それと歴史資料館の管理費とし

ております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 都呂々ダム防災無線の更新ということで上がっておりますけれども、あの分についてはダムが危険でありますよということで、警戒的に鳴らす防災無線ですかね。そういうことであればですね、どうせ農業用水とか水道水、負担金を払つとるわけですから、当然向こうが管理費の中で払うべきもんじゃなかろうかなと。ダムが決壊しかけておりますよとか。いっぱい水が溜まって、もうそろそろ放流しますよというのは管理上の無線で危ないからということで知らせるもんですかなということでも私尋ねたつもりでございますけれども、そこら辺をもう1回お願いします。

それから、48ページ。耕作放棄地関係の分ですね。これは水田だけですか。例えば、畑も。私、昨日、一部ちょっとだけでしたけれども、今、畑とかなんかいっぱい荒れとるから、荒れとる解消が国土保全にいいんじゃないかなということをご提案し、そういった作物はありませんかということで提案したわけですが、ここに例えばミカンを、もう1回荒れとるところをミカンをつくるとか、あるいはお願いしとったオリーブをつくるとか、そういうことで荒れたところをもう1回ピシャッとしなおしてやろうという方たちにも出るわけですかね。そこら辺、もう1回教えてください。

それから、52ページの入館料の問題ですけども、入館料が減ってくると本来はずっとやっぱり一般財源が投入されて、おおよそこの場合の管理費が1,100万ぐらいかかるということだろうと思いますが、この修繕料を除けばですね。年次的にずっと、これ1,000万ばっかしいるということですかね。そこら辺を教えてください。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） この県の防災行政無線の更新につきましては、町がやったように県の全体的な防災無線をデジタル化するというふうなことで、一部都呂々ダムにもそういう県とのつないだ無線がありますので、その分でございます、警報等のシステムとは別物でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 48ページの耕作放棄地の解消の畑でもよいかというご質問でございます。これは耕作できる、作付けできるような状態にまで回復させていただくということの条件で畑でも構いません。それで、その作付けの作物がですね、例えばオリーブであったりとかした場合は、野菜の作付けのような完全な土地の土壌の改良、土地の改良まではオリーブの場合は必要がないということになりますので、そこはちょっと今後県に伺ってオリーブ等が該当するか、果樹あたりが該当するかちょっとその辺は確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 52ページの富岡城公園管理費についてでございますけれども、先ほど申しましたようにビジターセンターと歴史資料館の管理費を計上しておりますが、ビジターセンターにつきましては、県からの事務委託ということで480万円いただいておりますので、それを除いた額が使用料と一般財源ということになります。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 企画費のですね、すみません、38ページ。ダム行政無線更新の整備負担金ということで、これについては私は金を払っとるので、又、町がそれ以上に払わんなんかと。ダムをなんのために、ダムのためにそういったいろんな研究、防災行政無線のダムがあるために必要であるのに、なんで払わんなんかと。使用料まで払うとつとにというような考え方なんですよ。それが、今、ちょっと私が言うたと、企画課長が言うたとちょっとはずれておりますのでですね、全て水道とかなんかあるいはそっちも払っとりますということ。そして、ダムの云々がどうのこうのと。ダムがなからんば払わんでよかつちゃでしょうが。ダムが払つとに都呂々ダム防災行政無線更新整備負担金とありますので、ダムがなからんばこの金はいらんとでしよ。どうですか。そこら辺、私は3回になりますが、明確に回答していただかんば、4回も5回も聞くと私は議長から止められますので、あやふやな回答をいただいても町民の方に真意はつながらん。もうちょっとピシャツとした回答をしてください。ダムがあるから、ダムがあるから、ダムがなからんばいらんとでしよということですよ。そうでしよ。それがなんでダムは商売でしよつとですから。あそこはダム、何億もたぶん儲けとつとですから。あそこだけは黒字そうですから。それに又、町が負担金ば払わんなんとですかと。作らせて、いろいろ使ってやって、そして儲けた上に、ダムの防災無線として働く機械に町が又改めて金を払わんなんとですかと言いよつとですよ。わかりますか。わからんときはお前んとわからんやつと聞いてください。あやふやな回答じゃなくて。

それから、農業費ですね、ぜひですね、私、皆さんもオリーブの作つとらつとこなんか見られたと思いますけれども、畑の農地よりもきれいにしとらすですよ。そして、作物にですね、力を入れた作物にやっぱり公平さを欠くような行政はいかんと思いますので、ぜひ県あたりに強く申し出をしてください。同じように力を入れとつと、かたやこういう補助を利用される、かたや一生懸命なつとつと町もなんも面倒見んというのは大変やっぱり不公平さがあるんじゃないかなろうかと思っておりますので、ぜひですね、そこら辺を県のほうに、あるいは国のほうにも働きかけていただいて、一生懸命やるところには頑張らせていただきたいと。今、町政等にも金もかけておられますので、そこら辺十分に1つ申し出を行っていただきたいと思っております。

それから、公園管理費の関係ですが、500万ぐらい県からももらえるつとつと、そ

れ合わせてこっただけだということをございますが、ビジターセンターの管理料はずっともらうっとですかね。今のようなことでずっと負担金下がってくると、そういうようなことはなかですかね。そうした場合は、私、昨日も一般質問しましたけれども、後世にある以上は、管理はせにゃならん。それがずっと受け継いでいって、やっば孫とか子どもたちに負担をかけるようなことになるわけですけれども、そこら辺はどうですかね。1つ、そこら辺も、もし見通しがきいたら教えていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 耕作放棄地解消の事業についてですけども、事業の拡張についてですね、もう県にはそれぞれ申し入れをしまいたいと考えております。それと、先ほど公平さを欠くようなことという、おっしゃいましたが、その場合は、町の単独事業ですね、での耕作放棄地の解消事業、これと併用しながら公平さを保ってまいたいと考えております。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） おっしゃるように都呂々ダムがなければ払う必要がないお金をございますが、運営上、県との協定を行っておりまして、その協定の中で支出するということで支出をしております。

○議長（山本政人君） 次、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） ビジターセンターの県からの事務委託金下がってくるのではないかとのご心配をいただきました。事務委託金についてはですね、年度当初に県と協議することになっておりまして、今までの資料を見ますと変更があっていないようでございます。今後も変わらずにいただけるものと認識しております。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 18ページでお尋ねをいたします。保育所の入所児童の保護者負担金が1,069万減額になっておりますけども、前年度からすると児童数は何名減ってきたのでしょうか。

それと、今は町外からも児童を受けているところがあるんですけども、これは町内の保護者のみの負担金なんでしょうか。それとも全体的に徴収されてるんでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 入所児童についてはですね、昨年度から減ってはおりません。ほぼ同じです。それと町外からの入所につきましては、例えば、天草市からの入所であれば天草市のほうから保育園のほうに支払いがいくと、町のほうから支払いはいっていないということをございます。この1,000万ちょっとの減額なんですけれども、平成28年度で国のほうの制度が変わりまして、年収360万円以下の世帯の第

2子の半額、それと第3子以降の無料化の導入によりまして、約400万ほど減っております。1,000万というのは昨年度の実績から言いますと、収入が4,000万ぐらいの実績でしたから、当初予算が少し多めに見積もってしまったという状況もございまして、1,000万円以上の減額となったわけです。当然、町のほうもですね、第3子以降については無料化をしておりましたけれども、第3子の無料化につきましては、町のほうは一旦収入を入れまして、それを返却する、保護者のほうに還付するという形でとっておりましたので、この分が360万未満の世帯からはとらなくてもよくなったというふうな状況で400万ほど、それとですね、1人親家庭、そして、その部分についても大幅な減額がこれも国の法改正によりましてありましたので、その分合わせて440万ほどの減額ということになっておりまして、合わせて1,000万ぐらいの減額になったということになります。

○7番（野崎幸洋君） わかりました。

○議長（山本政人君） いいですか。

○7番（野崎幸洋君） はい。

○議長（山本政人君） はい。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 53ページでやまびこ活動費が36万円、原材料費が減額されています。それから、これやまびこ費は、町の振興計画に基づくいきいきと暮らせる町、安心して住める町、ふるさとと呼べる、これの一番、住民の人にですね、住民生活の中に一番密着した予算ではないかというふうに思います。これが9月の決算のときにも再度提案しようと思いましたが、毎年500万が減額で精算されている状況にあるようです。それで、そこら辺をよく検証していただいて、もしやまびこ事業の規定に入ることができない地元からの提案があつて、結局失格になったということであれば、ちょっとやまびこ事業の範囲をやわらかくすると言いますか、その既定の範囲を広げてでも当初上げた予算は確実に住民の中に生活の中に反映できると、そういう予算づくりをしていただければというふうに思います。このことについては、9月の決算の中でも再度お尋ねしようと思しますので、まだあと3ヶ月程度ありますので、そういうことが可能かどうか。本来ならばですね、予算のときに提案すべき事案ではないかというふうに思いましたが、結果的にこういう形でしか提案できませんけども、そういう部分も検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、やまびこ事業につきまして予算的には500万というのを当初予算で計上をいたしておりまして、この内訳につきましては、11の修繕工事のほうに440万、それから原材料の支給のほうに60万というような予算の配分でございます。今回、平成28年度におきましては、小規模工事が25件ですね、予算

につきましては、ほぼ440万円に近い支出をいたしております。たまたま原材料、一般的には生コンの原材料支給が主でございますが、これにつきましてはの利用は2件しかございませんでした。そういう中で、24万ほどの支出でございましたので、今回、残りまして36万を減額させていただいた次第でございます。今、ご案内がっておりますように、やまびこにつきましてはですね、従来から里道水路等の補修が主なものでございましたが、今、現在では例えば避難道として里道に認定されていないような道路の公共的な利用ということで考えますと、その避難道、もしくは避難地、それに加えまして、ゴミの収集所等におきましてですね、水たまりがあるような場所についても、利用できるように平成29年度から適用の範囲を広げているところでございます。皆さんからの一応要望に極力添えるように、民地であっても長期間利用させていただけるという確約をいただいた中でですね、対応をいたしているところでございます。一応、要望があった分については、例えば、できませんというようなことで回答した部分についてはですね、事情を説明した部分でご理解をいただいて対応をいたしているところでございます。以上です。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 2点ほどお尋ねをいたします。

44ページのいわゆる保育所関係、延長保育とかあるいは障がい者保育等がありますが、一応状況を簡単でいいですから、お知らせいただければと思います。

それともう1点は、56ページの消防団の健康受診、これ若干マイナスがありますが、どういう状況の受診の数あたりを今日わかってたらお願いします。

以上です。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 延長保育事業につきましては、標準の世帯につきましては、11時間の保育なんですけれども、延長保育というのはその前後の1時間、あるいは30分の延長を延長保育事業でまかなっておるということでございます。それから、障がい児保育事業につきましては、軽度な障がい者の児童を入所させた場合に、この補助金を出しているということで、人数的には3名だったかなと思いますが、すみません。この辺の数字はちょっとここに資料がございませんので、のちほどでよければお答えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 56ページの消防団員の健康診断の補助でございます。これにつきましては、消防団員の健康診断、毎年、呼びかけをしているわけですけども、なかなかそれぞれの事業所で受けられたりとかということですね、受けられる団員が

少し減っております。昨年は大体30名程度、すみません、正確な数字がちょっと今ここにありませんけれども、約30名程度が受診をされております。ただ、受診をされた後もですね、もし1次診断で異常があった場合には必ず2次診断に個人で行かれるようなことですね、お願いをしているところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 資料はあとでお願いします。延長保育の状況もですね、人数あたりもお願いします。今、総務課長のほうから消防団員の方の受診状況もありましたが、昨日も若干のところ横ばいというか受診数、全体的に伸び悩んでいるということでございますのでですね、消防団の方は大変でしょうけども、いろんな形でですね、お勧めいただければと思っています。終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。石田君。

○6番（石田みどり君） 58ページですが、要・準要保護の就学援助費のところは66万減っておりますけども、これは児童数が減ってるから減ってるということでしょうか。申請がなかったということでしょうか。そこら辺をちょっとお願いします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 当初の計画予算よりも申請者が減ったということで減額をさせていただきました。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○6番（石田みどり君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい。質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分承認については、承認することに決定しました。

ここで11時まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

-----○-----
○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----
日程第6 承認第4号 専決処分の承認について

専決第4号 平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認について。専決第4号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 承認第4号、苓北町国民健康保険特別会計専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお開きください。

専決第4号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,881万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億6,758万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、国庫支出金、県支出金等の確定、歳出では、保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。まず、歳入ですか、款4、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金363万円の増額は、確定により補正を行うものでございます。

次に、8ページをお開きください。款4、国庫支出金、項2、国庫補助金、節1、普通調整交付金及び節2特別調整交付金合わせて1,621万円の増額補正は国からの決定通知に基づき確定したものでございます。

次に、9ページをお開きください。款5、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、国の決定通知に基づき確定したもので、24万6,000円の減額補正でございます。

次に、10ページをお開きください。款7、県支出金、項2、県補助金、目2、財政調整交付金の850万8,000円の増額は、県の決定通知に基づき確定したものでございます。

次に、11ページをお開きください。款9、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金1,000円の増額は、共同事業交付金の額の確定によるものでございます。

次に、12ページをお開きください。款11、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金、節1、保険基盤安定繰入金19万6,000円の減額、節2、出

産育児一時金繰入金 114万1,000円の減額、節3、財政安定化支援事業繰入金 20万円の減額、節4、事務費繰入金 18万2,000円の増額、節5、その他繰入金 205万6,000円の減額は、それぞれの事業確定によるものでございます。

次に、13ページをお開きください。同じく繰入金、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金 3,896万9,000円の減額は、歳入及び歳出の額の確定により、取り崩しの必要性が減少したためでございます。

次に、14ページをお開きください。款13、諸収入、項4、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金 35万2,000円の増額は、交通事故による第三者行為の損害賠償金でございます。

次に、15ページをお開きください。款14町債、項1、広域化等支援基金貸付金、目1、広域化等支援基金貸付金 443万8,000円の減額は、申請時における事業確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。16ページをお開きください。款2、保険給付費、項1、療養給付費、目1、一般被保険者療養給付費 389万1,000円。節2、退職被保険者療養給付費 261万1,000円。目3、一般被保険者療養費 384万2,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、17ページをお開きください。同じく保険給付費、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費 412万4,000円。目2、退職被保険者等高額療養費 124万9,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、18ページをお開きください。同じく、保険給付費、項4、出産育児諸費、目1、出産一時金の 171万2,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、19ページをお開きください。同じく、保険給付費、項5、葬祭諸費、目1、葬祭費 35万7,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、20ページをお開きください。款6、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、財源区分の変更でございます。

次に、21ページをお開きください。款8、保険事業費、項1、特定健康診査等事業費、目1、特定健康診査等事業費 105万6,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、22ページをお開きください。同じく、保健事業費、目3、施設費 3万円の増額は、あん摩・はり・きゅう等施術助成 3万円の増額でございます。

以上が、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 13ページで財政調整基金繰入金の確定でいくらか3,800万減額となっています。これは、国保税の総額からすると約3パーセントぐらいなるわけですが、29年度に保険料を値上げされました。基金に又戻るわけですので、基金の残額は増えていくということは悪いことではないというふうに思いますが、29年度の国保会計に対するですね、見込みの甘さがあったのではないかというふうに思います。それから、基金については国のほうでは、私は反対ですが、基金をようけ持つところには交付税はやらんというふうな動きもあるようですけども、そういうところでこれはやむを得ない3,800万の減額とは思いますが、もう少し確定に至った経緯をもう少し詳しく説明してください。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 28年度のこの特別会計につきましては、いろいろご心配をおかけいたしておりましたけれども、最終的な保険給付費の見込みが最終的にならないとはっきり確定しないということで、ご案内のとおり県のほうからも2,000万ほどの借り入れをしたというところでございます。どういたしましても、医療費の動向というものがはっきりつかむことはできませんので、余裕をもった予算の措置ということになるかと思えます。そして、先ほど基金のことでもございますけれども、28年度の最終的な基金の残額と言いますのが、4,779万円ほどになります。しかし、この中には、県から借り入れた2,000万、それから一般会計から繰り入れられたものも含まれますので、それを除きますと実質的な基金の残高は2,000万円ほどということになります。

○8番（浜口雅英君） はい、終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい。質疑なしと認めます。

討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分の承認について

専決第5号 平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認について。専決第5号、平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 承認第5号、専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお願いいたします。

専決第5号、平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ475万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,378万9,000円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、歳入では、介護保険料及び国県補助金等の確定、歳出では、保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正の中身について説明いたしますので、6ページをお開きください。歳入です。款1、保険料ですが、節1、現年度分特別徴収保険料348万円の増額、節2、現年度分普通徴収保険料60万円の減額、節3、滞納繰越分普通徴収保険料13万9,000円の増額は、確定により補正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。款3、国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、調整交付金は、445万5,000円の減額、目2、地域支援事業交付金は、介護予防事業交付金と包括的支援事業、任意事業交付金、合わせて40万8,000円の減額、目3、補助金は1,000円の増額でございしますが、交付確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。款4、支払基金交付金、目2、地域支援事業交付金34万4,000円の減額は、交付確定によるものでございます。

9ページをお願いします。款5、県支出金、項2、県補助金、目1、地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業交付金と包括的支援事業、任意事業交付金、合わせて交付額確定により20万6,000円の減額でございます。

10ページをお願いいたします。款7、繰入金、項1、一般会計繰入金は、事業確定により合計で66万円の減額でございます。

11ページをお願いします。同じく繰入金、項2、基金繰入金、目1、介護給付費準備基金繰入金164万7,000円は、取り崩しの必要がなくなったために減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。款9、諸収入、項3、雑入ですが、実績により5万円の減額でございます。

13ページをお願いいたします。歳出です。款2、保険給付費、項1、介護サービス等諸費は、実績により施設介護サービス給付費が200万円の減額でございます。

14ページをお願いします。項4、高額介護サービス等諸費は、実績により100万円の減額でございます。

15ページをお願いいたします。款3、地域支援事業費、項1、介護予防事業費、目2、介護予防一般高齢者施策事業費80万円は、実績により減額するものでございます。

最後に、16ページをお願いいたします。項2、包括的支援事業・任意事業費につきましては、実績により、生活管理指導員派遣事業委託料が95万円の減額でございます。

以上が、平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第6号 専決処分の承認について

専決第6号 平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 日程第8、承認第6号、専決処分の承認について。専決第6号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 承認第6号、苓北町後期高齢者医療特別会計専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお開きください。

専決第6号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ558万円を減額し、歳

入歳出それぞれ1億445万4,000円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、歳入では保険料の確定、歳出では後期高齢者医療広域連合の納付金の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。まず、歳入ですが、款1、後期高齢者医療保険料、項1、後期高齢者医療保険料、目1、特別徴収保険料551万2,000円の減額は、目2、普通徴収保険料78万1,000円の増額は、確定により補正を行うものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。款3、繰入金、項1、繰入金、目1、一般会計繰入金1万4,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。款5、諸収入、項4、受託事業収入、目1、後期高齢者医療広域連合受託事業収入78万4,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。同じく、諸収入、款5、雑入、目1、雑入の5万1,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。10ページをお開きください。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費84万9,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、11ページをお開きください。款2、後期高齢者医療広域連合納付金、項1、後期高齢者医療広域連合納付金、目1、後期高齢者医療広域連合納付金473万1,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

以上が、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい。質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい。討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい。異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

日程第9 承認第7号 専決処分の承認について

専決第7号 平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第9、承認第7号、専決処分の承認について。専決第7号、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 承認第7号、専決処分の承認について。

専決第7号、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたしますので、次の次のページをお願いいたします。

今回の補正は、平成28年度水道事業の確定によるもので、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ324万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億4,573万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、水道使用料ですが、実績によりまして124万4,000円の減額でございます。

7ページをお願いいたします。款4、繰入金、項2、目1、基金繰入金ですが、歳出の確定により、繰り入れが必要でなくなったため、200万円を減額するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款1、水道費、項1、水道管理費、目1、一般管理費でございますが、総額で324万4,000円の減額でございます。節19、負担金補助及び交付金につきましては、志岐地区特定農業用管路等特別対策事業負担金が、事業費の確定によりまして、71万8,000円の減額でございます。これは、志岐浄水場から志岐配水池までの区間において、農業用水の石綿管撤去工事に合わせて、水道の石綿管も同時に撤去してもらった工事費にかかる負担金でございます。節27、公課費は、平成27年4月から平成28年3月までの決算に伴う消費税の確定により252万6,000円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。款2、公債費、項1、公債費、目1、元金は、基金繰入金の減額に伴う財源区分の変更でございます。

以上で、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 8ページですね、一般管理費の負担金でございますが、先ほ

ど企画課長の答弁の中で、都呂々ダム防災負担関係なので負担金が出されてあるということでございましたので、そこら辺わかっておればお教えいただきたい。それから、農水のも関連してよろしかったら教えていただければなと思います。

○議長（山本政人君） 水道環境課長

○水道環境課長（小林和文君） 都呂々ダムの共同管理費につきましては、平成元年の10月20日に都呂々ダムの管理に関する協定書というのを熊本県の企業局と協定をしております、それに基づきまして、新規の灌漑事業、いわゆる農業用水関係ですね、新規農業用水関係の灌漑事業、それから簡易水道事業、それと苓北工業用水道事業に共通した経費を積み上げまして、そのそれぞれ割合によりまして負担金を定めております。簡易水道につきましては全体の17パーセントということで、平成28年度の予算につきましては939万円を計上しております。農業用水につきましては2.7パーセントということで、28年度当初予算では149万2,000円が計上してあるようでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 都呂々ダムの防災関係ということで、私かなりネックがあつとですが、私ちょうど都呂々ダムの下流にあります。かなり水が雨が降ったときにビービービーになります。たぶんそういったことじゃなかろうかな。それから放流するときにもなります。これは水が溜まったから危険だから注意しろということでお知らせするのがこれも入つとつとじゃなかろうかと思えますけれども。あるいは九電のほうにダムから送るときに、下の川で遊ぶなよというようなことで、今から放流するぞという感じじゃなかろうかと思えますけれども。これはダムの管理上に鳴らす、使う防災関係のもんじゃなかろうかなと。ということは水道の、あるいはいろんな、農水はこれは別ですけども、そういった形で企業局とか何かに払つとつとは、それから使用料もとつとるわけですね。何か使用料とつて、そういったダムの防災関係にまで構成するからお金を払えということであれば、何か矛盾を感じるんじゃなかろうかなと。それから農水関係についても、そういった負担金をとると。これは農水関係、私たちもその下流の受益者でございましたけれども、水利権を廃止したときには何でも面倒みますよと。存分に使ってくださいというようなことで私たちには話があつた。今、助かっております、確かに。しかし、防災関係の分については本人もちじゃなかかなつて。使うもんに又それにかますつとおかしじゃなかろうかと。確かに協定書等を結んであるということですので、私はそれを知りませんでしたので、もう20年も経つとります。もう20年も経過して、そしてほかのダムと違って、かなり利益が出ているダムということで聞いております。そこら辺はぜひですね、町としても私たちも含めてでございますけれども、企業局あたりにですね、当然、強く申し出をしてですね、もうそこら辺は経つとるからも

う見直しましょうかいと、見直しできんでしょうかいというような形ですね、話を進めていただければなどと思っております。私たちもですね、夜中にヒーヒーヒー一言えぼちょっとあれがですね、頭の中に芯にこう差し掛かるような音がずっとですよ。健康上に私たちもそうなるかっですが、そこら辺を我慢してですね、町のためやっかということではしておりますが、そういったことですね、ありますので地域のことも十分勘案していただきまして、今後そういったほうに進めていただきたい。

○議長（山本政人君） はい、そのことについてどなたが答弁しますか。はい、町長。

○町長（田嶋章二君） まず、負担金等ですね、減額につきましては私も松本議員と同じようにここは儲けてるじゃないかということで、企業局には再三お願いをしております。ただし、企業局の答えは熊本県下全部の工業用水をまとめて経営してるんで、熊本県の工業用水は赤字であるということで減額については応じられないというような答えがいつもでございます。ただし、私も不可解な面はあります。ですから交渉は続けていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） そこら辺よろしくお願ひします。それから企業局と水道の関係でございますけれども、かなり施設がですね、共有するところに施設が建っております。例えば、水道のタンクがあるところに同じそういった施設があったりして、それが草刈り等を企業局はずっとこまめにさせていただくんですけど、何分町には金がないということで、そこら辺が草刈りなんかできずにですね、私の近所ですけれども、企業局んときれいになっとなつて、町んとなつて取り残されるところがあつたですよ。そこら辺はですね、ぜひ企業局あたりに申し出をしていただいて、たったこんくらいぐらい半時間もあれば刈らるつとだから、ぜひそこまで払ってくれろと。私たちが払いよつたですよ。地元が払ったりしよつたですよけれども、そこら辺も併せてですね、同じ町にある施設です。同じ草刈りをすつとき線を引いたようにきれいにこっからこまでって切つてくつたですよ。なかなか見て見苦しか。そこら辺ぜひ申し入れをしていただいて地域にも貢献していただきたい。そう思います。

○議長（山本政人君） 申し入れと同時に町のほうでも管理をしてください。

ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行いますか、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第8号 専決処分の承認について

専決第8号 平成28年度荅北町下水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第10、承認第8号、専決処分の承認について。専決第8号、平成28年度荅北町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 承認第8号、専決処分の承認について、専決第8号、平成28年度荅北町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

次の次のページをお願いいたします。今回の補正は、平成28年度下水道事業費の確定によるもので、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ937万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億4,131万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、料金の値上げ等に伴う実績によりまして、150万2,000円の増額でございます。

7ページをお願いいたします。款4、繰入金、項1、繰入金、目1、一般会計繰入金は、使用料収入の増、歳出の確定に伴う減によりまして1,087万8,000円の減額でございます。これによりまして、平成28年度の一般会計繰入金は起債償還分のみに充当することとなります。

次に、歳出につきましてご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款1、公共下水道事業費、項1、下水道管理費、目1、一般管理費でございますが、総額で937万6,000円の減額でございます。節9、旅費は実績により17万1,000円の減額、節11、需用費は、光熱水費の電気料、修繕料の実績の減により356万4,000円の減額です。節13、委託料は、自家用電気工作物保安管理委託料が、長期契約への変更による減額、それから樹木等管理委託料、水質検査委託料、汚泥運搬処分委託料は実績による減額、処理場等維持管理業務委託料は、汚泥脱水日数の減による脱水業務委託料の減額で、合わせて123万9,000円の減額でございます。節14使用料及び賃借料は発電機等の借上げの実績により8万円の減額、節19負担金補助及び交付金は、研修会等参加負担金の確定により9万円の減額、節27公課費は、平成27年度の決算に伴う消費税の確定により423万2,000円の減額でございます。

以上で、平成28年度荅北町下水道特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明終わりました。

これから質疑を行います。ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 承認第9号 専決処分の承認について

専決第9号 平成28年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第11、承認第9号、専決処分の承認について。専決第9号、平成28年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 承認第9号、専決処分の承認について。専決第9号、平成28年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

2枚めくっていただきたいというふうに思います。専決第9号、平成28年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、事業の確定によるものでございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78万2,000円とするものでございます。

6ページをご覧いただきたいというふうに思います。款2、繰入金、項1、繰入金、目1、一般会計繰入金、節1、一般会計繰入金につきましては、16万5,000円の減額でございます。

続いて、歳出でございます。款1、事業費、項1、宅地造成事業費、目1、分譲宅地

造成事業費、節11につきましては、消耗品費、印刷製本費、修繕費、合計で18万円の減額です。12、役務費につきましては、10万8,000円の減額です。13、委託料につきましては、40万円の減額です。19、負担金補助及び交付金につきましては、60万円の減額でございます。これにつきましては、事業確定に伴う減額でございます。

次ページをお開きください。款2、諸支出金、項1、繰出金、目1、一般会計繰出金、節28、繰出金につきましては、112万3,000円の増額でございます。宅地造成事業の特別会計につきましては、残額を一般会計への繰り出しということでしておりますので、今回、歳出で余りました額につきましては、全額一般会計のほうに繰り出すことといたしました。

以上で、専決第9号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第9号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、専決処分承認については、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第34号 あらたに生じた土地の確認について

○議長（山本政人君） 次に、日程第12、議案第34号、あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第34号、あらたに生じた土地の確認について。

苓北町の区域内に公有水面の埋立てによりあらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認するものとする。

平成29年6月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

1、土地の所在。天草郡苓北町志岐字八ツ尾原1002の1、1002の3、1003の1及び1003の4に隣接する無番地（水路、堤）並びに1013の2に隣接する無番地（道路、堤）地先公有水面埋立地。

2、面積。732.35㎡。

提案理由でございます。町の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回の提案につきましては、釜建設海岸区域133.8mの区間につきまして、海岸保全施設整備事業により整備を行ってまいりました。平成20年12月14日に出願にかかる地元の意見についての議会の議決を得まして、公有水面埋立免許願書を熊本県知事に出願をいたしております。平成25年1月18日付けで埋立て免許を得まして、25年3月から工事着工し、平成27年3月まで海岸保全施設及び海岸道路施設の整備工事を完了しました。なお、これによりまして、平成15年3月から志岐漁港海岸保全施設整備事業で着工しました志岐漁港海岸から釜建設海岸にかけての一連の海岸整備が完了をしております。今回、平成29年3月13日付けで熊本県知事から公有水面埋立てしゅん工の認可をいただきました。この埋立てにより、生じた土地につきまして、ご確認をいただくものでございます。しゅん工認可を受けた区間の図面を添付しておりますので、次のページの字図をご覧ください。図に示す赤い部分ですね、が今回しゅん工認可を受けました埋立地区域の732.35㎡でございます。下の黄色い部分につきましては、町道浜之町線でございます。右側に行くと国道、そして苓北支援学校がございます。

以上、土地の確認につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、最初にこの断面図は資料として添付しないんですか。そうすると境界がどこからどこまでなのか。平面図だけでは平地で水面にかかっていない箇所については、この字図だけで十分だと思いますが、当然、海岸護岸で水面にかかってきます。どの部分までが境界としてみるんだということが知りたいと思いますので、ぜひ添付してください。その添付されたあとに協議したいと思います。断面図はできとっでしょ。標準断面で構いませんので。そっからどこからどこまでがここでいう新たな土地に入りますということを示してください。

それから、これまでもこの護岸の堤と海岸護岸のつなぎ部分にクラックが発生していると。それは構造上問題ないのかということは問題提起しておりましたが、そのことについて何のお答えもありませんが、そういう部分はどうか。

それから、今の話ではこの赤色部分から東側にかけてはですね、未施工と。そのまま

やめるということですが、ここにはすぐ右端の1108の1、それから1109の1ですか、は民家があります。ここは地元役場も高潮のときはですね、現場を見てほしいということで役場も見ているというふうに思います。そういう部分についての対応はしないのか。

それから、1001の7、左側の広い部分ですね、これは隣接する部分として表示されていませんが、それでいいのかどうか。

以上、4点ですか。お尋ねします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 断面図の添付につきましては、前回のご提案のときにもですね、あらたに生じた土地の面積を表示する、その数量の表示部分のみの提案で現在まで提案をさせていただきしておりました。それで、今回も埋立て免許を受けた部分、しゅん工認可を受けた部分についての表記のみでこの図面を添付させていただいております。そして、以前からクラックのことについてのご質問がございました。これは経過観察をして緩傾斜護岸の天端部分の水はけコンクリートの部分の端部の部分のクラックとを現場において確認をいたしております。現在、経過の観察中でございますが、コンサルタントに状況を伝えて、それで躯体自体の大きな今後影響がないかということで、今問い合わせをしているところでございます。それで応急な対策が必要であれば、これから対策を行ってまいりたいと考えております。又、その原因についても調べてまいりたいと思っております。今後、これにつきましては、漁港海岸の保全施設、長寿命化計画の策定業務がございしますが、それによりましても、先ほど申しましたように海岸緩傾斜護岸の躯体自体に影響がないか。それにつきましても調べてまいりたいと考えております。それと、東側部分のですね、未施工の部分の対応についてでございますが、本事業の志岐漁港海岸保全施設整備事業につきましては、漁港海岸の区域でそれに加えまして、釜海岸の国土交通省所管の建設海岸でございますが、これにつきましても、合同で続けて同じ断面で施工したほうがよいというような事業がございましたので、平成15年3月から引き続き、釜海岸につきましても、この漁港海岸保全施設整備事業で実施してまいっております。その際、施工区域が現在図示しております赤の埋立て区域の右端までということで、海岸の形状がほぼ同じである部分につきまして、釜海岸の部分も海岸が後ろに保全するものがあるということでございますので、同じ断面で施工した経緯がございします。

そして、1001の7の部分の表示でございます。これにつきましては、漁港海岸で埋め立てをした海岸部分の登記の図面でございます。当初、漁港海岸におきましては、漁港海岸の緩傾斜護岸の先の部分も含めて、申請をしておりました。今回、釜建設海岸の部分につきましては、県の指導によりまして、公有水面埋立法、護岸工事の築堤は土

地造成が目的がないため対象外とするということで指導を受けましたので、埋立ての申請につきましては、道路部分のみ、そして、先の緩傾斜の部分については、工作物の護岸の扱いとするということで手続きを進めてまいったものでございます。従いまして、今後の登記につきましても、赤い部分の埋立て区域、この部分についての登記になってまいるかと考えております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 議長、資料の提供も何回目になつとですかね。それとも入らんとですかね。入つとですかね、3回に。

○議長（山本政人君） 資料の提供。

○8番（浜口雅英君） はい。

○議長（山本政人君） はい、それは免除します。どうぞ、続けてください。

○8番（浜口雅英君） それならばですね、前は前回、今回の議案第34号について我々は議論するわけでしょ。前回はどうかこうだというそういう問題じゃなかでしょうが。なんで資料が出せんとですか。標準断面図はあつたでしょうが、すぐ。そん中で海岸護岸の天端の部分のこれから海岸部分からを新たな表示とします、あらたな土地とします。あるいは背面用地の一般質問で言いました、植栽している、その部分から海岸部分があらたな土地ですって。それがわかりやすいように標準断面図を提示してくださいというわけでしょ。それ今から作ってくださいっちゃうことじゃなかでしょ。あるわけでしょ。しかも標準断面でしょ。それも出さんとですか。前回出しとるけん。まず、それを出してくださいよ。あとで第2、第3の質問がそれがきてからします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ほかにはい。じゃ、ここで休みますか、もう。それでは資料準備のため、もうここで休みましょう。ここで昼食のため1時まで休憩をします。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

○議長（山本政人君） お手元に標準断面図が配付されておりますが、説明。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） お手元に配付しております標準断面図についてご説明をいたします。紫色の緑地盛土というところが今回公有水面埋立てで認可を受けたとこ

ろでございます。そして、あらたに生じた土地の部分の断面図で断面部分でございます。緑地部分でございますが、これにつきましては、平成28年3月の町議会定例会におきまして、公有水面埋立地の用途変更についてということでご提案申し上げまして、緑地と道路用地当初は分けていたわけでございますが、全てこの部分につきましては、道路用地として議決承認をいただいたところでございます。この部分については、全て舗装をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そしたら、この今お配りいただいた紫色が現況、言うなら管理道路と言いますが、いわゆるマグロ道路でしょ、ということですよ。マグロ道路。マグロ養殖のための運搬道路じゃなかつですか、でしょ。とすれば、議題で出してある赤の部分よりも陸側、これは現況は何なんです。道路じゃなかつですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） そこは、整備する前の既設の護岸でございました。漁港海岸の護岸でございました。それで、この道路部分等ございますが、これにパラペットが突き出ている断面がございますが、その背後は漁港海岸の護岸ということでございます。

○議長（山本政人君） はい、よろしいですか。はい、もう1回どうぞ。

○8番（浜口雅英君） そうすると、この桃色埋立て区域と白の部分が現況の道路になるのかということです。それと、もう1つは1001の7は、漁港海岸の場合の埋立て、あらたに生じた土地という捉え方と、建設海岸では捉え方が違うということですかね。2001の7がかなり沖合まで出ていますよね。この平面図で言えば。漁港海岸の場合は、ここまでになっていると。建設海岸はこれだけなんだと。そういう捉え方なんですか。そうすると、この平面図からいくと、これだけじゃなくて、この部分は建設海岸ではどういう捉え方をしてるんですか。海岸のままなんです。あらたに生じた土地とは言わないんですか。それと、クラックの部分で応急に必要があれば対応するということですが、これやっぱそこら辺確認した中で対応策も済ませた中で、新たな土地として認めんと、可能性が否定はさっさんやったですよ。そういう恐れはないという話はされませんでした。ちょっと調べてみますということでしたけども、調べた結果、新たな土地として認めたけども、高潮と強風が重なった場合は、決壊しますというふうになれば、今日の新たな土地としては私は認めるわけにはいかんというふうに思います。それからもう1つ、この桃色から東側の部分については、高波、高潮、強風が重なったときには、これ繰り返しになりますので本当は3回目で捉えてもらいたくないわけですが、この1108の1と1109の1か、それと1107の1には人家があります。そういう部分を保全する、そういう施策はしないのかどうか。あと1回お願いしま

す。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 埋立て区域の桃色の部分の区域でございますが、現在の道路は下の白い部分と併せたところで道路の用地になっている現況でございます。そして、1001の7、漁港海岸の部分と今回、釜海岸の部分のあらたに生じた土地についてでございますが、これにつきましては、漁港海岸の部分につきましては、平成14年にですね、埋立てが許可の願書を農林水産部を通じて出しております。その時点においては、それまでは緩傾斜護岸につきましては、その部分まで含めるとしておりましたが、釜建設海岸の部分につきましては、平成25年に埋立て申請の願書を出願しておりますが、その時点で公有水面埋立法の解釈でございますが、護岸工事や築堤は土地造成の目的ではないため対象外としますから、護岸の工作物として取り扱うということで埋立て区域はこの道路用地部分のみということで、県からの指導を受けている状況でございます。そして、クラックの部分についてでございますが、これにつきましては、今回は護岸施設ということで議員のご指摘の通りそういった不安がないように今後調査、そして補修をしてまいりたいと考えております。東側部分についての施工がしないのかという部分については、本事業につきましては、平成13年当時にですね、建設海岸の区域につきましては、通常、県で施工するのが通常でございますが、事業の採択当初にさわやか海岸事業ということで農林水産省のモデル事業として採択を受けております。その内容等につきましては、省庁間の枠を超えたところで背後地の保全の状況が同じであれば、建設海岸の部分を含めたところで事業をするという、そういった事業で採択を受けている状況でございます。従いまして、今回のこの事業につきましては、現在のところ釜建設海岸のこの図で示した部分のそこまでということで施工区域が決まっているということでございます。

○議長（山本政人君） まだ納得いきませんか。

○8番（浜口雅英君） はい。

○議長（山本政人君） ほな、浜口君、どうぞ。

○8番（浜口雅英君） そしたら、ここまでですよ。この緑の部分ですね。ほんならこの土地は、この土地とこの土地と分離すると考えた場合、これはどがんなつとですか。これしかも何もなかでしょ。漁港海岸の場合は、1つの土地として認めてある。ほんなら建設海岸の場合は、これを認めないわけでしょ。土地として。ほんならこの青の部分はどういう形で補てんするんですか。単なる土地のあれじゃなくて国土ですよ。日本の国土になるわけでしょ。国土の、ほって、しかも今の説明によれば、県の考え方1つであるときにはここまで土地なんだ、あるときはここで終わりなんだ。そういう説明でしたよね。それは間違いなかつですか。これは、私、今日そういうことであれば、

又、あとで私のほうから県のほうにもお尋ねをしますけども、そういうあいまいな形でいいんですか。あるところ、ほんなら富岡の場合は、富岡のふるさと海岸から現在施工されている浜之町は漁港海岸。失礼しました。富岡は港湾海岸ですかね、志岐は漁港海岸は、ここまで入っとるわけですよ。言うならば、延長、総延長どんくらいありますか。2 km くらいありますか、港から。そのうちの170 m くらいだけがこの部分だけなんです。ですね。それが、説明する側として例えば県との打ち合わせをされる中でそういう疑問点は生じませんか。生じませんでしたか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 埋立て申請をですね、出願した時点で、平成25年では、この公有水面の許可権者が県知事でございますので、その指導に従ったところ。そして公有水面埋立法で解釈したところで県の指導に従ってやっております。それと、保全ということでございますが、土地でなければ保全ができないというご意見ございましたが、海岸施設として護岸としてあらたに生じた土地ではないにしても、全く護岸としては変わらないわけですから、保全にしていこうという観点からは漁港海岸も建設海岸も緩傾斜部分については同じだと考えております。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 聞きそびれたかもしれんですけど、公有水面埋立申請は、この図面の中で、どこまでされたとですかね。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 断面図で紫の部分でございます。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） この紫のこれまでが公有水面埋立申請でされたということですね。そうずっと、ここも埋立てて実際あるわけでしょ。そうずっと、これは公有水面埋立てを申請せずに無断で埋めたという感じになってきてしまうんじゃないですか。許可もなんもとらずに、ただ埋めますからという、公有水面埋立てはこれまでってなってくるとここはどういうふうな形での埋立ての手続きで施工されたのかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） これは緩傾斜護岸ということで、相当沖出しをしておりますが、この全体をですね、停滞盛土も含めたところで全体を緩傾斜護岸を土地ではなくて、護岸の施設だという解釈でそれで事業認可を受けた経緯がございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） すみません。重複するところもあるかもしれませんので、確認の意味で。今、ピンクのところの陸側、これは長狭物として字図に残ってる部分ですよ。字図として。

それから、今、紫色でしてある部分。これを公有水面の申請としてされると。これにということですね。ということは、これに地番がついて、所有者が誰になるとか。あるいは長狭物として残ると。登記法上、残るということですね。現在。それが、今のところ事業別に申請するか。たまたまここができあがったから申請しますよということですよ。そのあと出っ張っところ、まだ今後、例えば、漁港の施設ですので、今後は長狭物として残すか、あるいは今後、紺屋町のほうまでできあがってから一緒に公有水面の埋立てにするか。護岸として残すかということでしょうかね、ですかね。そういうことであれば、私はそれでいいと思いますけれども、もう1点ですね、2点目。ここに残されて、例えば、植林とか何かして防風防潮のために木を植えたりなんかしますね。今、現在してあるようでございますけれども、これは富岡の東海岸も西海岸も一緒ですけれども、ここにですね、今、確かに木を植えるために網が張られて、木が大きくなるまでに木が成長するわけですね。その間に、網が破れてしまう。それはそれでいいと思いますけれども、今後、階段式護岸にしますので、前は直立堤の護岸であって、例えば、漂流物、特にこの頃はプラスチック類なんかがあるわけですが、押し寄せた波で押し寄せたやつが風で吹き上げて、ここの緑地、防風帯と言いますかね。そこら辺に相当ゴミあたりが集積する恐れがあるんじゃないかならうかと思います。現に富岡の東海岸はそれで地域の方々には困っておられる。これについては、一応、水道環境課長のほうにお願いして、網なんと張ってくれば地域の人は大変ばいということで、ちょっとですが、いろいろ問題があつてということで、相当地域の方々の手を煩わせて、いろいろゴミの収集なんかはしていらっしゃる。今後、そういったことが発生する恐れがありますけれども、ここの管理はどういったことになされますかね。ここは長狭物として残る。あるいは町の施設として残る。国の施設として残る。私は今のところまだわかりませんが、そこら辺2点についてお尋ねします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） ご質問は4点ほどあつたとは思いますが。

長狭物であつたかどうかということですね。当初、この道路の部分が。そのとおりでございます。これは護岸で堤でございました。そして、今回あらたに生じた土地ということでは今後番地をつけるところが、紫の部分ですね。この部分に今後ご承認いただければ登記事務を行っていきたいと思います。

それと、緩傾斜護岸につきましては、今後も護岸の施設として管理をしております。そして、ゴミの集積が心配であるということでございますが、現在のところは、ここまで吹き上がってくるというような状況はまだ現在のところは確認はされておられません。護岸の管理者は町になりますので、そこら辺は今後も留意して水道環境課とですね、連携して対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） すみません。今、今回公有水面埋立てで出るところから、沖合に出たところは、今後やはりいろいろな兼ね合いがあって、明神山地区あたりとの兼ね合いがあると思う。事業が漁港でしよつとでしようからね。そのときにいろいろ考えられるということでしょうかね。それで、このままとりあえずできあがったところの公有水面の埋立ての申請をやるということでしょうかね。そういうことでしょうかね。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今回は、道路部分についての新たな生じた土地ということでございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論ありますか。討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許しますが、当初、反対か賛成かを明確におっしゃっていただいて意見を述べてください。浜口君。

○8番（浜口雅英君） あらたに生じた土地の確認については反対します。反対理由です。今の説明によれば漁港海岸、港湾海岸とは違った取り扱いがなされています。これは緩傾斜護岸、要するに埋立て、実際は現実には埋立てであるのに、それを新たな土地としては認めないという取り扱いがこの釜海岸だけに示されているということです。それから、現状断面では埋立て盛土は法的に担保されない国土となります。このような法的扱いは本町の北海岸、東海岸は登記の風波はひどい。これによる被害対策も明確な対応が法的根拠を持たないことになりはしないかというのは、この紫の部分からかなり北側、東側に法的に根拠のない土地があるわけですね。もし何かあったときには、その対策が法的に対応できない。これによる被害対策も明確な対応が示されないこととなります。現状の形、そして、法的な対応が不十分な中であらたに生じた土地としての確認には賛成できません。反対です。以上です。

○議長（山本政人君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ありませんか。次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議がありますので、起立によって採決をします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第34号、あらたに生じた土地の確認については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第35号 字の区域の変更について

○議長（山本政人君） 次に、日程第13、議案第35号、字の区域の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第35号、字の区域の変更について。

公有水面の埋立てによりあらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により苓北町の字の区域を次のとおり変更するものとする。

平成29年6月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

あらたに生じた土地、天草郡苓北町志岐字八ツ尾原1002の1、1002の3、1003の1及び1003の4に隣接する無番地（水路、堤）並びに1013の2に隣接する無番地（道路、堤）地先公有水面埋立地732.35㎡でございます。

編入する字でございますが、苓北町志岐字八ツ尾原。

提案理由でございます。町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回の提案は、議案第34号であらたに生じた土地の確認をいただいた土地732.35㎡について、志岐字八ツ尾原の1つの字に編入の上、字区域の変更をする手続きのためのご提案をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑を行いますか、質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） あらたに生じた土地の説明の中で、志岐八ツ尾原1002の1、2の3、3の1及び3の4に隣接する無番地、並びに13の2に隣接する無番地は

記載してありますが、埋立て区域の隣の1001の7の表示はありませんが、それでいいんですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） あらたに生じた土地で、まだ土地として表示がないために表記するにあたりまして、地先という表現の方法を使いますが、それにあたりまして、こういった表示をしております。この表記方法につきましては、埋立て申請を出す段階、そして県のしゅん工認可を受けた段階で、同じ表記を用いて表記をしております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 言いよってしょ。申請と実績報告は、工事と一緒にですよ。当初設計と出来高設計では若干変わってくる場合もあるんだと。そういうことがあるんじゃないですか。申請のときはもしかしたら、漁港海岸に関わる1001の7ですか、はまだ明確になっていなかったとか。もう10年ぐらい前の当初の申請だからですね。10何年か、15年ぐらい前か。その後、この隣の漁港海岸の1001の7が明確になってきたということであれば、それは申請のときに県の指示だということじゃなくて、今がどうなのか。それをあらたにすべきじゃないんですか。そうして国土として認めることを議会に諮る。そういうことをすべきじゃないんですか。平成29年ですよ。ですね。昨日、今日とか一昨日の話じゃないわけですので、当然、そういう歴史的な変化というのはあり得るわけですよ。それを申請したとき、申請したときってどうするんですか。今つくった現実に基づいた確認をすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） この表示につきましては、埋立てを申請をして、その後工事をいたしまして、工事の中身については、若干の変更はそれはあるのは当然でございますが、埋立ての部分の地先部分につきましては変更がない。そして許可権者である県知事からしゅん工認可証をいただいております。その部分につきましても、しゅん工の面積が732.35㎡で、土地の表示がまだございませんので、県知事からのしゅん工認可証のとおりの表記で今回も表示をさせていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） どうもなんかご理解いただけんような感じがします。それはわかってですよ。ここに書いてあるけん。この中にもう1つ地番が抜けとりやせんかって。たったそれだけですよ。ほって、あなたはこれはこの表記は埋立て申請のときに使った表記を使っているんだって。ほって、いつ申請しましたかって言ったら、平成12年ですか、14年ですか。それから10年以上経っているんだから、現状も変わっているでしょうと。だから、変わったなら変わった段階で、1001の7もこん中に入れ

んと。埋立地の西側は誰もおらっさんですたい。この申請からすればですね。ところが平面図ではおらず。現実もおらっとですよ。ところが、申請の中では、この申請からいけば、隣は誰もおらっさんことになっとですたい。そういう不明確な議案でいいのかと、提出でですね。そこを聞きよっですよ。そこにきて理由がはっきりせんですよ。申請のとき、申請のとき、県が、県が。県は知らっさんですよ。一番知っとっとはあなたでしょうが。荅北町の職員が一番現状は知っとするわけでしょうが。ほんなら現状に合わせた、これさっきも言いましたように国土になっですよ。日本国の土地になるんですよ。もちっと明確に厳密にすべきじゃなかですか。いかがですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 認可証がですね、いただいた時点では、平成29年3月13日付けでございます。その時点においては、志岐漁港海岸の1001の7、これが表示は、登記は済んでおりました。その時点での表記で海岸地先という表示で、県知事の許可権者が、このしゅん工認可証のこの部分についてのしゅん工、そして埋立ての認可をしたという表示がこの部分でございましたので、これで問題はないと私は考えております。

○議長（山本政人君） まだ納得いきませんか。

○8番（浜口雅英君） まだ2回でしょ、3回目です。今度は。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私が言うのはですね、今の説明によれば29年には1001の7は認めてもらっということですよ、法的に土地として。であればあるほど、今回の字、さっきの土地の確認も同じですが、土地の確認のときにはちょっと少数派というか1人になってしまいましたけども、字の区域の変更について、同様の問題であるならばですね、私は1001の7、これ県も認めとっですたい、ですね。29年の認可の段階では、県も認めとするわけですよ。ならば、現実にあった形での議案を出すべきだということですよ。これ野田課長、あらたに繰り返になりますけども、日本の国土をどう保全するかという非常にですね、重い議案なんですよ、これ実は。安易に県がだからとか15年ぐらい前に出しとると、申請のとおりにするんだとか、そういう問題じゃなかわけでしょうが。答えは同じですかね。同じならもうよかです。

○議長（山本政人君） 答弁あります。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 確かに議員が言われるように1001の7、あらたに生じた土地が隣接しているのは間違いがございません。しかしながら、この地先表現をする場合に、あらたに何も無い海岸、海に土地を表記する場合、その表示する場合に、地先という表現を使って表現する場合は、このとおりの繰り返になります、表現方法では問題ないかと思っております。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。はい、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 私も浜口議員と同じような感じがします。ただ、登記上ですね、この表現がなくてもいいかどうか、ちょっと確認します。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 登記にあたりましては、この埋立て区域をですね、再度登記ができるように登記の図面をつくりまして法務局に申請することになります。従いまして、それにあたりましては、しゅん工認可証のですね、写しを添付するようになっておりますので、全く今回のと同じ場所について登記をするということになるかと思えます。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 確認ですけれども、1001の7は表記しなくてもいいということで理解していいというわけですね。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 表記については問題ないと考えております。

○11番（錦戸俊春君） と思いますじゃなくて、確実にいいということでもらわんとですね。と思いますでは、やはり確実にもう大丈夫ですと、これで登記できますということでもらわんといかんと思うんですね。

○議長（山本政人君） そこは確認をせんでよかですか。いいですか。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 平成29年3月21日付けのですね、熊本県の広報におきまして、しゅん工認可についてのですね、埋立地ということで県の広報でもこれは告示をされている状況でございますので全く問題がございません。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。討論を行います、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。議案第35号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第35号、字の区域の変更については、原案のとおり可決すること

に決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第36号 平成29年度苓北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第14、議案第36号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第36号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に256万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億4,256万5,000円とするものでございます。今回の補正予算は、港整備交付金事業補助金額の決定、志岐集会所の放送設備の修繕にかかる事業費の補正が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第36号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の内容についてご説明申し上げます。

平成29年度苓北町一般会計予算の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ256万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ47億4,256万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。第2表、地方債の補正です。1、変更で、公共事業等債、港整備交付金事業、限度額を80万円増額し、1,380万円とするものでございます。

7ページをお願いします。歳入です。款14、県支出金、項2、県補助金、目4、農林水産業費県補助金、節4、水産業費補助金は、港整備交付金で小路漁港消波工事業分90万円の増額です。

8ページをお願いします。款18、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、繰越金86万5,000円の増額です。

9ページをお願いします。款20、町債、項1、町債、目2、農林水産業債、節2、水産業債は、港整備交付金事業分で80万円の増額です。

10ページをお願いします。歳出です。款5、農林水産業費、項3、水産業費、目3、漁港建設費は、港整備交付金小路漁港分の工事請負費170万円の増額です。

11ページをお願いします。款9、教育費、項4、社会教育費、目5、志岐集会所管理費、節9、旅費は、志岐集会所嘱託職員費用弁償1万7,000円の増額、節11、

需用費は、放送設備の修繕料84万8,000円の増額です。

以上で、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 11ページですが、まず、旅費1万7,000円は、あらたにと言いますか、変わられた方に対する通勤に関わる費用弁償かどうかということです。

それから、84万8,000円が放送設備の修繕料としてあげられていますが、今後、あの放送施設の管理ですね、は誰がするのか。ほかの公共施設も同様ですが、大事な何と言いますか、先生の非常にありがたいお話を聞くときにも放送がぐちゃぐちゃになって、その雰囲気は壊れてしまう。よく聞こえない。非常にですね、最悪の公共施設の放送設備という印象しか与えませんので、器具の修繕と同時に、誰がその管理をするんだとか、そういうものも1つ明確にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） まず、旅費の費用弁償でございますが、議員おっしゃるとおり嘱託職員の通勤にかかる費用弁償でございます。

次に、放送設備のですね、今後の管理ということでございますが、今、現在はですね、基本的に音響照明等の操作につきましては、使用方法の説明を行いまして、使用団体に行っていただくようにしております。又ですね、指定した箇所以外は触らないようにですね、お願いしましてほとんどの団体で適切に使用してはいただいております。全体のほかのところもですね、ほかの施設でも一応そういうことで使用をしていただくようにしております。今回ですね、志岐集会所での不具合は完成以来15年が経過し、経年劣化によるものと考えておりますが、修理後はですね、適切な使用について各団体に再度通知をしまして、管理は教育委員会ということでほかの不具合が生じないような使用の仕方を徹底してお願いしてですね、適切に管理をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 放送施設ですが、やっぱり教育委員会の対応はあまいと思います。今の課長の説明ではほとんどの団体では不合理はなかったということですが、私たまたま私のときだけでしょうか。私が行ったときは度々なんですけども、ですね、やっぱりそこら辺はほとんどということであれば、ちゃんと明確な資料をですね、何回開いて何回そういうことがあったという形で示してもらいたいと思います。それは話ですけどもですね、そういうことじゃなくて団体に任せているということですけども、やは

りそれはもう甘いと思います。いろんな方がおられる、いろんな団体があるわけですので、これに触るな、あれに触るな、ほんなら何かワイヤレスが入らないときはどうすればいいんですか。ワイヤレスが。よく私が行ったときはワイヤレスに音量が入らなかったということですよ。それは、このボタンを押すな、あのボタンを押せとか、そういうことで通用する問題じゃないでしょ、ワイヤレスの場合は。あの施設の中で、室内の中で、どの部分にほんならマイクを持っていくな。そこはワイヤレスも入らんけんなって。そういう部分も示してあるかどうかですね。私は例えば、志岐集会所の管理、臨時の職員さん、あるいは館長さん、あるいは教育委員会がそこまでその施設の管理は教育委員会にあるということであれば、教育委員会の職員の人は皆さん全部その状況を把握されて、Aという集会のときにはAさんが行くと、Bという集会のときは、どなたか一般業務があいてる人がいって、済むまで管理にそこにおきなさいという、そこまですべきではないですか。いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 教育委員会の諸々のことについては、私どもが言うべきではないというのは承知をしておりますが、これは町の施設であります。町の施設であって、町の施設が正常に動いているかどうかというのはやっぱりしっかり町が見ていかなければならないと思うわけです。1回ごとの利用については、それは使われる団体の方々が責任をもって使っていただきたいと思いますが、しかし、その器具等が正常に動くかどうかというのは通常誰かがはっきり確認をすべきだと私は思いますので、そういった面で町の施設であるということを教育委員会も認識していただいてですね、その辺を誰がどう正常に動くかどうかというのを常々点検するのか。これは決めておくべきではないかなと思います。

○議長（山本政人君） はい、教育長。

○教育長（芦塚博昭君） その件につきましては、教育委員会の職員で対応していきたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） できますれば教育課長の前にですね、教育長から今のお話をまずいただければ3回、4回私も質問せんでもよかったんですが、そういうことでお願いします。

それから、課長の話の中で15年で劣化という話が出ましたけども、それはやっぱ基準かなんか償却資産の償却基準とか何とかそういうものに基づいて、15年度劣化という言葉が使われたんでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） あくまでも私の私見でございまして、申し訳ございません

が、大体15年ぐらいですね、機器類が不具合が生じるんじゃないかという経験則に基づいてお答え申し上げました。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 使用にあたっては各団体が責任もって使いなさいというようなことでありましたけれども、私、今年、老人会の総会をさせていただきましたけれども、1年に1回か2回ぐらいしか使わん団体がですよ、ピシャツとした施設を使い切るわけがない。まして、後ろの国旗でさえどがんで上げるのがよかつじゃろわからん。上のほうからきてるマイクの関係なんかちゅうのは全くわからん。その状態です。これは私が当事者として。

それからもう1点。私、老人会とかあるいは今回すぐさま商工会の総会に出ましたけれども、できればですね、教育長にも町長にもご案内をしております。最後までおってマイクあたりが適切に入るかどうか、総会の式典だけじゃなくて、その後、後援会においても。済んだら帰ってはっていくと。あれがきてくれんかということで案内を差し上げておりますけれども、おつてもこらっさんというような関係で、上手なピシャツとした施設の管理ができるわけなか。そこら辺どうお考えになるか。トップの方どなたかお尋ねをします。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） それはちょっと設備の維持管理とは関係ない話じゃないですか。いや、私はそう思います。設備の維持管理は私が出てるときはちゃんと志岐の高齢者大学のとき、うまくいかなかったんで注意をしたわけですが、いるときはきちっとしますよ。ただ、いないときのことはよくわかりませんので、日頃から設備がきちっと使えるのかどうかというのは誰かが責任をもってきちっと管理をしていくべきだという意見を申し上げているところでございます。そして、又、そこに、その会合に役場職員、あるいは教育委員会の職員が出ておったら、出ている人間がその辺の機器の扱い等々はお手伝いをするというのは当然のことだと思いますが、やはり団体によっては役場職員が出ないときもありますので、そのときには団体の方々が責任をもってやると。しかし、設備機器やきちっと動くのかどうかというのは確認はやっぱり役場かあるいは教育委員会でやらなければならないと、そう考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私、すみません。ちょっと言い方が間違うとったかもしれませんが、行ってから管理じゃなくて使い方、使えるとならばそれは各団体で使ってくださいということでございましたけれども、いろんな部屋の何ですかね、雰囲気とか何か出すとに、国旗を揚げてみたり、看板を立ててみたりする、あの上げ方さえもわからんわけですね。それを施設はピシャツとしておりますので、適当に使いなさいというよ

うな、私先ほどの言葉で聞こえたっですよ。それで、私たちが行ってもそれを使いこなすだけの能力がなかかわけで、車と一緒にですね。車を置いとるばってんが乗ってみろという同じだろうかと思えますですね。そういったことで、ぜひですね、そこら辺は館長さんもおらすし、管理者もおられますので、そこら辺の指導をピシャツとしていただいて、そしてお手伝いなりしていただくと。私たちが言うてどうのこう、かんどてしときなっせじゃなくて私たちも一緒にすつときに機械の使い道とか何かもわからんわけですよ。そして、そういったことしてください。もう一点言ったのは、すでに今年度に入ってからアンプは使われんと。故障しておりますよという最中に私が大丈夫かということで、相当私は問い合わせたっですよけれども大丈夫ですよと。小さいの何台かするから大丈夫ですよということでございましたけれども、それを私いてたのは老人会と商工会にいましたけれども、せっかく町のトップの方おいでってからも肝心のとき戻ってはってそういうピシャツと使われるとか何かというのが確認がせんでおって帰って、そこに置いて最後までですね、おっていただければ、これは聞こえんなど。今次とかどがんかせんばいかなんというような認識あたりができたと思えますけれども、それさえもさっさん。それは私は職務として怠慢じゃなかるうかなんということをお伝えするわけですよ。そこら辺をですね、今後はですね、なくすように施設はやっぱり運営のため町のもんですからですね、できれば上手に使わせていただくような指導をしていただきたい思います。

○議長（山本政人君） 議長として、貸与して使用する場合に、やはり使用の指導というのは必要かなというふうに思いますが、その点はどうですか。執行部として。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） たいていの会合には役場職員並びに教育委員会の職員が誰か1人は来てます。その人がやればいいんですよ。わからないときは。それだけの話だと思うんですが。結局、それをどう植え付けるかですよ。習慣的に。どう植え付けるかということをしちつとやらなきゃいかんと。お言葉ですが、今、商工観光課長に聞きましたら、商工観光課長は最後までいたそうですから、商工会の会合には。

○議長（山本政人君） 3回目ね。松本君。

○1番（松本良人君） 商工観光課長に聞きますけれども、総会るときあたりになんですかね、ワイヤレスもってしたときに後ろのほうも聞こえましたか。使えましたか。使われんやっただすね。老人会るときも案内したばってんが、ずっとおられたかわかりませんけれどもですね。前のほうの町長挨拶、主催者挨拶、議長挨拶のときには使われたですけれども、一旦、議事に入って討論するときには賛成反対のときに、ワイヤレスを持って差し上げたときにそのワイヤレス使われんとです。使われんだったです。そういったことでございますので、そこら辺はですね、もしそこら辺担当課長がおいでなつた

ところはそこら辺どうであったかというのは又あとと言っただけならば。あるいは教育長さんたちも総会にはご案内しておりますので、そこら辺もですね、お聞きしていただきたい。そう思います。

○議長（山本政人君） そうしますと、結局使用する場合は使用する指導者がおると、明確にするというようなことでよろしいですね。そういうことでよかったですか。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 会合によっては、趣味の団体等々もいらっしゃいますし、そのときには役場職員ついてないときがあると思います。ただし、正式な総会となればですね、役場職員や担当の課長、職員は必ず出てきておりますので、当然その人たちがお手伝いをするというのは当たり前なことじゃないかなと思っております。

○1番（松本良人君） もう1回ぐらいよかですか。

○議長（山本政人君） ちょっと待って。納得できませんか。

○1番（松本良人君） ぜひお手伝いをさせてください。

○議長（山本政人君） そういうことでお手伝いをするということですから。

倉田君。

○5番（倉田 明君） 質問ではありませんが、確認をとということでお許しいただきたいと思います。先ほど、浜口議員のほうから町あるいは教育委員会の担当のほうで最後まで放送設備を使う場合おっていただきたいという旨の話をされました。教育長は教育委員会のほうで対応しますと言われたような気がいたしましたが、さっきいろいろお話がありますが、やはりいろんな団体で役場職員あるいは教育委員会の職員の方がいる場合も、いない場合もあると思うんですよね。先ほど教育長が対応しますって言ったけども、浜口議員がどがん思っとるかは別として、浜口議員は町の職員の方に出てくださいというようなことで言われたと私思って、こっちが対応しますだったからその辺はどういった意味の対応なんですか、という意味で確認をいたしたいと思います。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 普段の管理ですね、それと要するに総会とか何か大きな大会とか重要な大会ですね、そういうときはもう職員をつけます。

○5番（倉田 明君） お願いします。

○議長（山本政人君） はい、それでよろしいですね。

ほかにありませんか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） これ予算に載ってないからお尋ねちゅうかお聞きちゅうかお願いでいうかちょっとしたいと思います。コミュニティセンターでですね、この前、ある総会があったときに、その放送設備も非常に悪かったですよ。ワイヤレスが全然使えなかったということで。せつかくの総会が何かマイクの調子が悪くて非常に何か混

乱されたような状況でございました。そこら辺の修理あたりも予算に載っていないからぜひ修理をとということでお願いをしたいんですけども、そこら辺は存じ上げておられたかどうか。もし存じ上げてなかったら次の機会にでもぜひ確認をされて、修理が必要だと私はそのときは思いましたけれども、検討していただければと思います。

○議長（山本政人君） はい、そのことは十分に点検をし、修理をしてください。
ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第36号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第37号 平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第15、議案第37号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第37号、苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,178万円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、前期高齢者納付金に不足が生じるため増額補正するものでございます。補正予算の中身についてご説明をいたしますので6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款6、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金は、支払基金からの通知により33万円の増額補正でございます。

次に、歳出でございます。7ページをお開きください。款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、財源区分の変更でございます。

次に、8ページをお開きください。款4、前期高齢者納付金、項1、前期高齢者納付

金等、目1、前期高齢者納付金の33万円の増額は、29年度から法律の改正により、制度の見直しがなされ、前期高齢者納付金の加入者1人あたりの負担調整対象額が引き上げられたことに伴う増額補正でございます。

以上が、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第37号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第38号 平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第16、議案第38号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第38号、苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ13万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億738万7,000円とするものでございます。今回の補正の理由は、長寿健康増進事業の事業内容の修正によるものです。当初、健康運動指導士の雇用を考えておりましたが応募がなく、現在採用までには至っておりません。そこで健康運動士の募集は継続しつつ、月1回後期高齢者の75歳到達説明会時に講師をお呼びし、運動指導を行うため不要となった2ヶ月分の報酬を減額し、報償費に組みなおすものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款5、諸収入、項1、雑入、目1、雑入は、組み替えによる13

万3,000円の減額補正でございます。

次に、歳出でございます。7ページをお開きください。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、歳入同様、予算組み替えによる13万3,000円の減額補正でございます。

以上が、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第38号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 同意第2号 苓北町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山本政人君） 次に、日程第17、同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

苓北町固定資産評価審査委員会委員に、下記のものを選任したいので地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成29年6月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、荒木康英。

提案理由、苓北町固定資産評価審査委員会委員のうち1名の委員が平成29年7月2日をもって任期満了となるので、後任の委員を選任するためでございます。

なお、荒木氏の略歴につきましては、次ページに掲載をしておりますので、ご参考の上、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（山本政人君） 只今の出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、1番、松本良人君、2番、廣田幸英君、3番、高戸幸雄君を指名します。

事務局長は投票用紙を配ります。

本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（山本政人君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（山本政人君） はい、異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（龍岡 学君） 1番、松本良人議員、2番、廣田幸英議員、3番、高戸幸雄議員、5番、倉田明議員、6番、石田みどり議員、7番、野崎幸洋議員、8番、浜口雅英議員、9番、田嶋豊昭議員、11番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の松本君、廣田君、高戸君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（山本政人君） はい、それでは投票の結果を報告します。投票総数9票、有効

投票数9票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成が9票、反対は0です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

-----○-----

日程第18 同意第3号 苓北町固定資産評価員の選任について

○議長（山本政人君） 次に、日程第18、同意第3号、苓北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

ここで審議に入ります前に、同意を受ける当事者が議場内に在籍しております。

地方自治法第117条の規定による除斥の対象ではありませんが、審議の都合上、本件が終了するまでの間、退場を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。宮崎裕昭君、退場してください。
(退場)

はい、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第3号、苓北町固定資産評価員の選任について。

苓北町固定資産評価員に、下記のものを選任したいので地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

平成29年6月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、宮崎裕昭。

提案理由、苓北町固定資産評価員から辞職の届出がありましたので、後任の評価員を選任するためでございます。

なお、宮崎氏の略歴につきましては、次ページに掲載をしておりますので、ご参考の上、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号、苓北町固定資産評価員の選任について、同意を求める件を採決します。

この採決は会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(山本政人君) 只今の出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、5番、倉田明君、6番、石田みどり君、7番、野崎幸洋君を指名します。

事務局長は投票用紙を配ります。

本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と書いてください。

(投票用紙配付)

○議長(山本政人君) 配付漏れはありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 投票箱をもう1回点検します。

(投票箱の点検)

○議長(山本政人君) はい、異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票ください。

○事務局長(龍岡 学君) 1番、松本良人議員、2番、廣田幸英議員、3番、高戸幸雄議員、5番、倉田明議員、6番、石田みどり議員、7番、野崎幸洋議員、8番、浜口雅英議員、9番、田嶋豊昭議員、11番、錦戸俊春議員。

○議長(山本政人君) 投票漏れはありませんか。ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の倉田君、石田君、野崎君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(山本政人君) 投票の結果を申し上げます。投票総数9票、有効投票9票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成が9票、反対はありません。

以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第3号、苓北町固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

ここで宮崎裕昭君の入場を求めます。

-----○-----

日程第19 請願第1号 熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書の提出を求める
請願書

○議長(山本政人君) 次に、日程第19、請願第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。請願第1号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。田嶋豊昭君。

○9番（田嶋豊昭君） 熊本地震被害者住宅再建に関する意見書の提出を求める請願書。

紹介議員、田嶋豊昭。

請願事項、1、被災者生活再建支援制度の増額を国に働きかけてください。2、一部損壊・半壊以上の住宅再建の支援策を創設してください。

以上、請願します。

請願理由、2016年4月14日と16日に震度7が2回、熊本県を襲った熊本地震で多くの犠牲者と住宅損壊やライフラインへの甚大な被害が出ました。被災地では、長期間に及ぶ避難所生活を余儀なくされ、住まいを失った人たちは当分の間、仮設住宅の生活となっています。地震発生から1年が経過しました。ライフラインの復旧は大きく前進している中で、住まいを失った人たちも住宅再建に全力をあげています。しかし、全壊を認定された家屋への支援金は当初100万円でしたが、今300万円に引き上げられており、半壊被害に対しても57万円が支給されていましたが、一部損壊に至っては何もでない状況です。この金額では、住宅再建に対して踏み切れないでいます。被災地では、現在全国から寄せられた義援金をたよりに自治体ごとに見舞金が配付されているものの、いまだ十分ではありません。被災された皆さんの1日も早い復興を願う声を集め、住宅再建に向けて市町村議会や県議会に国への意見書決議などの採択を要請します。

つきましては、貴議会におかれましても、熊本地震被災者の住宅再建に関する意見書を提出していただきますよう請願します。

請願者、住所、熊本県天草郡坂瀬川2557-3。

氏名、熊本県建築労働組合天草支部、苓北分会長 林 繁信。支部執行委員長代行 榎田菊造。

苓北町議会議長、山本政人殿。

なお、意見書案については別紙のとおりでございます。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 以上で、紹介議員の説明が終わりました。これから質疑を行い

ますが、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないですね。はい、質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。請願第1号を採択することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました請願第1号の意見書は、本日の日程に追加し、提出者、賛成者を定め、追加提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、請願第1号の意見書の提出については、追加提案をすることに決定しました。ここで追加日程のためしばらく休憩します。どのくらいがよかですか。2時40分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（山本政人君） はい、それでは休憩前に引き続き、本会議を開きます。

これから追加日程についてを議題とします。

-----○-----

追加日程第1 発議第1号 熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書

○議長（山本政人君） 追加日程第1、発議第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○9番（田嶋豊昭君） 発議第1号、平成29年6月8日。

苓北町議会議長、山本政人様。

提出者、田嶋豊昭。賛成者、浜口雅英、賛成者、松本良人、賛成者、倉田明、賛成者、野崎幸洋。

熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14号第1項及び第2項の規定により提出します。

熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）。

2016年4月14日と16日に熊本地震が発生し1年が経過した。地震では、被害にあった住宅は、全壊約8,600棟、半壊約3万4,000棟、一部損壊約14万7,000棟、合計約19万棟に及んでいる。現在も仮設住宅や借り上げ仮設住宅、あるいは雨漏りの修理もできない自宅で生活している被災者もいる。被災者だけの努力では限界もあり、再建はなかなか進んでいない状況がある。被災者に対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給がなされているが、住宅が半壊以上の被災者世帯が対象となり、一部損壊の被災世帯は支給対象外となっている。又、支援金限度額は300万を超えない範囲となっており、住宅再建に対して踏み切れない状況もあるのではないかと考える。被災者生活再建支援法の支給金額や支給の対象となる被災世帯の枠組みを広げることは今後の大規模災害発生後の被災地の早急な復旧にとって重要なことであると思う。そこで被災者生活再建支援法第3条の規定にある支援金の支給額を増額、さらに規定にない一部損壊についても支援金支給を設けるなど、あらたな法制度の見直しを行っていただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、大島理森様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

国土交通大臣、石井啓一様。

熊本県苓北町議会、議長、山本政人。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、提出者の説明が終わりました。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。お諮りします。本案については、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書の提出について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

-----○-----

日程第20 閉会中の継続審査調査の件

○議長（山本政人君） 次に、日程第20、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会活性化等検討特別委員長及び広報委員会から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第21 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第14回苓北町議会定例会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

閉会 午後2時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員